

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年6月23日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	新光スマート・アロケーション・ファンド(安定型)
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券の金額】	3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ファンドの正式名称	略 称
新光スマート・アロケーション・ファンド（安定型）	安定型

以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。

上記ファンドおよび委託者が設定・運用する下記のファンドを総称して「新光スマート・アロケーション・ファンド」という場合があります。愛称として「さくらっぴ」という名称を用いることがあります。

新光スマート・アロケーション・ファンド（安定成長型） （以下、「安定成長型」という場合があります。）
新光スマート・アロケーション・ファンド（成長型） （以下、「成長型」という場合があります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は1口当たり1円です。

（ハ）アセットマネジメントOne株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

（イ）発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

## (5) 【申込手数料】

### (イ) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」<sup>1</sup>または「償還前乗り換え」<sup>2</sup>によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

### (ロ) スイッチング手数料

「新光スマート・アロケーション・ファンド」構成ファンド間において、乗り換え(以下「スイッチング」<sup>3</sup>といいます。)が可能です。スイッチング手数料につきましては販売会社にお問い合わせください。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

3「スイッチング」とは、「新光スマート・アロケーション・ファンド」を構成するファンドを換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「新光スマート・アロケーション・ファンド」を構成する他のファンドの取得申し込みをすることをいいます。

(6)【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。なお、販売会社によってはスイッチングの取り扱いを行わない場合があります。また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

(7)【申込期間】

2020年6月24日から2020年12月23日までです。

申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

(9)【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を經由して、みずほ信託銀行株式会社(以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしてします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信/内外/資産複合に属し、主としてマザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」という場合があります。)に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
<b>追加型</b>	<b>内外</b>	その他資産 ( )
		<b>資産複合</b>

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回  年4回	グローバル (含む日本)  日本	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回(隔月)  年12回(毎月)  日々  その他( )	北米  欧州  アジア  オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ  為替ヘッジ  あり(部分ヘッジ)
不動産投信		中南米	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式一般、債券一般、不動産投信)(資産配分変更型)))		アフリカ  中近東(中東)  エマージング	
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券(資産 複合(株式一般、債 券一般、不動産投 信)(資産配分変更 型)))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に複数資産(株式一般、債券一般、不動産投信)に投資を行います。 資産配分変更型とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(含む日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(含む日本)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり (部分ヘッジ)(注)	目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(注)属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(資産複合)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

### b. ファンドの特色

ファンドの特色をよりご理解いただくため、当ファンド以外に、「新光スマート・アロケーション・ファンド」を構成する他のファンドに関する記載をする場合があります。

## 1 わが国および海外の株式、不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)および債券などに分散投資を行います。

●各ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※詳しくは後述「ファンドの仕組み」をご覧ください。

●マザーファンドを通じて、わが国および海外の株式、REITおよび債券などに実質的に投資することにより、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指します。

●マザーファンドへの投資比率は、原則として高位を保ちます。

●効率的な運用を行うことを目的として、株価指数先物取引、債券先物取引などを利用することがあります。



## 2 安定型、安定成長型、成長型の3つのファンドから選択できます。

- 投資者のリスク許容度に応じて、リスク配分が異なる3つのファンドから選択できます。

**安定型** 投資信託財産の安定的な成長を重視した運用を行います。

**安定成長型** 投資信託財産の着実な成長を重視した運用を行います。

**成長型** 投資信託財産の中長期的な成長を重視した運用を行います。

- 各マザーファンドへの投資比率は、「高リスク資産」、「低リスク資産」へのリスク配分に基づき、各マザーファンドの値動きが与える影響度(=リスク寄与度)のバランスを勘案して決定します。

### <各資産クラスへのリスク配分の目安>

	高リスク資産へのリスク配分	低リスク資産へのリスク配分
安定型	30%	70%
安定成長型	65%	35%
成長型	80%	20%

※リスクとは、ファンドの基準価額や各資産の価格変動の振れ幅のことをいいます。

※各資産のリスク特性に基づき、日本株式、外国株式、REITを投資対象とするマザーファンドを「高リスク資産」、日本債券、外国債券、オルタナティブを投資対象とするマザーファンドを「低リスク資産」に分類しています。各資産の分類は今後予告なく変更となる場合があります。

※日本債券には為替ヘッジ付外国債券を含みます。

※上記は各資産クラスへのリスク配分の目安であり、実際各マザーファンドへの投資比率とは異なります。また、リスク配分の目安は今後予告なく変更となる場合があります。

各ファンド間においてスイッチングができる場合があります。

※スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

## 各ファンドの資産配分について

## 各マザーファンド



## Step 1 資産クラス分け

世界のさまざまな資産を投資対象として、各資産のリスク特性に基づき各マザーファンドを「高リスク資産」と「低リスク資産」に分類します。

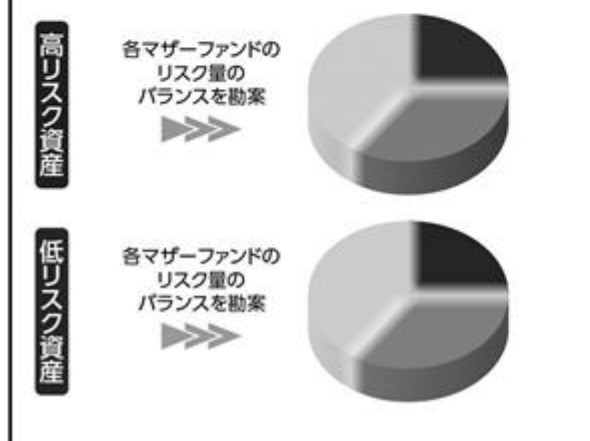
## 各ファンドのリスク配分イメージ



## Step 2 各ファンドの「高リスク資産」と「低リスク資産」のリスク配分比率を決定

各ファンドのリスク配分の目安に応じて、上記2資産のリスク配分比率が異なる3つのポートフォリオを構築します。

## 各リスク資産内の投資比率のイメージ



## Step 3 「高リスク資産」、「低リスク資産」それぞれにおいて、各マザーファンドのリスク量のバランスを勘案

特定の資産からのリスクが過大になるのを防ぐため、「高リスク資産」と「低リスク資産」の各マザーファンドの値動きが与える影響度のバランスを勘案して、それぞれのリスク資産内での各マザーファンドの投資比率を決定します。

その結果、リスクが高いマザーファンドの組み入れは少なく、リスクが低いマザーファンドの組み入れは多くなります。

※上記はイメージ図であり、実際の投資比率などを示唆、保証するものではありません。

※上記のようにリスクに注目した資産配分を行います。市況動向などによっては、各ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

## (参考)各ファンドが投資するマザーファンドの運用方針

資産の種類	マザーファンドの名称	運用方針
日本株式	新光日本株式変動抑制型マザーファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の株式を主要投資対象とします。</li> <li>各銘柄の流動性や財務状況などを勘案し、全体のリスク・リターン特性も考慮したうえで、株価変動による価格変動を最小化することを目指してポートフォリオを構築します。</li> </ul>
外国株式	新光外国株式変動抑制型マザーファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本を除く世界の主要国(先進国中心)の株式を主要投資対象とします。</li> <li>各銘柄の流動性や財務状況などを勘案し、全体のリスク・リターン特性も考慮したうえで、株価変動による価格変動を最小化することを目指してポートフォリオを構築します。</li> <li>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> </ul>
REIT	新光世界REITインデックスマザーファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界のREITを主要投資対象とします。</li> <li>S&amp;P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。</li> <li>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> </ul>
日本債券	債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の公社債、米国公社債、欧州国債を主要投資対象とします。</li> <li>米国公社債、欧州国債への投資にあたっては、原則として、これらを投資対象とした上場投資信託証券(ETF)に投資します。各国の金利水準、社債の信用スプレッドなどを勘案して、各資産への投資割合を決定します。</li> <li>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。</li> <li>金利リスクのヘッジを行うために、国債先物取引などを利用することがあります。</li> </ul>
外国債券	新光外国債券マザーファンド(為替リスク抑制型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本を除く世界の主要国(先進国中心)の公社債を主要投資対象とします。</li> <li>原則としてFTSE世界国債インデックス(除く日本)におおむね沿った国・通貨別アロケーションやデュレーションなどとするを基本としますが、世界経済、金融市場の見通しに基づき変更する場合があります。</li> <li>外貨建資産については、原則として、独自の定量モデルに基づき、主要通貨について機動的に為替ヘッジおよびその比率の調整を行います。</li> </ul>
オルタナティブ	新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界主要国の株価指数先物取引、債券先物取引および為替予約取引などを活用します。有価証券先物取引などおよび為替予約取引などのロング・ショート(買い建て・売り建て)ポジションにより、収益の獲得を目指します。</li> </ul>

※上記の各マザーファンドの運用方針は、各マザーファンドの内容を要約したものであり、そのすべてではありません。  
また、記載内容は2020年6月23日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

## ■ 分配方針

原則として、年4回（毎年3月、6月、9月、12月の各月20日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



◆ 毎決算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

各決算期末の前営業日の基準価額	目標分配金額(1万口当たり、税引前)
10,500円未満*	基準価額水準などを勘案して決定
10,500円以上11,000円未満	150円
11,000円以上11,500円未満	300円
11,500円以上12,000円未満	450円
12,000円以上	600円

\*各決算期末の前営業日の基準価額が10,000円以下の場合には分配を行いません。

● 基準価額の変動に応じて、目標分配金額が増減します。

● 分配金を受け取ることで、各ファンドを売却せずに、その値上がり収益の一部を利益確定することが可能です。

※ 目標分配金額は決算期末の前営業日の基準価額で決定されますので、それより前の基準価額水準は考慮されません。

※ 決算期末にかけて基準価額が急激に変動する場合など、基準価額水準および市況動向により、委託会社の判断で上記と異なる分配金額となる場合や分配が行われない場合があります。

※ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。

※ 投資者ごとに購入価額が異なるため、基準価額が10,000円を超えて支払われた分配金であっても、分配金の一部または全部が実質的に元本の払い戻しに相当する場合があります。

◆ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

◆ 分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合などには、分配を行わないことがあります。

◆ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※ 運用状況により分配金額は変動します。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



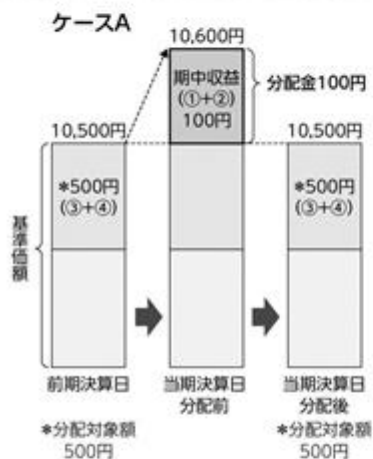
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

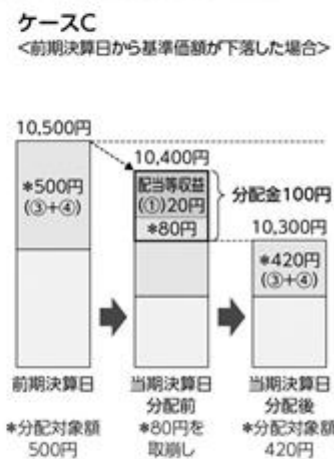
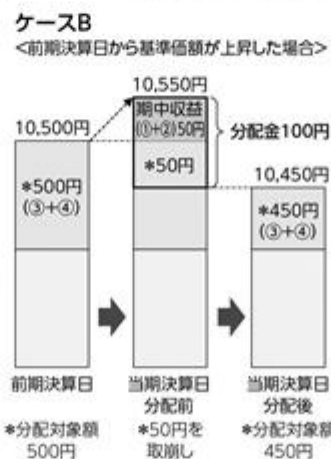
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

#### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上記のそれぞれのケースにおいて、前期末から当期末まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期末日と前期末日との基準価額の差0円=100円  
 ケースB: 分配金受取額100円+当期末日と前期末日との基準価額の差▲50円=50円  
 ケースC: 分配金受取額100円+当期末日と前期末日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。  
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## (2) 【ファンドの沿革】

2015年3月30日

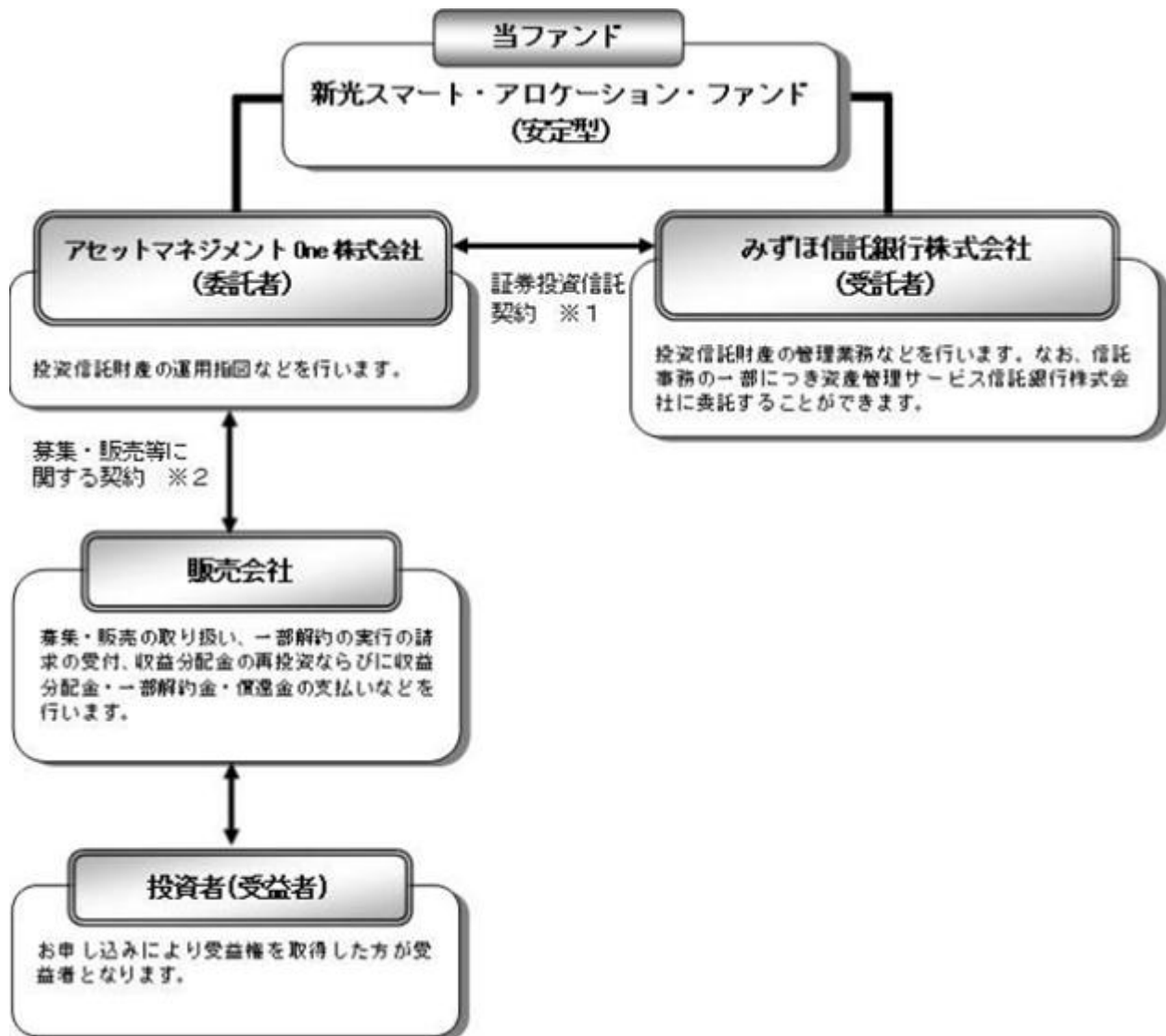
投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2016年10月1日

ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

## (3) 【ファンドの仕組み】

## a. ファンドの仕組み



## 1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

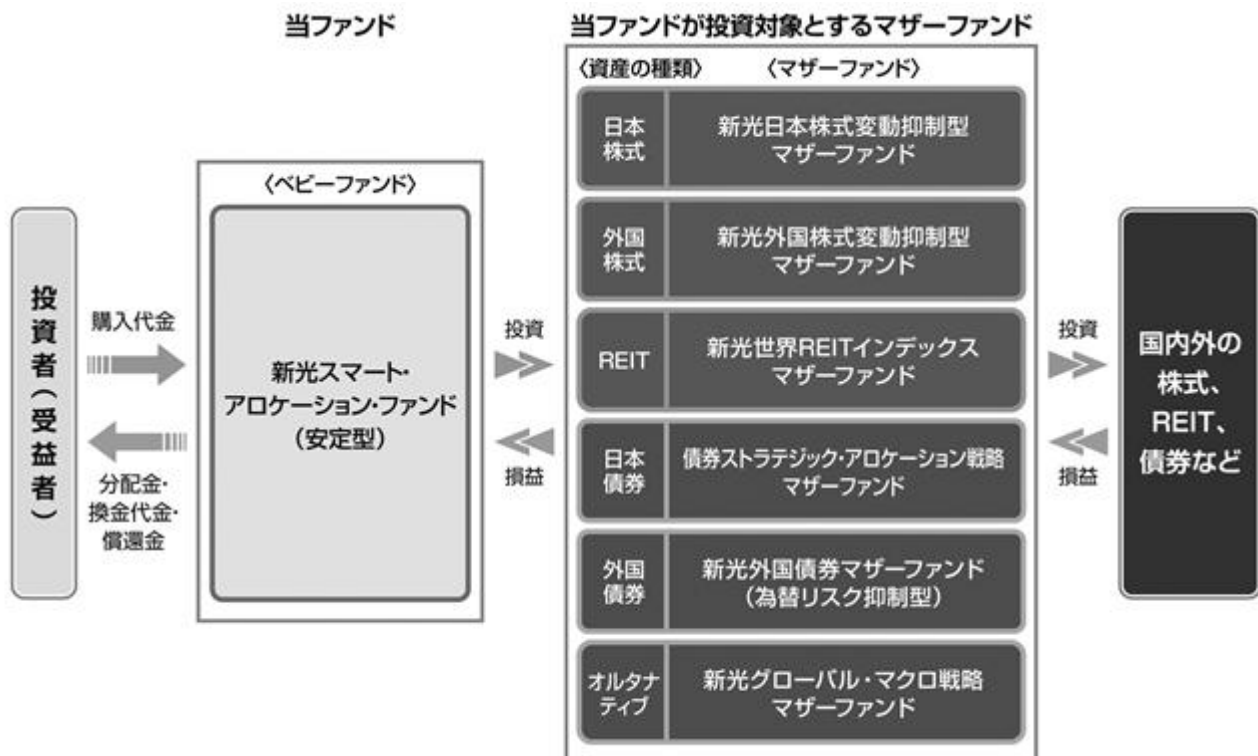
資産管理サービス信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。（以下同じ）

## 2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンドの投資対象には為替ヘッジ付外国債券を含みます。

### b. 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2020年3月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブル・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

## 大株主の状況

（2020年3月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% <sup>2</sup>
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% <sup>2</sup>

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### a．基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### b．運用の方法

##### （イ）主要投資対象

新光日本株式変動抑制型マザーファンド受益証券、新光外国株式変動抑制型マザーファンド受益証券、債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド受益証券、新光外国債券マザーファンド（為替リスク抑制型）受益証券、新光世界REITインデックスマザーファンド受益証券、新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### （ロ）投資態度

主としてマザーファンド受益証券への投資を通じ、わが国および海外の株式、債券および不動産投資信託証券等に実質的に分散投資を行い、投資信託財産の安定的な成長を重視した運用を行います。投資対象のマザーファンドは以下の通りとします。

内国証券投資信託（親投資信託） 新光日本株式変動抑制型マザーファンド受益証券

内国証券投資信託（親投資信託） 新光外国株式変動抑制型マザーファンド受益証券

内国証券投資信託（親投資信託） 債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド受益証券

内国証券投資信託（親投資信託） 新光外国債券マザーファンド（為替リスク抑制型）受益証券



内国証券投資信託(親投資信託) 新光世界REITインデックスマザーファンド受益証券

内国証券投資信託(親投資信託) 新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド受益証券  
各マザーファンド受益証券への投資比率は、当ファンド全体のリスク水準と各マザーファンドのリスク特性等を勘案して決定します。

各マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちますが、市場環境等を勘案して、投資比率を引き下げることがあります。

効率的な運用を行うことを目的として、株価指数先物取引、債券先物取引等を利用することがあります。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## 各マザーファンドの運用方針

### 新光日本株式変動抑制型マザーファンド

#### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

主としてわが国の金融商品取引所上場株式に投資を行い、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

銘柄選定にあたっては、各銘柄の流動性や財務状況等を勘案し、全体のリスク・リターン特性も考慮した上で、株価変動による価格変動を最小化することを目指してポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

効率的な運用を行うことを目的として、株価指数先物取引等を利用することがあります。

株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への投資は行いません。

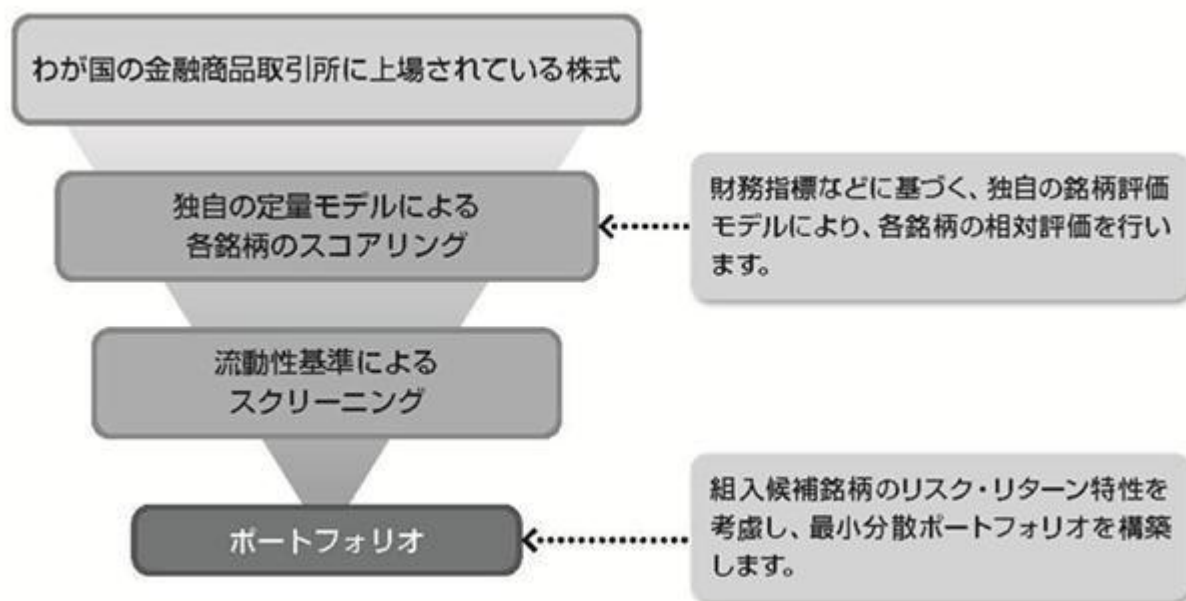
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

### 運用プロセス

新光日本株式変動抑制型マザーファンドは、独自の銘柄評価モデルに基づき銘柄を絞り込むとともに、ポートフォリオの株価変動に伴う価格変動を最小化することを目指します。



運用プロセスは2020年3月31日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

### 新光外国株式変動抑制型マザーファンド

#### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

日本を除く世界の主要国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

主として日本を除く世界の主要国の金融商品取引所上場株式に投資を行い、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

銘柄選定にあたっては、各銘柄の流動性や財務状況等を勘案し、全体のリスク・リターン特性も考慮した上で、株価変動による価格変動を最小化することを目指してポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

効率的な運用を行うことを目的として、株価指数先物取引等を利用することがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

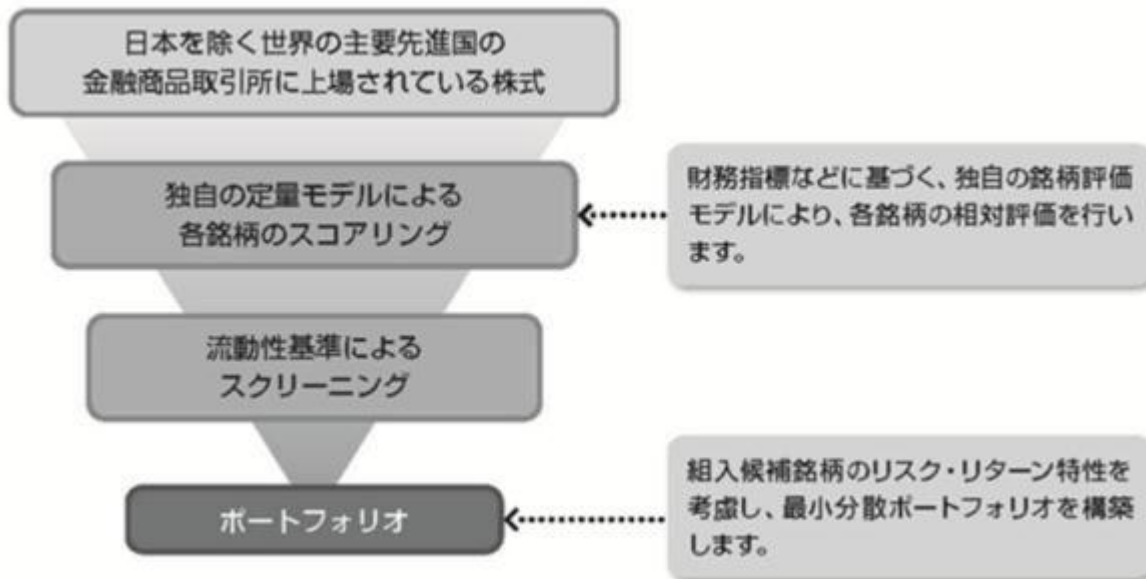
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## 運用プロセス

新光外国株式変動抑制型マザーファンドは、独自の銘柄評価モデルに基づき銘柄を絞り込むとともに、ポートフォリオの株価変動に伴う価格変動を最小化することを目指します。



運用プロセスは2020年3月31日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## 新光世界REITインデックスマザーファンド

### 1. 基本方針

この投資信託は、S & P 先進国REIT指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

### 2. 運用方針

#### (1) 投資対象

わが国を含む世界の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）および店頭市場登録の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）および不動産関連株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主としてわが国を含む世界の金融商品取引所上場および店頭市場登録のREITに投資を行い、S & P 先進国REIT指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、不動産関連株式に投資する場合があります。

REITおよび不動産関連株式の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

REITおよび株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄のREITおよび株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、S&P先進国REIT指数における構成割合が10%を上回る銘柄については、当該構成割合以内の率を上限として組み入れることができるものとします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

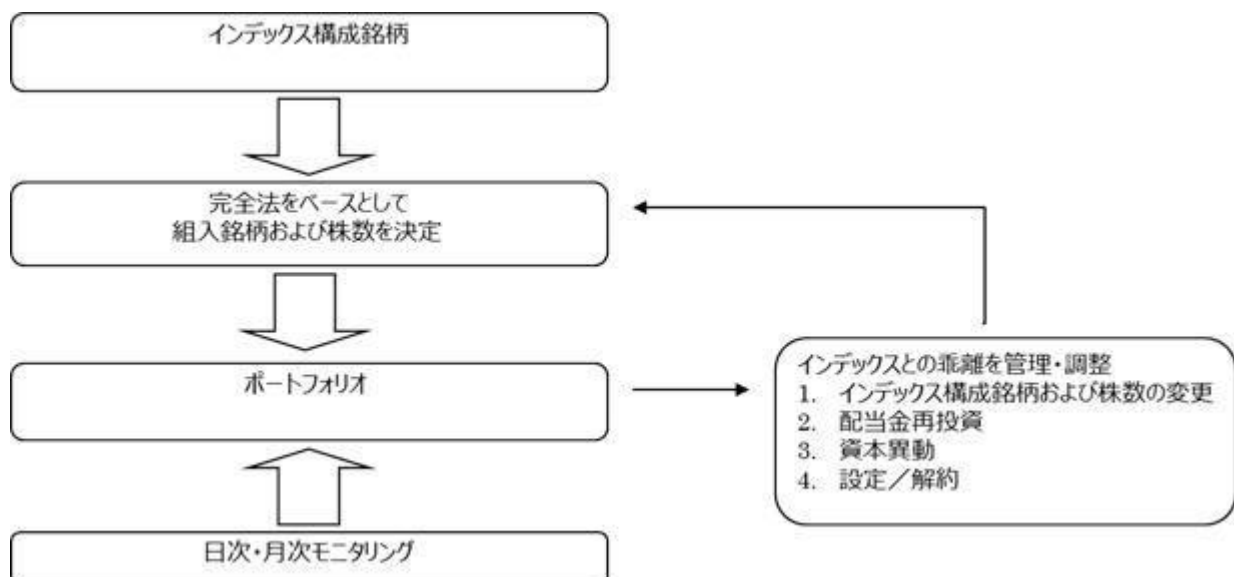
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

### 運用プロセス

新光世界REITインデックスマザーファンドは、以下のプロセスによりわが国を含む世界の金融商品取引所上場および店頭市場登録のREITに投資を行います。



運用プロセスは2020年3月31日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## 債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の公社債、米国公社債に投資する上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)、および欧州国債に投資するETFを主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主としてわが国の公社債、米国公社債、欧州国債に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。米国公社債、欧州国債への投資にあたっては、これらを投資対象としたETFに投資します。

各国の金利水準、社債のクレジットスプレッド等を勘案して、各資産への投資割合を決定します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

金利リスクのヘッジを行うために、国債先物取引等を利用することがあります。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限りします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

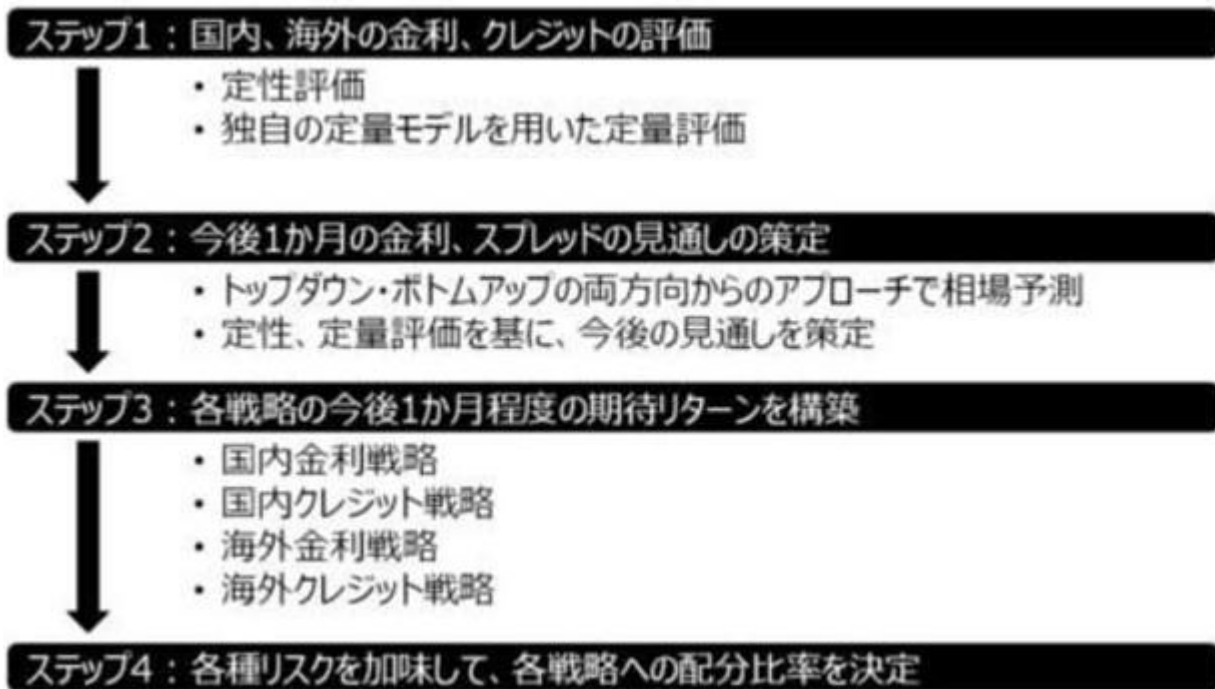
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## 運用プロセス

債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンドは、以下のプロセスによりわが国の公社債、米国公社債に投資するETFおよび欧州国債に投資するETFへの投資を行います。



運用プロセスは2020年3月31日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## 新光外国債券マザーファンド（為替リスク抑制型）

### 1．基本方針

この投資信託は、安定的な収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2．運用方法

#### (1) 投資対象

日本を除く世界の主要国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として日本を除く世界の主要国の公社債に投資を行い、安定的な収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

原則としてFTSE世界国債インデックス（除く日本）に概ね沿った国・通貨別アロケーションやデュレーション等とすることを基本としますが、世界経済、金融市場の見通しに基づき変更する場合があります。

外貨建資産については、原則として、独自の定量モデルに基づき、主要通貨について機動的に為替ヘッジおよびその比率の調整を行います。

公社債の組入比率については、原則として高位とすることを基本とします。

効率的な運用を行うことを目的として、国債先物取引等を利用することがあります。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### （3）投資制限

株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限ります。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

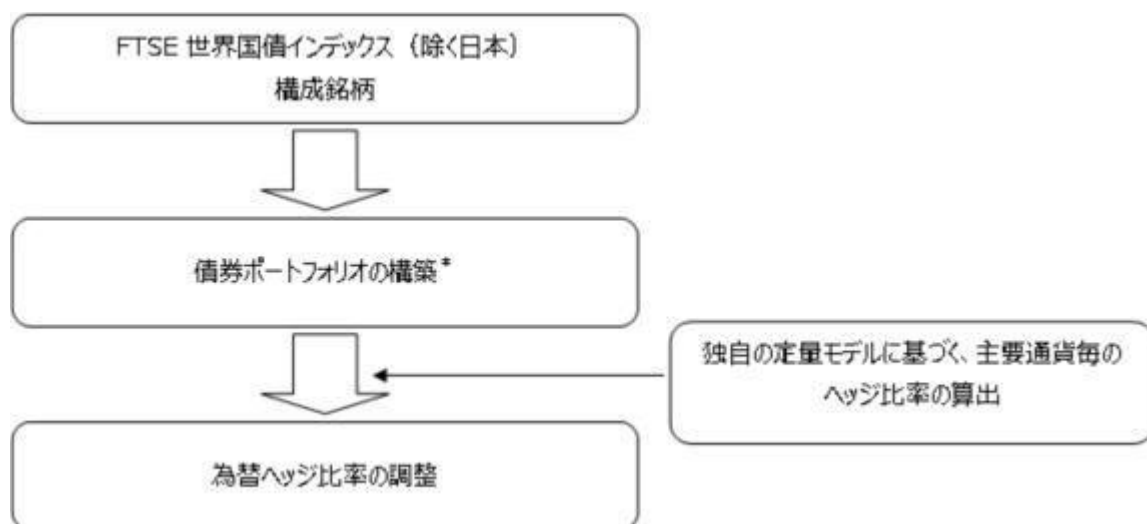
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3．収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

### 運用プロセス

新光外国債券マザーファンド（為替リスク抑制型）は、以下のプロセスにより日本を除く世界の主要国の公社債への投資を行います。



\* 債券ポートフォリオは、原則として、FTSE世界国債インデックスに概ね沿った国・通貨別アロケーションや、デュレーション等とすることを基本としますが、世界経済、金融市場の見通しに基づき変更する場合があります。

運用プロセスは2020年3月31日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。



## 新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国および海外の公社債を主要投資対象とし、世界主要国の株価指数先物取引および債券先物取引を主要取引対象とし、為替予約取引等も活用します。

#### (2) 投資態度

主としてわが国を含む世界の公社債に投資を行い、世界主要国の株価指数先物取引、債券先物取引および為替予約取引等も活用しつつ、投資信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

有価証券先物取引等および為替予約取引等のロング・ショートポジションにより、収益の獲得を目指します。

資産配分・通貨配分にあたっては、経済動向、金融市場などの投資環境分析に加え、投資対象国の株価指数、債券ならびに通貨の予想変動率を利用します。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

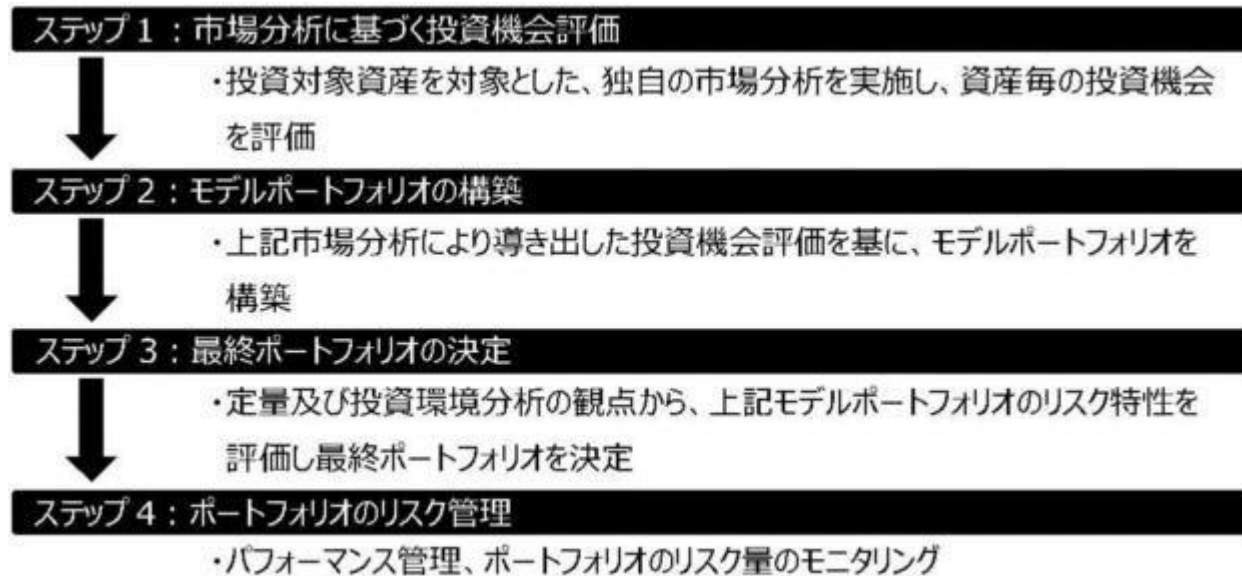
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## 運用プロセス

新光グローバル・マクロ戦略マザーファンドは、以下のプロセスによりわが国を含む世界の公社債への投資を行い、株価指数先物取引、債券先物取引および為替予約取引などを活用します。



運用プロセスは2020年3月31日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## （２）【投資対象】

### a．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

### b．有価証券および金融商品の指図範囲等

（イ）委託者は、信託金を、主として第１号から第６号に掲げるアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下第１号から第６号までの親投資信託を総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに第７号から第27号までの有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．新光日本株式変動抑制型マザーファンド受益証券

２．新光外国株式変動抑制型マザーファンド受益証券

３．債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド受益証券

４．新光外国債券マザーファンド（為替リスク抑制型）受益証券

5. 新光世界REITインデックスマザーファンド受益証券
6. 新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド受益証券
7. 株券または新株引受権証書
8. 国債証券
9. 地方債証券
10. 特別の法律により法人の発行する債券
11. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
12. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
13. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
14. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
15. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
16. コマーシャル・ペーパー
17. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)  
および新株予約権証券
18. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第7号から第17号までの証券または証書の性質を有するもの
19. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
20. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
21. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
22. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
23. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
24. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
25. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
26. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
27. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第23号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第7号の証券または証書、第18号、第23号ならびに第24号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第8号から第12号までの証券および第20号の証券のうち投資法人債券ならびに第18号、第23号および第24号の証券または証書のうち第8号から第12号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第19号および第20号の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### c. 先物

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 )ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。 )。

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### d. スワップ

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。 )を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

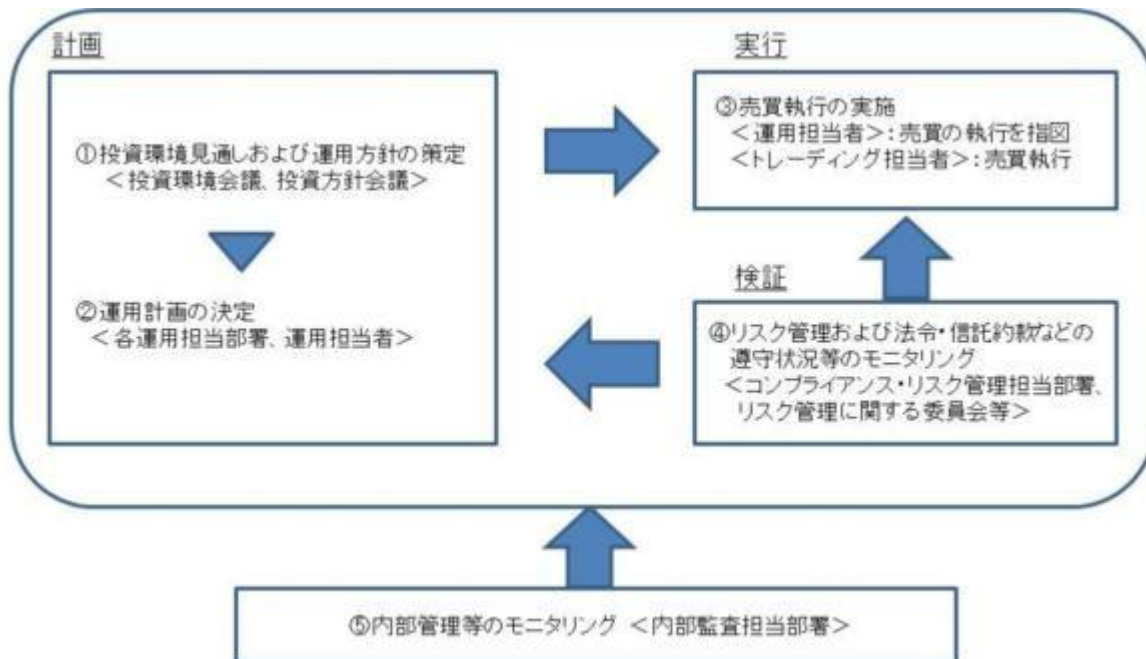
(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。 )が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- (二) 上記(八)において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- e. 金利先渡取引および為替先渡取引
- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- (ホ) 上記(ハ)(二)においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ヘ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ト) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- f. 直物為替先渡取引
- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 直物為替先渡取引の評価は、金融商品取引業者または銀行等が提示する価額もしくは価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

## (3) 【運用体制】

## a. ファンドの運用体制



## 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

## 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

## モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的で開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

## 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

### b．ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

### c．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2020年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

## （４）【分配方針】

- a．収益分配は年４回、原則として、３月、６月、９月、12月の各月20日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき行います。
  - 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
  - 2．分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合などには、分配を行わないことがあります。
  - 3．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。



d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日まで  
に、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

#### (5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

##### a. 株式等への投資割合

株式および上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

##### b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

##### c. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券のうち取引所金融商品市場(金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。)または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券の時価総額については、合計額の計算においてこれを算入しません。

##### d. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該上場投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ニ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

f．投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

g．信用取引の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売出しにより取得する株券
- 5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- 6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h．有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

- 1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

i．公社債の空売りの指図範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j．公社債の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

k．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

l．外国為替予約の指図および範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図することができます。
- (ロ) 上記（イ）の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

## m. 資金の借入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

## n. 利害関係人等との取引等

- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- (二) 上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

## o. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

p. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

q. デリバティブの利用

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

a. 資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドの実質資産配分において、配分比率が大きい資産の収益率が低下した場合や、一つあるいは複数またはすべての資産価値が下落する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. REITの価格変動リスク

REITの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

REITの保有不動産の評価の下落、REITの配当金の減少、企業体としてのREITに対する評価の悪化などの原因によりREITの価格が下落する場合があります。その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

## d．為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドが投資対象とする一部のマザーファンドにおいて、保有する外貨建資産について原則として為替ヘッジを行います。為替変動リスクを完全に排除できるのではなく、円と投資先の通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジを行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

## e．カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

## f．金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

## g．信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

## h．投資対象とするマザーファンドが用いる投資戦略に関するリスク

運用に用いる投資戦略は、市況動向と投資成果が必ずしも一致せず、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドは、有価証券への投資、および有価証券・為替などを原資産とする派生商品への投資に関してさまざまな投資戦略を用いるマザーファンドに投資を行います。このような投資戦略は、これら市場の市況動向と投資成果が必ずしも一致するものではありません。また、投資対象とする派生商品の原資産の価格が一定の範囲を上下した場合であっても、売買タイミングなどにより損失を被ることがあります。これらの場合には当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

## i．流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

j . 他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

k . 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- (イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (ロ) 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴いません。
- (ハ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ニ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ホ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- (ヘ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ト) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

## S&P先進国REIT指数（配当込み、円換算ベース）について

S&P先進国REIT指数とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCまたはその関連会社（以下「SPDJI」）が公表する指数で、世界主要国に上場するREIT（不動産投資信託証券）及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出されます。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとにアセットマネジメントOne株式会社が独自に円換算した指数です。「S&P先進国REIT指数」は、S&P Globalの一部門であるSPDJIの商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's<sup>(R)</sup>およびS&P<sup>(R)</sup>は、S&P Globalの一部門であるスタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービスーズLLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones<sup>(R)</sup>は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングズLLC（「Dow Jones」）の登録商標です。指数に直接投資することはできません。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の所有者またはいかなる一般人に対して、有価証券全般または具体的な商品への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P先進国REIT指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S&P先進国REIT指数に関して、S&P Dow Jones Indicesと委託会社との間にある唯一の関係は、当指数とS&P Dow Jones Indicesおよび/または特定の商標、サービスマーク、および/または商標名のライセンス供与です。S&P先進国REIT指数は委託会社または本商品に関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P先進国REIT指数の決定、構成または計算において委託会社または本商品の所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の価格および数量、または本商品の発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によっては本商品が将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P先進国REIT指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indicesは、S&P先進国REIT指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P先進国REIT指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、委託会社、本商品の所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと委託会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。



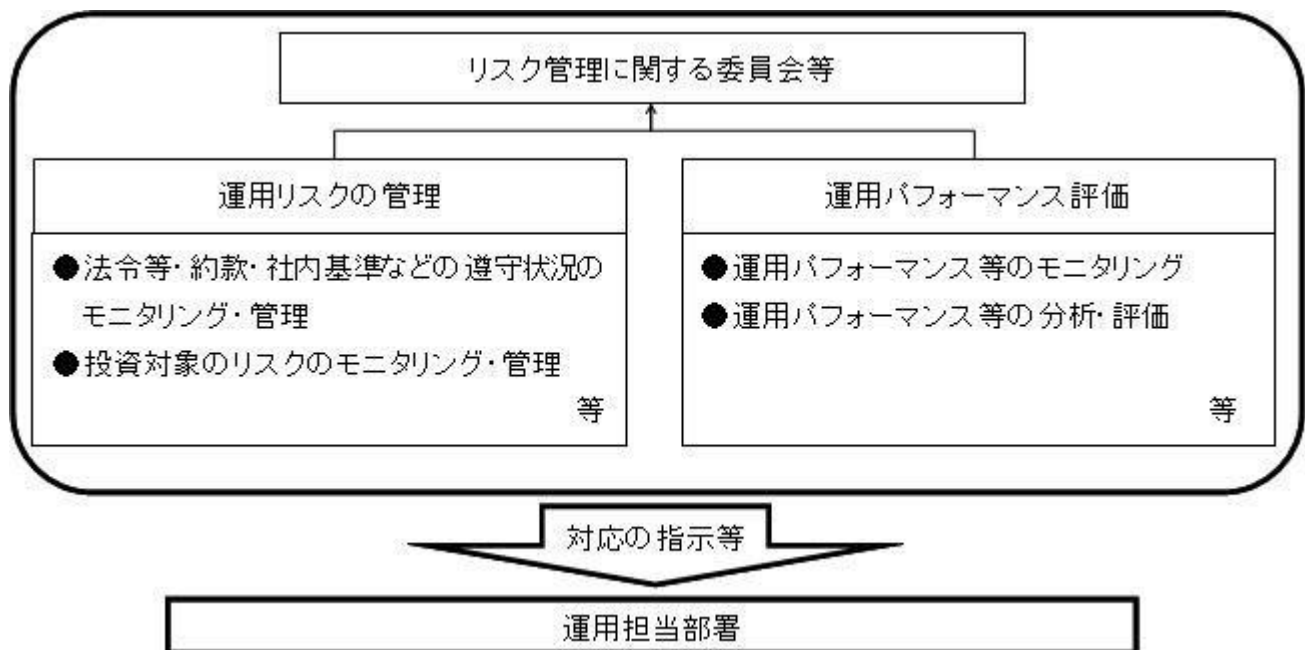
## FTSE世界国債インデックスについて

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### (2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は2020年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## <参考情報>

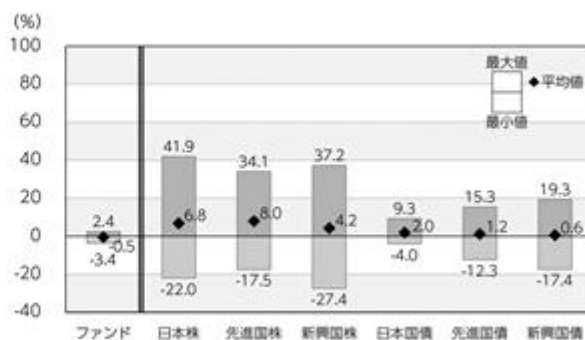
### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

#### 安 定 型



2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月 2020年3月

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:2016年3月~2020年3月

代表的な資産クラス:2015年4月~2020年3月

\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所 (旧東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、旧東京証券取引所が有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMJRA-BPI国債	「NOMJRA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

#### （イ） 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」<sup>1</sup>または「償還前乗り換え」<sup>2</sup>によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

#### （ロ） スイッチング手数料

「新光スマート・アロケーション・ファンド」構成ファンド間において、乗り換え（以下「スイッチング」<sup>3</sup>といいます。）が可能です。スイッチング手数料につきましては販売会社にお問い合わせください。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

3「スイッチング」とは、「新光スマート・アロケーション・ファンド」を構成するファンドを換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「新光スマート・アロケーション・ファンド」を構成する他のファンドの取得申し込みをすることをいいます。

## (2) 【換金（解約）手数料】

## a. 解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

## b. 信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。

なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

## (3) 【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.485%（税抜1.35%）

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託報酬にかかる消費税等に相当する金額とともにファンドから支払われます。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.55%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.75%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

ファンドが実質的に投資対象とする上場不動産投資信託証券（REIT）および上場投資信託証券（ETF）については、市場の需給により価格が形成されるため、その費用を表示することができません。

## (4) 【その他の手数料等】

a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支払われます。

c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税および資産を外国で保管する場合の費用、先物取引・オプション取引等に要する費用ならびに特定資産の価格調査費用についても投資信託財産が負担します。

d. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

a．個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（ロ）解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

（ハ）損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

b．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2020年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

c．個別元本について

（イ）受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

（ハ）収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税について」を参照。）

d．収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

令和2年3月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	145,060,809	97.75
内 日本	145,060,809	97.75
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	3,345,457	2.25
純資産総額	148,406,266	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

新光日本株式変動抑制型マザーファンド

令和2年3月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	1,549,020,200	97.29
内 日本	1,549,020,200	97.29
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	43,157,269	2.71
純資産総額	1,592,177,469	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

## 新光外国株式変動抑制型マザーファンド

令和2年3月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	941,465,537	82.90
内 アメリカ	514,249,248	45.28
内 カナダ	112,583,574	9.91
内 スイス	85,934,197	7.57
内 香港	70,733,519	6.23
内 ドイツ	26,673,450	2.35
内 バミューダ	26,099,081	2.30
内 ベルギー	19,999,213	1.76
内 ニューージーランド	17,338,945	1.53
内 フィンランド	12,866,726	1.13
内 アイルランド	11,639,625	1.02
内 イスラエル	10,193,475	0.90
内 デンマーク	9,656,479	0.85
内 シンガポール	8,903,823	0.78
内 ノルウェー	8,565,964	0.75
内 スペイン	3,261,530	0.29
内 オーストラリア	1,975,956	0.17
内 ケイマン諸島	790,732	0.07
投資信託受益証券	1,966,145	0.17
内 シンガポール	1,966,145	0.17
投資証券	112,294,759	9.89
内 アメリカ	112,294,759	9.89
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	79,890,519	7.03
純資産総額	1,135,616,960	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。



## 新光世界REITインデックスマザーファンド

令和2年3月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	34,042,831	7.88
内 オーストラリア	18,763,765	4.34
内 シンガポール	15,279,066	3.54
投資証券	384,985,824	89.13
内 アメリカ	288,145,891	66.71
内 日本	42,246,370	9.78
内 イギリス	18,103,805	4.19
内 香港	8,008,696	1.85
内 カナダ	6,919,070	1.60
内 フランス	6,592,022	1.53
内 ベルギー	4,708,197	1.09
内 オランダ	3,571,395	0.83
内 スペイン	2,011,765	0.47
内 ニューージーランド	1,648,323	0.38
内 ドイツ	1,118,963	0.26
内 ガーンジー	885,172	0.20
内 アイルランド	487,177	0.11
内 イスラエル	318,019	0.07
内 マン島	115,655	0.03
内 イタリア	105,304	0.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	12,898,995	2.99
純資産総額	431,927,650	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

## 債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド

令和2年3月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	24,330,295,260	44.23
内 日本	24,330,295,260	44.23
社債券	11,033,761,967	20.06
内 日本	10,335,190,904	18.79
内 フランス	698,571,063	1.27
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	19,649,270,118	35.72
純資産総額	55,013,327,345	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

## 新光外国債券マザーファンド（為替リスク抑制型）

令和2年3月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	1,336,260,180	94.76
内 アメリカ	676,473,681	47.97
内 フランス	121,512,081	8.62
内 イタリア	101,977,461	7.23
内 イギリス	84,959,775	6.02
内 スペイン	73,084,379	5.18
内 ドイツ	72,017,182	5.11
内 ベルギー	37,927,585	2.69
内 オランダ	35,983,611	2.55
内 オーストリア	35,071,916	2.49
内 カナダ	23,007,298	1.63
内 オーストラリア	21,214,326	1.50
内 フィンランド	11,889,936	0.84
内 アイルランド	10,003,202	0.71
内 メキシコ	7,200,356	0.51
内 ポーランド	5,821,171	0.41
内 デンマーク	4,988,792	0.35
内 南アフリカ	4,566,814	0.32
内 シンガポール	4,445,618	0.32
内 ノルウェー	2,120,248	0.15
内 スウェーデン	1,994,748	0.14
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	73,963,102	5.24
純資産総額	1,410,223,282	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

## 新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド

令和2年3月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,386,226,180	100.00
純資産総額	2,386,226,180	100.00

## その他資産の投資状況

令和2年3月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	204,827,373	8.58
内 イギリス	59,242,075	2.48
内 日本	56,120,000	2.35
内 ドイツ	55,157,979	2.31
内 オーストラリア	34,307,319	1.44
株価指数先物取引(売建)	193,290,775	8.10
内 アメリカ	113,672,935	4.76
内 カナダ	60,697,840	2.54
内 日本	18,920,000	0.79
債券先物取引(買建)	452,227,001	18.95
内 ドイツ	124,523,280	5.22
内 カナダ	112,602,000	4.72
内 イギリス	109,341,064	4.58
内 アメリカ	105,760,657	4.43
債券先物取引(売建)	261,884,716	10.97
内 日本	152,570,000	6.39
内 オーストラリア	109,314,716	4.58

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

令和2年3月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	債券ストラテジック・アロ ケーション戦略マザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	65,013,173	1.1186 72,730,236	1.1194 72,775,745	- -	49.04
2	新光グローバル・マクロ戦 略マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	42,598,508	0.9237 39,352,501	0.9293 39,586,793	- -	26.67
3	新光外国債券マザーファン ド(為替リスク抑制型) 日本	親投資 信託受 益証券	20,866,502	1.0013 20,895,715	1.0153 21,185,759	- -	14.28
4	新光日本株式変動抑制型マ ザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	4,983,013	1.0334 5,149,943	1.1125 5,543,601	- -	3.74
5	新光外国株式変動抑制型マ ザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,895,007	0.9986 2,891,243	1.0840 3,138,187	- -	2.11
6	新光世界REITインデッ クスマザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	3,318,551	0.7536 2,501,191	0.8530 2,830,724	- -	1.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

令和2年3月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.75
合計	97.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

## 新光日本株式変動抑制型マザーファンド

令和2年3月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	東邦瓦斯 日本	株式 電気・ガ ス業	4,400	4,990.00 21,956,000	4,900.00 21,560,000	- -	1.35
2	山崎製パン 日本	株式 食料品	9,100	2,193.00 19,956,300	2,257.00 20,538,700	- -	1.29
3	東洋水産 日本	株式 食料品	3,600	4,830.00 17,388,000	5,220.00 18,792,000	- -	1.18

4	東京瓦斯	日本	株式 電気・ガス業	7,100	2,320.50 16,475,550	2,556.00 18,147,600	- -	1.14
5	エフピコ	日本	株式 化学	2,500	7,140.00 17,850,000	7,170.00 17,925,000	- -	1.13
6	東映アニメーション	日本	株式 情報・通信業	3,500	4,290.00 15,015,000	5,050.00 17,675,000	- -	1.11
7	明治ホールディングス	日本	株式 食料品	2,300	7,010.00 16,123,000	7,680.00 17,664,000	- -	1.11
8	NTTドコモ	日本	株式 情報・通信業	5,200	3,214.00 16,712,800	3,377.00 17,560,400	- -	1.10
9	雪印メグミルク	日本	株式 食料品	7,100	2,085.00 14,803,500	2,456.00 17,437,600	- -	1.10
10	プリマハム	日本	株式 食料品	7,100	2,176.00 15,449,600	2,453.00 17,416,300	- -	1.09
11	キューピー	日本	株式 食料品	8,000	2,077.00 16,616,000	2,161.00 17,288,000	- -	1.09
12	ニプロ	日本	株式 精密機器	13,600	1,006.00 13,681,600	1,271.00 17,285,600	- -	1.09
13	東北電力	日本	株式 電気・ガス業	16,600	970.00 16,102,000	1,041.00 17,280,600	- -	1.09
14	レンゴー	日本	株式 パルプ・紙	20,300	770.00 15,631,000	842.00 17,092,600	- -	1.07
15	ハウス食品グループ本社	日本	株式 食料品	4,800	3,245.00 15,576,000	3,525.00 16,920,000	- -	1.06
16	カルビー	日本	株式 食料品	5,700	2,572.00 14,660,400	2,921.00 16,649,700	- -	1.05
17	四国電力	日本	株式 電気・ガス業	19,200	783.00 15,033,600	854.00 16,396,800	- -	1.03
18	江崎グリコ	日本	株式 食料品	3,600	4,425.00 15,930,000	4,540.00 16,344,000	- -	1.03
19	アルテリア・ネットワークス	日本	株式 情報・通信業	8,900	1,672.00 14,880,800	1,834.00 16,322,600	- -	1.03
20	岩谷産業	日本	株式 卸売業	4,500	3,585.00 16,132,500	3,610.00 16,245,000	- -	1.02
21	日本電信電話	日本	株式 情報・通信業	6,300	2,500.00 15,750,000	2,575.50 16,225,650	- -	1.02
22	エレコム	日本	株式 電気機器	4,300	3,525.00 15,157,500	3,765.00 16,189,500	- -	1.02
23	関西電力	日本	株式 電気・ガス業	13,300	1,024.50 13,625,850	1,203.50 16,006,550	- -	1.01

24	帝人 日本	株式 繊維製品	8,700	1,639.00 14,259,300	1,830.00 15,921,000	- -	1.00
25	森永乳業 日本	株式 食料品	3,800	3,440.00 13,072,000	4,180.00 15,884,000	- -	1.00
26	D C Mホールディングス 日本	株式 小売業	15,900	941.00 14,961,900	997.00 15,852,300	- -	1.00
27	K D D I 日本	株式 情報・通 信業	4,900	2,918.50 14,300,650	3,190.00 15,631,000	- -	0.98
28	王将フードサービス 日本	株式 小売業	2,700	5,570.00 15,039,000	5,780.00 15,606,000	- -	0.98
29	科研製薬 日本	株式 医薬品	3,100	4,535.00 14,058,500	5,030.00 15,593,000	- -	0.98
30	コムシスホールディングス 日本	株式 建設業	5,600	2,314.00 12,958,400	2,783.00 15,584,800	- -	0.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

令和2年3月31日現在

種類	投資比率(%)
株式	97.29
合計	97.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資株式の業種別投資比率

令和2年3月31日現在

業種	国内 / 外国	投資比率 (%)
食料品	国内	14.87
小売業		13.78
情報・通信業		9.96
建設業		9.49
電気・ガス業		8.19
陸運業		6.15
卸売業		5.49
医薬品		5.18
電気機器		3.99
サービス業		3.68
化学		2.53
不動産業		2.07
精密機器		1.96
パルプ・紙		1.49
空運業		1.42
機械		1.01
繊維製品		1.00
水産・農林業		0.89
ゴム製品		0.86
その他金融業		0.85
ガラス・土石製品		0.77
鉄鋼	0.71	
その他製品	0.57	
保険業	0.37	
合計		97.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 新光外国株式変動抑制型マザーファンド

令和2年3月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	HKT TRUST / HKT LTD 香港	株式 各種電気 通信サー ビス	127,000	143.76 18,258,739	146.57 18,615,355	- -	1.64
2	CLP HOLDINGS LTD 香港	株式 電力	18,500	979.29 18,116,865	985.60 18,233,748	- -	1.61
3	HONG KONG & CHINA GAS 香港	株式 ガス	101,000	187.29 18,916,653	170.16 17,186,644	- -	1.51
4	SPARK NEW ZEALAND LTD ニュージーランド	株式 各種電気 通信サー ビス	64,130	246.73 15,823,154	264.22 16,944,479	- -	1.49
5	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD バミューダ	株式 電力	28,000	541.94 15,174,432	556.68 15,587,208	- -	1.37

6	CITRIX SYSTEMS INC アメリカ	株式 ソフト ウェア	917	12,986.68 11,908,789	15,879.38 14,561,396	- -	1.28
7	CLOROX COMPANY アメリカ	株式 家庭用品	687	19,144.64 13,152,374	18,988.65 13,045,208	- -	1.15
8	ELISA OYJ フィンランド	株式 各種電気 通信サー ビス	1,954	6,568.53 12,834,915	6,584.81 12,866,726	- -	1.13
9	VERIZON COMM INC アメリカ	株式 各種電気 通信サー ビス	2,115	5,637.39 11,923,088	5,960.61 12,606,709	- -	1.11
10	BARRY CALLEBAUT AG スイス	株式 食品	57	218,902.45 12,477,440	220,646.28 12,576,838	- -	1.11
11	METRO INC カナダ	株式 食品・生 活必需品 小売り	2,875	4,366.96 12,555,027	4,353.17 12,515,386	- -	1.10
12	SWISSCOM AG-REG スイス	株式 各種電気 通信サー ビス	206	60,322.10 12,426,353	60,680.55 12,500,195	- -	1.10
13	JACK HENRY & ASSOCIATES INC アメリカ	株式 情報技術 サービス	733	14,619.13 10,715,825	16,982.92 12,448,481	- -	1.10
14	DAVITA INC アメリカ	株式 ヘルスケ ア・プロ バイ ダー/ヘル スケ ア・サー ビス	1,490	7,217.35 10,753,862	8,315.70 12,390,393	- -	1.09
15	AMERICAN TOWER CORP アメリカ	投資証 券 -	490	21,710.37 10,638,084	25,094.02 12,296,070	- -	1.08
16	DOLLAR GENERAL CORP アメリカ	株式 複合小売 り	768	15,335.40 11,777,591	15,972.97 12,267,247	- -	1.08
17	TYLER TECHNOLOGIES INC アメリカ	株式 ソフト ウェア	374	28,378.51 10,613,563	32,737.14 12,243,694	- -	1.08
18	ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN スイス	株式 医薬品	348	34,862.04 12,131,992	34,959.24 12,165,818	- -	1.07
19	KIMBERLY-CLARK CORP アメリカ	株式 家庭用品	844	13,961.89 11,783,841	14,412.35 12,164,029	- -	1.07
20	EMS-CHEMIE HOLDING スイス	株式 化学	179	67,139.89 12,018,041	67,303.34 12,047,298	- -	1.06



21	AMEREN CORP アメリカ	株式 総合公益 事業	1,405	6,848.67 9,622,384	8,507.24 11,952,673	- -	1.05
22	LOBLAW CO LTD カナダ	株式 食品・生 活必需品 小売り	2,254	5,113.04 11,524,814	5,296.12 11,937,463	- -	1.05
23	SYNOPSIS INC アメリカ	株式 ソフト ウェア	848	11,971.29 10,151,662	14,072.80 11,933,740	- -	1.05
24	AMERISOURCEBERGEN CORP アメリカ	株式 ヘルスケ ア・プロ バイ ダー/ヘル ススケ ア・サー ビス	1,232	8,812.57 10,857,096	9,587.92 11,812,321	- -	1.04
25	STERIS PLC アイルランド	株式 ヘルスケ ア機器・ 用品	764	12,591.63 9,620,006	15,235.11 11,639,625	- -	1.02
26	DOMINION ENERGY INC アメリカ	株式 総合公益 事業	1,387	7,315.55 10,146,671	8,359.23 11,594,255	- -	1.02
27	PUBLIC STORAGE アメリカ	投資証 券 -	528	18,633.87 9,838,684	21,943.39 11,586,111	- -	1.02
28	NISOURCE INC アメリカ	株式 総合公益 事業	4,080	2,285.42 9,324,554	2,838.28 11,580,208	- -	1.02
29	CAMPBELL SOUP CO アメリカ	株式 食品	2,277	4,929.99 11,225,607	5,063.85 11,530,408	- -	1.02
30	EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ	投資証 券 -	1,093	8,675.92 9,482,788	10,529.30 11,508,527	- -	1.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

令和2年3月31日現在

種類	投資比率（％）
株式	82.90
投資信託受益証券	0.17
投資証券	9.89
合計	92.97

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資株式の業種別投資比率

令和2年3月31日現在

業種	国内 / 外国	投資比率（％）
各種電気通信サービス	外国	9.22
食品		8.23
総合公益事業		6.88
電力		6.02
情報技術サービス		4.90
保険		4.65
食品・生活必需品小売り		4.10
ヘルスケア・プロバイダー / ヘルスケア・サービス		4.00
ソフトウェア		4.00
医薬品		3.97
家庭用品		3.86
専門小売り		2.76
商業サービス・用品		2.72
ヘルスケア機器・用品		2.12
不動産管理・開発		1.84
銀行		1.83
複合小売り		1.77
飲料		1.67
ガス		1.51
無線通信サービス		1.51
化学		1.06
航空貨物・物流サービス		0.99
メディア		0.82
ホテル・レストラン・レジャー		0.69
販売		0.68
通信機器		0.66
資本市場		0.21
航空宇宙・防衛		0.08
繊維・アパレル・贅沢品		0.07
金属・鉱業		0.04
インタラクティブ・メディアおよびサービス		0.04
合計	82.90	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 新光世界REITインデックスマザーファンド

令和2年3月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC アメリカ	投資証券	2,659	6,955.87 18,495,668	9,019.83 23,983,729	- -	5.55
2	EQUINIX INC アメリカ	投資証券	307	55,778.26 17,123,926	70,181.20 21,545,629	- -	4.99
3	DIGITAL REALTY TRUST INC アメリカ	投資証券	948	13,278.56 12,588,080	15,215.52 14,424,315	- -	3.34
4	PUBLIC STORAGE アメリカ	投資証券	542	18,788.90 10,183,589	21,943.39 11,893,318	- -	2.75
5	EQUITY RESIDENTIAL アメリカ	投資証券	1,261	6,075.29 7,660,951	6,810.58 8,588,143	- -	1.99
6	AVALONBAY COMMUNITIES INC アメリカ	投資証券	505	14,552.77 7,349,152	16,553.04 8,359,286	- -	1.94
7	WELLTOWER INC アメリカ	投資証券	1,466	4,673.89 6,851,929	5,134.59 7,527,322	- -	1.74
8	REALTY INCOME CORP アメリカ	投資証券	1,238	5,282.46 6,539,689	5,782.13 7,158,286	- -	1.66
9	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT アメリカ	投資証券	443	13,583.37 6,017,437	15,742.25 6,973,820	- -	1.61
10	LINK REIT 香港	投資証券	7,600	935.98 7,113,463	905.58 6,882,408	- -	1.59
11	SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証券	1,109	5,317.86 5,897,511	6,123.86 6,791,365	- -	1.57
12	ESSEX PROPERTY TRUST INC アメリカ	投資証券	239	21,631.27 5,169,875	24,542.25 5,865,598	- -	1.36
13	BOSTON PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	521	9,022.90 4,700,931	10,116.83 5,270,871	- -	1.22
14	EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ	投資証券	470	8,819.43 4,145,134	10,529.30 4,948,772	- -	1.15
15	MID AMERICA アメリカ	投資証券	414	9,697.08 4,014,592	11,658.95 4,826,808	- -	1.12
16	DUKE REALTY TRUST アメリカ	投資証券	1,334	2,983.02 3,979,359	3,596.83 4,798,173	- -	1.11
17	HEALTHPEAK PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	1,795	2,316.13 4,157,469	2,650.01 4,756,768	- -	1.10
18	GOODMAN GROUP オーストラリア	投資信託受益証券	5,812	754.55 4,385,474	788.45 4,582,492	- -	1.06
19	INVITATION HOMES INC アメリカ	投資証券	1,954	1,902.46 3,717,407	2,306.10 4,506,134	- -	1.04
20	SUN COMMUNITIES INC アメリカ	投資証券	337	12,310.12 4,148,511	13,312.08 4,486,172	- -	1.04
21	UDR INC アメリカ	投資証券	1,064	3,538.44 3,764,910	4,105.06 4,367,791	- -	1.01
22	VENTAS INC アメリカ	投資証券	1,353	2,429.11 3,286,595	3,133.21 4,239,240	- -	0.98

23	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES アメリカ	投資証 券	662	5,384.19 3,564,338	6,159.77 4,077,773	- -	0.94
24	WP CAREY INC アメリカ	投資証 券	626	5,471.16 3,424,948	6,454.70 4,040,646	- -	0.94
25	SEGRO PLC イギリス	投資証 券	3,982	937.38 3,732,664	999.63 3,980,539	- -	0.92
26	日本ビルファンド投資法人 日本	投資証 券	5	647,000.00 3,235,000	724,000.00 3,620,000	- -	0.84
27	MEDICAL PROPERTIES TRUST アメリカ	投資証 券	1,882	1,564.65 2,944,680	1,914.31 3,602,749	- -	0.83
28	HOST HOTELS & RESORTS INC アメリカ	投資証 券	2,609	1,164.12 3,037,212	1,242.83 3,242,565	- -	0.75
29	CAMDEN PROPERTY TRUST アメリカ	投資証 券	353	7,871.37 2,778,597	9,069.88 3,201,671	- -	0.74
30	ジャパンリアルエステイト 投資法人 日本	投資証 券	5	549,000.00 2,745,000	633,000.00 3,165,000	- -	0.73

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

令和2年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	7.88
投資証券	89.13
合計	97.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド

令和2年3月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	350回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	1,700,000,000	102.60 1,744,202,000	101.64 1,727,999,000	0.1 2028/3/20	3.14
2	357回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	1,300,000,000	100.63 1,308,190,000	100.87 1,311,349,000	0.1 2029/12/20	2.38
3	2回 利付国庫債券(30 年) 日本	国債証 券	1,000,000,000	126.83 1,268,300,000	123.49 1,234,920,000	2.4 2030/2/20	2.24
4	146回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証 券	794,000,000	123.79 982,967,050	119.67 950,227,440	1.7 2033/9/20	1.73
5	130回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証 券	794,000,000	122.83 975,283,850	119.14 946,003,360	1.8 2031/9/20	1.72

6	140回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	794,000,000	122.75 974,676,360	118.82 943,502,260	1.7 2032/9/20	1.72
7	150回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	794,000,000	120.31 955,309,750	116.22 922,810,620	1.4 2034/9/20	1.68
8	154回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	794,000,000	117.78 935,210,470	113.98 905,001,200	1.2 2035/9/20	1.65
9	3回 利付国庫債券(30年) 日本	国債証券	700,000,000	126.22 883,547,000	122.87 860,104,000	2.3 2030/5/20	1.56
10	166回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	794,000,000	109.60 870,261,090	106.90 848,841,580	0.7 2038/9/20	1.54
11	162回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	794,000,000	107.91 856,810,860	105.06 834,231,980	0.6 2037/9/20	1.52
12	158回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	794,000,000	106.33 844,318,760	103.38 820,853,080	0.5 2036/9/20	1.49
13	170回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	794,000,000	101.32 804,480,800	99.81 792,539,040	0.3 2039/9/20	1.44
14	4回 利付国庫債券(30年) 日本	国債証券	600,000,000	134.02 804,150,000	129.95 779,712,000	2.9 2030/11/20	1.42
15	1回 利付国庫債券(30年) 日本	国債証券	600,000,000	129.80 778,818,000	126.45 758,754,000	2.8 2029/9/20	1.38
16	6回 利付国庫債券(30年) 日本	国債証券	600,000,000	130.25 781,548,000	126.16 757,014,000	2.4 2031/11/20	1.38
17	5回 利付国庫債券(30年) 日本	国債証券	600,000,000	126.86 761,184,000	123.26 739,560,000	2.2 2031/5/20	1.34
18	8回 利付国庫債券(30年) 日本	国債証券	600,000,000	124.02 744,123,000	120.25 721,500,000	1.8 2032/11/22	1.31
19	18回 日立製作所社債 日本	社債証券	700,000,000	100.00 700,000,000	99.47 696,297,000	0.06 2023/3/10	1.27
20	17回 利付国庫債券(30年) 日本	国債証券	500,000,000	136.19 680,950,000	130.89 654,485,000	2.4 2034/12/20	1.19
21	18回 利付国庫債券(30年) 日本	国債証券	500,000,000	134.45 672,285,000	129.85 649,280,000	2.3 2035/3/20	1.18
22	14回 利付国庫債券(30年) 日本	国債証券	500,000,000	134.18 670,935,000	129.71 648,580,000	2.4 2034/3/20	1.18

23	64回 利付国庫債券（30年） 日本	国債証券	600,000,000	99.70 598,248,000	99.47 596,850,000	0.4 2049/9/20	1.08
24	22回 利付国庫債券（30年） 日本	国債証券	400,000,000	139.12 556,480,000	134.54 538,184,000	2.5 2036/3/20	0.98
25	28回 利付国庫債券（30年） 日本	国債証券	370,000,000	142.28 526,465,600	138.33 511,824,700	2.5 2038/3/20	0.93
26	1回 楽天カード社債 日本	社債券	500,000,000	100.00 500,000,000	99.02 495,105,000	0.14 2022/12/12	0.90
27	10回 利付国庫債券（30年） 日本	国債証券	400,000,000	114.87 459,512,000	111.51 446,064,000	1.1 2033/3/20	0.81
28	43回 利付国庫債券（30年） 日本	国債証券	300,000,000	133.54 400,635,000	130.87 392,613,000	1.7 2044/6/20	0.71
29	46回 利付国庫債券（30年） 日本	国債証券	300,000,000	129.21 387,645,000	126.69 380,085,000	1.5 2045/3/20	0.69
30	7回 利付国庫債券（30年） 日本	国債証券	300,000,000	129.85 389,565,000	125.77 377,316,000	2.3 2032/5/20	0.69

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

令和2年3月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	44.23
社債券	20.06
合計	64.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 新光外国債券マザーファンド(為替リスク抑制型)

令和2年3月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US T N/B 1.5 10/31/24 アメリカ	国債証券	22,854,300	104.33 23,845,247	105.17 24,036,295	1.5 2024/10/31	1.70
2	US T N/B 2.25 04/30/21 アメリカ	国債証券	18,501,100	102.16 18,900,752	102.32 18,931,828	2.25 2021/4/30	1.34
3	US T N/B 2.375 03/15/22 アメリカ	国債証券	17,412,800	104.00 18,109,991	104.21 18,146,721	2.375 2022/3/15	1.29
4	US T N/B 1.5 01/15/23 アメリカ	国債証券	17,412,800	102.98 17,931,781	103.42 18,009,323	1.5 2023/1/15	1.28
5	US T N/B 2.25 02/15/27 アメリカ	国債証券	14,147,900	109.71 15,522,898	111.62 15,792,593	2.25 2027/2/15	1.12
6	US T N/B 2.0 11/15/21 アメリカ	国債証券	13,059,600	102.66 13,407,004	102.92 13,441,694	2 2021/11/15	0.95
7	DEUTSCHLAND 0.25 02/15/29 ドイツ	国債証券	10,759,500	105.81 11,385,670	107.68 11,586,421	0.25 2029/2/15	0.82
8	US T N/B 3.625 02/15/44 アメリカ	国債証券	7,618,100	136.04 10,363,888	149.40 11,381,916	3.625 2044/2/15	0.81
9	US T N/B 1.75 05/15/22 アメリカ	国債証券	10,883,000	102.94 11,203,112	103.27 11,239,672	1.75 2022/5/15	0.80
10	US T N/B 2.5 05/15/24 アメリカ	国債証券	9,794,700	107.96 10,574,448	108.82 10,658,621	2.5 2024/5/15	0.76
11	US T N/B 1.75 12/31/24 アメリカ	国債証券	9,794,700	105.64 10,347,947	106.46 10,427,529	1.75 2024/12/31	0.74
12	US T N/B 1.75 05/15/23 アメリカ	国債証券	9,794,700	103.93 10,180,366	104.52 10,237,756	1.75 2023/5/15	0.73
13	US T N/B 2.5 02/15/22 アメリカ	国債証券	9,794,700	103.96 10,183,043	104.24 10,210,591	2.5 2022/2/15	0.72
14	US T N/B 1.375 02/15/23 アメリカ	国債証券	9,794,700	102.75 10,064,436	103.16 10,104,227	1.375 2023/2/15	0.72
15	US T N/B 2.0 12/31/21 アメリカ	国債証券	9,794,700	102.81 10,070,175	103.09 10,097,722	2 2021/12/31	0.72
16	FRANCE OAT 0.5 05/25/25 フランス	国債証券	9,564,000	103.67 9,915,897	104.80 10,023,951	0.5 2025/5/25	0.71
17	US T N/B 3.0 09/30/25 アメリカ	国債証券	8,706,400	111.51 9,708,996	113.81 9,908,971	3 2025/9/30	0.70
18	FRANCE OAT 4.0 10/25/38 フランス	国債証券	5,977,500	164.41 9,828,058	165.53 9,894,742	4 2038/10/25	0.70
19	US T N/B 2.375 08/15/24 アメリカ	国債証券	8,706,400	107.95 9,398,830	108.74 9,467,528	2.375 2024/8/15	0.67
20	US T N/B 2.75 04/30/23 アメリカ	国債証券	8,706,400	107.03 9,318,568	107.55 9,364,140	2.75 2023/4/30	0.66
21	US T N/B 2.875 08/15/28 アメリカ	国債証券	7,618,100	115.65 8,810,807	118.32 9,014,354	2.875 2028/8/15	0.64
22	AUSTRIA 3.5 09/15/21 オーストリア	国債証券	8,368,500	105.94 8,866,425	105.97 8,868,936	3.5 2021/9/15	0.63

23	US T N/B 2.75 11/15/23 アメリカ	国債証券	7,618,100	107.84 8,215,644	108.77 8,286,468	2.75 2023/11/15	0.59
24	US T N/B 1.625 08/15/29 アメリカ	国債証券	7,618,100	105.87 8,065,663	108.73 8,283,492	1.625 2029/8/15	0.59
25	US T N/B 2.625 12/31/23 アメリカ	国債証券	7,618,100	107.81 8,213,264	108.60 8,273,375	2.625 2023/12/31	0.59
26	US T N/B 1.625 05/15/26 アメリカ	国債証券	7,618,100	103.81 7,908,837	106.71 8,129,940	1.625 2026/5/15	0.58
27	US T N/B 1.375 01/31/25 アメリカ	国債証券	7,618,100	103.90 7,915,681	104.74 7,979,364	1.375 2025/1/31	0.57
28	US T N/B 3.125 08/15/44 アメリカ	国債証券	5,441,500	125.89 6,850,550	139.24 7,577,288	3.125 2044/8/15	0.54
29	US T N/B 2.75 02/15/24 アメリカ	国債証券	6,529,800	108.62 7,092,995	109.26 7,134,826	2.75 2024/2/15	0.51
30	US T N/B 2.75 05/31/23 アメリカ	国債証券	6,529,800	107.15 6,997,087	107.74 7,035,859	2.75 2023/5/31	0.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

令和2年3月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	94.76
合計	94.76

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド

該当事項はありません。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

#### 新光日本株式変動抑制型マザーファンド

該当事項はありません。

#### 新光外国株式変動抑制型マザーファンド

該当事項はありません。



新光世界REITインデックスマザーファンド  
該当事項はありません。

債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド  
該当事項はありません。

新光外国債券マザーファンド（為替リスク抑制型）  
該当事項はありません。

新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド  
該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

新光日本株式変動抑制型マザーファンド  
該当事項はありません。

新光外国株式変動抑制型マザーファンド  
該当事項はありません。

新光世界REITインデックスマザーファンド  
該当事項はありません。

債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド  
該当事項はありません。

新光外国債券マザーファンド（為替リスク抑制型）  
該当事項はありません。

## 新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド

令和2年3月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	I C E - E U	FTSE 100 INDEX FUTURE Jun20	買建	8	58,087,524	59,242,075	2.48
	大阪取引所	T O P I X 物 0 2 0 6月	買建	4	52,080,330	56,120,000	2.35
	E U R E X 取引所	DJ EURO STOXX 50 Jun20	買建	17	55,300,243	55,157,979	2.31
	シドニー先 物取引所	SPI 200 FUTURES Jun20	買建	4	31,979,298	34,307,319	1.44
	シカゴ商品 取引所	S&P500 EMINI FUT Jun20	売建	8	113,607,637	113,672,935	4.76
	モントリ オール取引 所	S&P/TSE 60 IX FUT Jun20	売建	5	60,647,284	60,697,840	2.54
	大阪取引所	N K 2 2 5 物 0 2 0 6月	売建	1	19,079,670	18,920,000	0.79
債券先物取引	E U R E X 取引所	EURO-BUND FUTURE Jun20	買建	6	122,225,529	124,523,280	5.22
	モントリ オール取引 所	CAN 10YR BOND FUT Jun20	買建	10	111,584,752	112,602,000	4.72
	I C E - E U	LONG GILT FUTURE Jun20	買建	6	108,141,184	109,341,064	4.58
	シカゴ証券 取引所	US 10YR NOTE FUT Jun20	買建	7	104,555,023	105,760,657	4.43
	大阪取引所	長国 先 0 2 0 6月	売建	1	151,909,615	152,570,000	6.39
	シドニー先 物取引所	AUST 10Y BOND FUT Jun20	売建	11	107,022,218	109,314,716	4.58

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

直近日(令和2年3月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成27年 9月24日)	543	543	0.9832	0.9832
第2特定期間末 (平成28年 3月22日)	528	528	0.9914	0.9914
第3特定期間末 (平成28年 9月20日)	435	435	0.9762	0.9762
第4特定期間末 (平成29年 3月21日)	345	345	0.9664	0.9664
第5特定期間末 (平成29年 9月20日)	269	269	0.9806	0.9806
第6特定期間末 (平成30年 3月20日)	244	244	0.9640	0.9640
第7特定期間末 (平成30年 9月20日)	222	222	0.9620	0.9620
第8特定期間末 (平成31年 3月20日)	189	189	0.9662	0.9662
第9特定期間末 (令和1年9月20日)	171	171	0.9772	0.9772
第10特定期間末 (令和2年3月23日)	146	146	0.9265	0.9265
平成31年3月末日	188	-	0.9691	-
4月末日	186	-	0.9657	-
令和1年5月末日	186	-	0.9648	-
6月末日	183	-	0.9706	-
7月末日	180	-	0.9735	-
8月末日	177	-	0.9776	-
9月末日	171	-	0.9771	-
10月末日	172	-	0.9779	-
11月末日	159	-	0.9770	-
12月末日	157	-	0.9760	-
令和2年1月末日	156	-	0.9792	-
2月末日	154	-	0.9653	-
3月末日	148	-	0.9359	-

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0000
第2特定期間	0.0000
第3特定期間	0.0000
第4特定期間	0.0000
第5特定期間	0.0000
第6特定期間	0.0000
第7特定期間	0.0000
第8特定期間	0.0000
第9特定期間	0.0000
第10特定期間	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1特定期間	1.7
第2特定期間	0.8
第3特定期間	1.5
第4特定期間	1.0
第5特定期間	1.5
第6特定期間	1.7
第7特定期間	0.2
第8特定期間	0.4
第9特定期間	1.1
第10特定期間	5.2

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

## （4）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1特定期間	563,363,851	11,000,000
第2特定期間	59,998,755	79,108,493
第3特定期間	25,962,451	113,377,773
第4特定期間	8,366,178	96,851,026
第5特定期間	644,143	83,353,730
第6特定期間	29,726,883	50,632,068
第7特定期間	558,364	23,215,805
第8特定期間	334,228	35,656,744
第9特定期間	239,992	20,088,645
第10特定期間	238,044	17,622,251

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

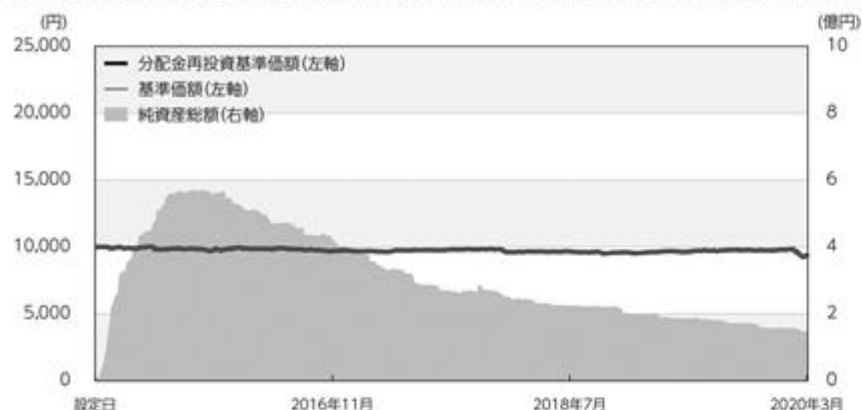
（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 参考情報

データの基準日:2020年3月31日

## 安 定 型

## 基準価額・純資産の推移 (2015年3月30日～2020年3月31日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2015年3月30日)

## 分配の推移(税引前)

2019年 3月	0円
2019年 6月	0円
2019年 9月	0円
2019年12月	0円
2020年 3月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

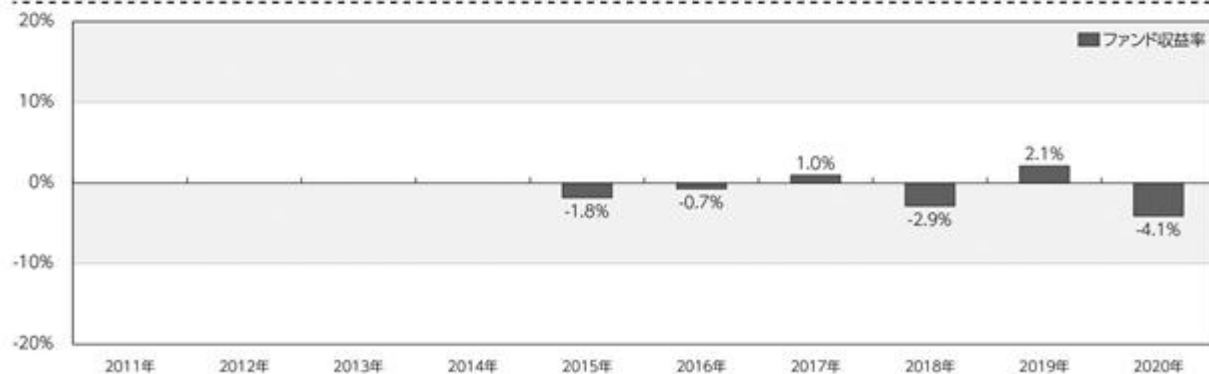
※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド	49.04
2	新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド	26.67
3	新光外国債券マザーファンド(為替リスク抑制型)	14.28
4	新光日本株式変動抑制型マザーファンド	3.74
5	新光外国株式変動抑制型マザーファンド	2.11
6	新光世界REITインデックスマザーファンド	1.91

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2015年は設定日から年末までの収益率、および2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2020年3月31日

## 主要な資産の状況

### ■新光日本株式変動抑制型マザーファンド

組入上位5銘柄 ※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	東邦瓦斯	株式	日本	電気・ガス業	1.35
2	山崎製パン	株式	日本	食料品	1.29
3	東洋水産	株式	日本	食料品	1.18
4	東京瓦斯	株式	日本	電気・ガス業	1.14
5	エフピコ	株式	日本	化学	1.13

### ■新光外国株式変動抑制型マザーファンド

組入上位5銘柄 ※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	HKT TRUST / HKT LTD	株式	香港	各種電気通信サービス	1.64
2	CLP HOLDINGS LTD	株式	香港	電力	1.61
3	HONG KONG & CHINA GAS	株式	香港	ガス	1.51
4	SPARK NEW ZEALAND LTD	株式	ニュージーランド	各種電気通信サービス	1.49
5	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	株式	バミューダ	電力	1.37

### ■新光世界REITインデックスマザーファンド

組入上位5銘柄 ※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	国/地域	比率(%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	5.55
2	EQUINIX INC	アメリカ	4.99
3	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	3.34
4	PUBLIC STORAGE	アメリカ	2.75
5	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	1.99

### ■債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド

組入上位5銘柄 ※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	350回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2028/3/20	3.14
2	357回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2029/12/20	2.38
3	2回 利付国庫債券(30年)	国債証券	日本	2.4	2030/2/20	2.24
4	146回 利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	1.7	2033/9/20	1.73
5	130回 利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	1.8	2031/9/20	1.72

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2020年3月31日

## ■新光外国債券マザーファンド(為替リスク抑制型)

組入上位5銘柄 ※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 1.5 10/31/24	国債証券	アメリカ	1.5	2024/10/31	1.70
2	US T N/B 2.25 04/30/21	国債証券	アメリカ	2.25	2021/4/30	1.34
3	US T N/B 2.375 03/15/22	国債証券	アメリカ	2.375	2022/3/15	1.29
4	US T N/B 1.5 01/15/23	国債証券	アメリカ	1.5	2023/1/15	1.28
5	US T N/B 2.25 02/15/27	国債証券	アメリカ	2.25	2027/2/15	1.12

## ■新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド

株価指数先物取引(買建) 8.58%

株価指数先物取引(売建) △8.10%

組入上位5銘柄 ※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	資産の名称	買建/売建	比率(%)
1	FTSE 100 INDEX FUTURE Jun20	買建	2.48
2	TOPIX 先物 0206月	買建	2.35
3	DJ EURO STOXX 50 Jun20	買建	2.31
4	SPI 200 FUTURES Jun20	買建	1.44
5	S&P500 EMINI FUT Jun20	売建	△4.76

債券先物取引(買建) 18.95%

債券先物取引(売建) △10.97%

組入上位5銘柄 ※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	資産の名称	買建/売建	比率(%)
1	EURO-BUND FUTURE Jun20	買建	5.22
2	CAN 10YR BOND FUT Jun20	買建	4.72
3	LONG GILT FUTURE Jun20	買建	4.58
4	US 10YR NOTE FUT Jun20	買建	4.43
5	長国 先物 0206月	売建	△6.39

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

また、スイッチングにより買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。なお、販売会社によってはスイッチングの取り扱いを行わない場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「新光スマート・アロケーション・ファンド（安定型）自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

(ハ) 取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

### 2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。



なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税(法人の受益者の場合は所得税のみ)に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(ヘ) 委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

(ト) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(ニ)の規定に準じて計算された価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日 における取引所の最終相場
上場投資信託証券	計算日 における取引所の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値
直物為替先渡取引	金融商品取引業者または銀行等が提示する価額もしくは価格 情報会社の提供する価額

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2025年3月19日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日まで、12月21日から翌年3月20日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則による該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了(投資信託契約の解約)

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(イ)について、または「b. 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

(ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ) 上記(イ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

e. 運用報告書

委託者は、毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、下記「f. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

## f．公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## g．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## h．信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における資産管理サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

## i．信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

## j．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

k．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b．償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

c．一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

d．帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(令和1年9月21日から令和2年3月23日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【新光スマート・アロケーション・ファンド(安定型)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 令和1年9月20日現在	当期 令和2年3月23日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	4,618,709	3,949,264
親投資信託受益証券	167,940,664	143,520,829
流動資産合計	172,559,373	147,470,093
資産合計	172,559,373	147,470,093
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	24,397	21,932
未払委託者報酬	634,319	570,756
未払利息	9	-
その他未払費用	1,826	1,558
流動負債合計	660,551	594,246
負債合計	660,551	594,246
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	175,910,561	158,526,354
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	4,011,739	11,650,507
(分配準備積立金)	2,447,009	2,202,025
元本等合計	171,898,822	146,875,847
純資産合計	171,898,822	146,875,847
負債純資産合計	172,559,373	147,470,093



## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成31年3月21日 至 令和1年9月20日	当期 自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	3,365,350	6,969,835
<b>営業収益合計</b>	<b>3,365,350</b>	<b>6,969,835</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	1,330	891
受託者報酬	49,752	44,782
委託者報酬	1,293,505	1,165,485
その他費用	3,716	3,255
<b>営業費用合計</b>	<b>1,348,303</b>	<b>1,214,413</b>
営業利益又は営業損失（ ）	2,017,047	8,184,248
経常利益又は経常損失（ ）	2,017,047	8,184,248
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,017,047	8,184,248
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	14,431	140,631
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,621,084	4,011,739
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>614,235</b>	<b>410,526</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	614,235	410,526
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,506	5,677
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,506	5,677
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,011,739	11,650,507

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年3月20日及び9月20日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を令和2年3月23日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	令和1年9月20日現在	令和2年3月23日現在
1. 期首元本額	195,759,214円	175,910,561円
期中追加設定元本額	239,992円	238,044円
期中一部解約元本額	20,088,645円	17,622,251円
2. 受益権の総数	175,910,561口	158,526,354口
3. 元本の欠損	元本の欠損 4,011,739円	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,650,507円であります。

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 平成31年3月21日 至 令和1年9月20日	当期 自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1. 分配金の計算過程	<p>第17期（自 平成31年 3月21日 至 令和 1年 6月20日） 計算期間末における費用控除後の配 当等収益（284,200円）、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売 買等損益（0円）、信託約款に定め る収益調整金（615,095円）及び分 配準備積立金（2,109,884円）より 分配対象収益は3,009,179円（1万口 当たり156.07円）であります、分 配を行っておりません。</p> <p>第18期（自 令和 1年 6月21日 至 令和 1年 9月20日） 計算期間末における費用控除後の配 当等収益（225,797円）、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売 買等損益（0円）、信託約款に定め る収益調整金（562,729円）及び分 配準備積立金（2,221,212円）より 分配対象収益は3,009,738円（1万口 当たり171.07円）であります、分 配を行っておりません。</p>	<p>（自令和1年9月21日 至令和1年12 月20日） 計算期間末における費用控除後の配 当等収益（0円）、費用控除後、繰 越欠損金を補填した有価証券売買等 損益（0円）、信託約款に規定され る収益調整金（516,678円）及び分 配準備積立金（2,238,143円）より 分配対象収益は2,754,821円（1万口 当たり171.09円）であります、分 配を行っておりません。</p> <p>（自令和1年12月21日 至令和2年3 月23日） 計算期間末における費用控除後の配 当等収益（0円）、費用控除後、繰 越欠損金を補填した有価証券売買等 損益（0円）、信託約款に規定され る収益調整金（510,443円）及び分 配準備積立金（2,202,025円）より 分配対象収益は2,712,468円（1万口 当たり171.10円）であります、分 配を行っておりません。</p>

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成31年3月21日 至 令和1年9月20日	当期 自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3． 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
	令和1年9月20日現在	令和2年3月23日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	令和1年9月20日現在	令和2年3月23日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,261,689	5,708,325
合計	1,261,689	5,708,325

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 令和1年9月20日現在	当期 令和2年3月23日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9772円 (9,772円)	0.9265円 (9,265円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

令和2年3月23日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド	65,013,173	72,730,236	
	新光日本株式変動抑制型マザーファンド	4,983,013	5,149,943	
	新光外国株式変動抑制型マザーファンド	2,895,007	2,891,243	
	新光外国債券マザーファンド (為替リスク抑制型)	20,866,502	20,895,715	
	新光世界REITインデックスマザーファンド	3,318,551	2,501,191	
	新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド	42,598,508	39,352,501	
親投資信託受益証券	合計	139,674,754	143,520,829	
合計			143,520,829	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは、「新光日本株式変動抑制型マザーファンド」受益証券、「新光外国株式変動抑制型マザーファンド」受益証券、「新光世界REITインデックスマザーファンド」受益証券、「債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド」受益証券、「新光外国債券マザーファンド(為替リスク抑制型)」受益証券及び「新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

新光日本株式変動抑制型マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

令和2年3月23日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	20,607,736
株式	1,454,176,700
未収配当金	4,392,200
流動資産合計	1,479,176,636
資産合計	1,479,176,636
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1,431,185,234
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	47,991,402
元本等合計	1,479,176,636
純資産合計	1,479,176,636
負債純資産合計	1,479,176,636

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年9月21日
	至 令和2年3月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

## （貸借対照表に関する注記）

項目	令和2年3月23日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,744,163,384円
同期中追加設定元本額	330,018,261円
同期中一部解約元本額	642,996,411円
元本の内訳	
ファンド名	
新光スマート・アロケーション・ファンド（安定型）	4,983,013円
新光スマート・アロケーション・ファンド（安定成長型）	11,352,578円
新光スマート・アロケーション・ファンド（成長型）	22,610,897円
みずほラップファンド（堅実型コース）	60,284,746円
みずほラップファンド（安定成長型コース）	309,685,395円
みずほラップファンド（成長型コース）	148,027,364円
新光日本株式変動抑制型ファンド（ファンドラップ）	874,241,241円
計	1,431,185,234円
2. 受益権の総数	1,431,185,234口

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年3月23日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	令和2年3月23日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	258,024,472
合計	258,024,472

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(平成31年3月21日から令和2年3月23日まで)に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	令和2年3月23日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0335円 (10,335円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

令和2年3月23日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
マルハニチロ	6,300	2,137.00	13,463,100	
ミライト・ホールディングス	10,100	1,235.00	12,473,500	
安藤・間	21,500	612.00	13,158,000	
コムシスホールディングス	5,600	2,314.00	12,958,400	
奥村組	3,700	2,137.00	7,906,900	
東鉄工業	1,700	2,907.00	4,941,900	
大東建託	1,200	10,105.00	12,126,000	
大和ハウス工業	5,000	2,366.50	11,832,500	
ライト工業	6,200	1,205.00	7,471,000	
積水ハウス	7,900	1,703.00	13,453,700	
関電工	15,900	809.00	12,863,100	
きんでん	9,000	1,477.00	13,293,000	
協和エクシオ	5,100	2,296.00	11,709,600	
三機工業	5,200	1,121.00	5,829,200	
森永製菓	2,300	3,975.00	9,142,500	
江崎グリコ	3,600	4,425.00	15,930,000	
山崎製パン	9,100	2,193.00	19,956,300	
カルビー	5,700	2,572.00	14,660,400	
森永乳業	3,800	3,440.00	13,072,000	
明治ホールディングス	2,300	7,010.00	16,123,000	
雪印メグミルク	7,100	2,085.00	14,803,500	
プリマハム	7,100	2,176.00	15,449,600	
総合警備保障	2,800	4,835.00	13,538,000	
SBSホールディングス	5,700	1,564.00	8,914,800	
ディー・エヌ・エー	11,000	1,159.00	12,749,000	
アサヒグループホールディングス	3,300	3,261.00	10,761,300	
サントリー食品インターナショナル	3,800	4,035.00	15,333,000	
日清オイリオグループ	2,700	3,315.00	8,950,500	
カワチ薬品	1,700	2,240.00	3,808,000	
ゲオホールディングス	10,900	1,300.00	14,170,000	
日本マクドナルドホールディングス	3,200	4,945.00	15,824,000	
エディオン	6,400	859.00	5,497,600	
キューピー	8,000	2,077.00	16,616,000	
ハウス食品グループ本社	4,800	3,245.00	15,576,000	
東洋水産	3,600	4,830.00	17,388,000	
日本たばこ産業	7,400	1,905.00	14,097,000	
DCMホールディングス	15,900	941.00	14,961,900	
ドトール・日レスホールディングス	3,500	1,639.00	5,736,500	
セブン&アイ・ホールディングス	4,100	3,232.00	13,251,200	
帝人	8,700	1,639.00	14,259,300	
コメダホールディングス	8,500	1,672.00	14,212,000	
日本製紙	4,300	1,445.00	6,213,500	
ラクス	1,900	1,606.00	3,051,400	
レンゴー	20,300	770.00	15,631,000	

アミューズ	3,300	1,949.00	6,431,700
インフォコム	5,800	1,952.00	11,321,600
日油	4,500	3,255.00	14,647,500
アルテリア・ネットワークス	8,900	1,672.00	14,880,800
塩野義製薬	2,800	4,747.00	13,291,600
科研製薬	3,100	4,535.00	14,058,500
日医工	9,000	1,294.00	11,646,000
東和薬品	6,300	2,099.00	13,223,700
沢井製薬	2,700	5,280.00	14,256,000
大塚ホールディングス	2,200	3,439.00	7,565,800
フジ・メディア・ホールディングス	12,300	969.00	11,918,700
リソー教育	49,800	259.00	12,898,200
東映アニメーション	3,500	4,290.00	15,015,000
アース製薬	1,200	5,200.00	6,240,000
ブリヂストン	4,100	3,085.00	12,648,500
住友大阪セメント	3,800	3,155.00	11,989,000
東京製鐵	16,800	683.00	11,474,400
タクマ	10,600	1,119.00	11,861,400
フリーー	4,100	859.00	3,521,900
東芝テック	3,800	3,120.00	11,856,000
M C J	9,600	528.00	5,068,800
沖電気工業	11,900	986.00	11,733,400
エレコム	4,300	3,525.00	15,157,500
日本トリム	1,400	2,551.00	3,571,400
全国保証	4,000	2,980.00	11,920,000
アトム	17,400	898.00	15,625,200
メディカルホールディングス	7,400	1,858.00	13,749,200
アズワン	1,300	8,800.00	11,440,000
コーナン商事	3,100	1,996.00	6,187,600
ユナイテッドアローズ	5,100	1,574.00	8,027,400
ナカニシ	9,700	1,323.00	12,833,100
リコー	15,900	741.00	11,781,900
エフピコ	2,500	7,140.00	17,850,000
コクヨ	6,000	1,342.00	8,052,000
キヤノンマーケティングジャパン	6,700	1,935.00	12,964,500
ニプロ	13,600	1,006.00	13,681,600
岩谷産業	4,500	3,585.00	16,132,500
東邦ホールディングス	6,800	2,217.00	15,075,600
木曽路	6,400	2,493.00	15,955,200
リンガーハット	7,500	2,063.00	15,472,500
コメリ	4,800	1,795.00	8,616,000
しまむら	2,000	6,960.00	13,920,000
ケーズホールディングス	13,800	1,128.00	15,566,400
ソニーフィナンシャルホールディングス	3,200	1,578.00	5,049,600
住友不動産	4,300	2,337.00	10,049,100
ゴールドクレスト	5,000	1,563.00	7,815,000
イオンモール	9,900	1,327.00	13,137,300
東日本旅客鉄道	1,700	8,278.00	14,072,600
西日本旅客鉄道	1,900	7,142.00	13,569,800

東海旅客鉄道	800	18,050.00	14,440,000	
西武ホールディングス	9,400	1,228.00	11,543,200	
山九	3,200	3,675.00	11,760,000	
センコーグループホールディングス	10,400	803.00	8,351,200	
福山通運	2,800	3,560.00	9,968,000	
日立物流	1,100	2,063.00	2,269,300	
日本航空	5,100	1,951.50	9,952,650	
A N Aホールディングス	4,700	2,752.00	12,934,400	
日本テレビホールディングス	12,400	1,205.00	14,942,000	
日本電信電話	6,300	2,500.00	15,750,000	
K D D I	4,900	2,918.50	14,300,650	
ソフトバンク	10,700	1,414.00	15,129,800	
N T Tドコモ	5,200	3,214.00	16,712,800	
東京電力ホールディングス	29,900	341.00	10,195,900	
関西電力	13,300	1,024.50	13,625,850	
東北電力	16,600	970.00	16,102,000	
四国電力	19,200	783.00	15,033,600	
北海道電力	31,100	420.00	13,062,000	
電源開発	7,000	2,046.00	14,322,000	
東京瓦斯	7,100	2,320.50	16,475,550	
東邦瓦斯	4,400	4,990.00	21,956,000	
東宝	4,500	3,455.00	15,547,500	
エイチ・アイ・エス	6,400	1,387.00	8,876,800	
日本K F Cホールディングス	6,600	2,183.00	14,407,800	
王将フードサービス	2,700	5,570.00	15,039,000	
サンドラッグ	4,500	3,000.00	13,500,000	
合計	868,500		1,454,176,700	

## ( 2 ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 新光外国株式変動抑制型マザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

令和2年3月23日現在

資産の部	
流動資産	
預金	58,986,643
コール・ローン	135,357,825
株式	719,971,375
投資信託受益証券	1,813,174
投資証券	129,915,328
未収配当金	4,482,094
流動資産合計	1,050,526,439
資産合計	1,050,526,439
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1,051,871,656
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,345,217
元本等合計	1,050,526,439
純資産合計	1,050,526,439
負債純資産合計	1,050,526,439

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年3月23日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,037,709,569円
同期中追加設定元本額	206,375,401円
同期中一部解約元本額	1,192,213,314円
元本の内訳	
ファンド名	
新光スマート・アロケーション・ファンド(安定型)	2,895,007円
新光スマート・アロケーション・ファンド(安定成長型)	6,567,859円
新光スマート・アロケーション・ファンド(成長型)	13,563,674円
みずほラップファンド(堅実型コース)	50,757,443円
みずほラップファンド(安定成長型コース)	260,459,942円
みずほラップファンド(成長型コース)	124,728,520円
新光外国株式変動抑制型ファンド(ファンドラップ)	592,899,211円
計	1,051,871,656円
2. 受益権の総数	1,051,871,656口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,345,217円であり、 す。

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年3月23日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	令和2年3月23日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	116,400,157
投資信託受益証券	429,362
投資証券	42,789,785
合計	159,619,304

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(平成31年3月21日から令和2年3月23日まで)に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	令和2年3月23日現在
1口当たり純資産額	0.9987円
(1万口当たり純資産額)	(9,987円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

令和2年3月23日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMEREN CORP	2,201	62.930	138,508.930	
	AUTOZONE INC	96	728.130	69,900.480	
	VERIZON COMM INC	3,459	51.800	179,176.200	
	WR BERKLEY CORP	1,308	47.580	62,234.640	
	YUM! BRANDS INC	1,021	58.080	59,299.680	
	FIRSTENERGY CORP	1,570	34.280	53,819.600	
	INGREDION INC	1,110	66.250	73,537.500	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	1,046	51.160	53,513.360	
	CAMPBELL SOUP CO	3,724	45.300	168,697.200	
	CITRIX SYSTEMS INC	917	119.330	109,425.610	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	2,614	65.750	171,870.500	
	CLOROX COMPANY	333	177.400	59,074.200	
	CONSOLIDATED EDISON INC	271	72.590	19,671.890	
	COOPER COS INC	608	250.650	152,395.200	
	REPUBLIC SERVICES INC	1,125	71.540	80,482.500	
	CADENCE DESIGN SYS INC	788	55.080	43,403.040	
	EXPEDITORS INTERNATIONAL	1,366	54.940	75,048.040	
	FISERV INC	40	81.770	3,270.800	
	GENERAL MILLS INC	1,718	53.370	91,689.660	
	GENUINE PARTS CO	612	55.350	33,874.200	
	MONSTER BEVERAGE CORP	397	52.100	20,683.700	
	HENRY SCHEIN INC	1,176	45.010	52,931.760	
	HERSHEY FOODS CORP	237	117.730	27,902.010	
	F5 NETWORKS INC	550	100.140	55,077.000	
	HUMANA INC	23	230.610	5,304.030	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	1,025	134.330	137,688.250	
	KELLOGG CO	1,285	55.810	71,715.850	
	KIMBERLY-CLARK CORP	248	118.280	29,333.440	
	DOMINION ENERGY INC	2,269	67.220	152,522.180	
	NISOURCE INC	6,677	21.000	140,217.000	
	OGE ENERGY CORP	2,412	25.710	62,012.520	
	EXELON CORP	78	31.000	2,418.000	
	PAYCHEX INC	1,584	51.970	82,320.480	
PPL CORPORATION	3,591	19.670	70,634.970		
PEPSICO INC	305	103.930	31,698.650		
QUEST DIAGNOSTICS	923	75.240	69,446.520		
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	1,929	37.820	72,954.780		
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	561	129.300	72,537.300		
ROSS STORES INC	1,011	63.900	64,602.900		

	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	1,088	43.320	47,132.160	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION	406	102.820	41,744.920	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	1,172	80.610	94,474.920	
	AT&T INC	2,338	28.450	66,516.100	
	SYNOPSIS INC	973	110.000	107,030.000	
	SYSCO CORP	1,204	35.330	42,537.320	
	DAVITA INC	1,317	64.990	85,591.830	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	612	260.760	159,585.120	
	WASTE MANAGEMENT INC	121	98.310	11,895.510	
	TJX COMPANIES INC	2,122	37.370	79,299.140	
	T-MOBILE US INC	617	74.550	45,997.350	
	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	764	90.770	69,348.280	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDING CORP	1,650	57.950	95,617.500	
	DOLLAR GENERAL CORP	678	140.130	95,008.140	
	ZOETIS INC	765	100.940	77,219.100	
	BLACK KNIGHT INC	819	52.010	42,596.190	
	EVERGY INC	200	47.180	9,436.000	
	STERIS PLC	1,251	115.700	144,740.700	
	DOCUSIGN INC	177	79.700	14,106.900	
	FNF GROUP	395	22.170	8,757.150	
	WASTE CONNECTIONS INC	1,044	78.190	81,630.360	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC	167	371.700	62,073.900	
アメリカ・ドル	小計	72,088		4,403,233.160 (487,966,299)	
イスラエル・シュケル	BANK HAPOLIM BM	6,348	18.300	116,168.400	
イスラエル・シュケル	小計	6,348		116,168.400 (3,555,915)	
オーストラリア・ドル	REA GROUP LTD	77	75.690	5,828.130	
	COCHLEAR LTD	91	159.860	14,547.260	
	NEWCREST MINING LTD	286	21.740	6,217.640	
オーストラリア・ドル	小計	454		26,593.030 (1,688,657)	
カナダ・ドル	ALIMENTATION COUCHE TARD INC	818	33.630	27,509.340	
	ATCO LTD	3,571	33.820	120,771.220	
	NATIONAL BANK OF CANADA	57	42.960	2,448.720	
	SAPUTO INC	560	31.800	17,808.000	
	CGI INC	126	69.750	8,788.500	
	ROGERS COMM-CL B	271	54.630	14,804.730	
	CANADIAN TIRE CORP-CL A	29	81.270	2,356.830	
	CANADIAN UTILITIES LTD	6,217	28.600	177,806.200	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	855	14.710	12,577.050	
	LOBLAW CO LTD	3,687	66.750	246,107.250	

	METRO INC	4,702	57.010	268,061.020	
	WESTON (GEORGE) LTD	2,444	98.540	240,831.760	
	INTACT FINANCIAL CORP	956	113.000	108,028.000	
カナダ・ドル 小計		24,293		1,247,898.620 (95,638,950)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE TECH ENG	4,100	3.100	12,710.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	3,500	8.670	30,345.000	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	4,600	2.410	11,086.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	2,000	18.960	37,920.000	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	7,700	3.090	23,793.000	
シンガポール・ドル 小計		21,900		115,854.000 (8,809,538)	
スイス・フラン	ROCHE HOLDING AG-GENUSSSCHEIN	19	292.700	5,561.300	
	NOVARTIS AG-REG SHS	68	74.000	5,032.000	
	BARRY CALLEBAUT AG	13	1,881.000	24,453.000	
	SWISSCOM AG-REG	37	518.200	19,173.400	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	15	284.300	4,264.500	
	SWISS LIFE HOLDING AG	8	278.700	2,229.600	
	EMS-CHEMIE HOLDING	9	565.000	5,085.000	
	SWISS PRIME SITE AG	26	93.500	2,431.000	
スイス・フラン 小計		195		68,229.800 (7,665,618)	
デンマーク・クローネ	CARLSBERG AS-B	92	707.800	65,117.600	
デンマーク・クローネ 小計		92		65,117.600 (1,032,114)	
ニュージーランド・ドル	A2 MILK CO LTD	360	16.490	5,936.400	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	64,130	3.810	244,335.300	
ニュージーランド・ドル 小計		64,490		250,271.700 (15,574,408)	
ノルウェー・クローネ	ORKLA ASA	4,628	85.600	396,156.800	
ノルウェー・クローネ 小計		4,628		396,156.800 (3,723,874)	
ユーロ	RWE AG	106	21.870	2,318.220	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	101	69.420	7,011.420	
	ENDESA S.A.	69	17.090	1,179.210	
	UCB SA	109	66.840	7,285.560	
	ELISA OYJ	99	52.320	5,179.680	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	1,670	12.086	20,183.620	
	PROXIMUS	12	19.320	231.840	
ユーロ 小計		2,166		43,389.550 (5,137,757)	
香港・ドル	CLP HOLDINGS LTD	18,500	69.750	1,290,375.000	

CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	28,000	38.600	1,080,800.000	
HANG SENG BANK LTD	700	133.500	93,450.000	
POWER ASSETS HOLDINGS LTD	7,000	44.800	313,600.000	
HONG KONG & CHINA GAS	101,000	13.340	1,347,340.000	
SWIRE PACIFIC LTD A	16,000	47.750	764,000.000	
HKT TRUST / HKT LTD	127,000	10.240	1,300,480.000	
WH GROUP LTD	8,000	6.320	50,560.000	
香港・ドル 小計	306,200		6,240,605.000 (89,178,245)	
合計	502,854		719,971,375 (719,971,375)	

## (2) 株式以外の有価証券

令和2年3月23日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	シンガポール・ドル	ASCENDAS REAL ESTATE INVT	9,500.000	23,845.000	
	シンガポール・ドル 小計		9,500.000	23,845.000 (1,813,174)	
投資信託受益証券 合計			9,500	1,813,174 (1,813,174)	
投資証券	アメリカ・ドル	AGNC INVESTMENT CORP	11,194.000	110,037.020	
		AMERICAN TOWER CORP	433.000	84,603.870	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	666.000	130,755.780	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	1,789.000	142,619.080	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	4,811.000	51,189.040	
		IRON MOUNTAIN INC	2,887.000	65,563.770	
		OMEGA HEALTHCARE INVS INC	4,810.000	107,888.300	
		PUBLIC STORAGE	863.000	147,762.860	
		REGENCY CENTERS CORP	2,901.000	102,405.300	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	36.000	1,733.040	
		SL GREEN	1,291.000	59,179.440	
		VORNADO REALTY TRUST	1,741.000	51,638.060	
	WP CAREY INC	2,369.000	116,933.840		
アメリカ・ドル 小計		35,791.000	1,172,309.400 (129,915,328)		
投資証券 合計			35,791	129,915,328 (129,915,328)	
合計				131,728,502 (131,728,502)	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

## 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式	61銘柄	46.45	-	72.55
	投資証券	13銘柄	-	12.37	
イスラエル・シケル	株式	1銘柄	0.34	-	0.42
オーストラリア・ドル	株式	3銘柄	0.16	-	0.20
カナダ・ドル	株式	13銘柄	9.10	-	11.23
シンガポール・ドル	株式	5銘柄	0.84	-	1.25
	投資信託受益証券	1銘柄	-	0.17	
スイス・フラン	株式	8銘柄	0.73	-	0.90
デンマーク・クローネ	株式	1銘柄	0.10	-	0.12
ニュージーランド・ドル	株式	2銘柄	1.48	-	1.83
ノルウェー・クローネ	株式	1銘柄	0.35	-	0.44
ユーロ	株式	7銘柄	0.49	-	0.60
香港・ドル	株式	8銘柄	8.49	-	10.47

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

新光世界REITインデックスマザーファンド  
貸借対照表

(単位:円)

令和2年3月23日現在

資産の部	
流動資産	
預金	21,981,651
コール・ローン	9,522,612
投資信託受益証券	30,348,162
投資証券	313,489,125
未収入金	42,608
未収配当金	1,829,625
流動資産合計	377,213,783
資産合計	377,213,783
負債の部	
流動負債	
未払金	379
流動負債合計	379
負債合計	379
純資産の部	
元本等	
元本	500,513,379
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	123,299,975
元本等合計	377,213,404
純資産合計	377,213,404
負債純資産合計	377,213,783



## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年3月23日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	762,737,304円
同期中追加設定元本額	135,058,646円
同期中一部解約元本額	397,282,571円
元本の内訳	
ファンド名	
新光スマート・アロケーション・ファンド(安定型)	3,318,551円
新光スマート・アロケーション・ファンド(安定成長型)	7,587,546円
新光スマート・アロケーション・ファンド(成長型)	15,394,615円
みずほラップファンド(堅実型コース)	55,213,164円
みずほラップファンド(安定成長型コース)	283,812,504円
みずほラップファンド(成長型コース)	135,186,999円
計	500,513,379円
2. 受益権の総数	500,513,379口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は123,299,975円であります。

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3． 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年3月23日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	令和2年3月23日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	14,264,383
投資証券	165,856,718
合計	180,121,101

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(平成31年3月21日から令和2年3月23日まで)に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	令和2年3月23日現在
1口当たり純資産額	0.7537円
(1万口当たり純資産額)	(7,537円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

令和2年3月23日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	ARA US HOSPITALITY TRUST	2,700.000	931.500		
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	2,800.000	383.600		
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	4,500.000	2,880.000		
		PRIME US REIT	2,400.000	1,560.000		
		アメリカ・ドル	小計	12,400.000	5,755.100 (637,780)	
	オーストラリア・ドル	ABACUS PROPERTY GROUP	1,011.000	2,669.040		
		APN INDUSTRIA REIT	712.000	1,431.120		
		ARENA REIT	1,573.000	2,328.040		
		BWP TRUST	1,442.000	4,080.860		
		CENTURIA OFFICE REIT	1,628.000	2,726.900		
		CHARTER HALL GROUP	1,499.000	10,747.830		
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	1,305.000	5,089.500		
		CHARTER HALL RETAIL REIT	1,061.000	3,352.760		
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	1,344.000	2,526.720		
		CROMWELL PROPERTY GROUP	5,726.000	4,609.430		
		DEXUS	3,594.000	33,532.020		
		GDI PROPERTY GROUP	1,229.000	1,351.900		
		GOODMAN GROUP	5,351.000	61,215.440		
		GPT GROUP	6,371.000	20,769.460		
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTRALIA	773.000	2,164.400		
HOTEL PROPERTY INVESTMENTS LTD		699.000	1,328.100			
INGENIA COMMUNITIES GROUP		1,054.000	3,277.940			
MIRVAC GROUP		13,108.000	25,757.220			
NATIONAL STORAGE REIT		2,342.000	3,372.480			
RURAL FUNDS GROUP	1,728.000	3,317.760				
SCENTRE GROUP	17,709.000	28,600.030				
SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	2,906.000	6,247.900				
STOCKLAND	8,048.000	17,222.720				
VICINITY CENTRES	10,491.000	11,907.280				
VIVA ENERGY REIT	2,108.000	4,216.000				
	オーストラリア・ドル	小計	94,812.000	263,842.850 (16,754,021)		

シンガポール・ドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	1,100.000	1,089.000	
	ASCENDAS REAL ESTATE INVNT	9,900.000	24,849.000	
	ASCOTT TRUST	5,694.000	4,242.030	
	CACHE LOGISTICS TRUST	4,800.000	1,896.000	
	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	9,300.000	13,857.000	
	CAPITALAND MALL TRUST	9,300.000	16,554.000	
	CAPITALAND RETAIL CHINA TRUST	2,100.000	2,184.000	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	3,500.000	2,520.000	
	ESR REIT	5,700.000	1,539.000	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	4,700.000	1,927.000	
	FIRST REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	3,400.000	2,074.000	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	2,200.000	4,510.000	
	FRASERS COMMERCIAL TRUST	3,000.000	2,970.000	
	FRASERS HOSPITALITY TRUST	3,900.000	1,482.000	
	FRASERS LOGISTICS & INDUSTRIAL TRUST	8,300.000	5,893.000	
	KEPPEL DC REIT	3,900.000	7,449.000	
	KEPPEL REIT	5,900.000	5,133.000	
	LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL TRUST	10,200.000	1,224.000	
	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	7,000.000	12,390.000	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	4,900.000	10,290.000	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	9,800.000	13,524.000	
	MAPLETREE NORTH ASIA COMMERCIAL TRUST	6,600.000	4,851.000	
	QUE COMMERCIAL REIT	7,043.000	2,288.970	
	PARKWAY LIFE REIT	1,700.000	4,930.000	
	SABANA SHARIAH COMP IND REIT	4,400.000	1,166.000	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	2,500.000	1,487.500	
	SOILBUILD BUSINESS SPACE REIT	1,300.000	312.000	
	SPH REIT	2,200.000	1,650.000	
STARHILL GLOBAL REIT	5,200.000	2,236.000		
SUNTEC REAL ESTATE INVEST TR	7,500.000	8,925.000		
シンガポール・ドル 小計	157,037.000	165,442.500 (12,580,248)		

	香港・ドル	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	4,000,000	26,320,000	
	香港・ドル	小計	4,000,000	26,320,000 (376,113)	
投資信託受益証券 合計			268,249	30,348,162 (30,348,162)	
投資証券	日本円	C R E ロジスティクスファ ンド投資法人	1	99,600	
		G L P 投資法人	13	1,242,800	
		M C U B S M i d C i t y 投資法人	6	368,400	
		O n e リート投資法人	1	191,000	
		いちごオフィスリート投資 法人	5	286,000	
		いちごホテルリート投資法 人	1	42,950	
		さくら総合リート投資法人	2	105,600	
		アクティブア・プロパ ティーズ投資法人	2	511,400	
		アドバンス・レジデンス投 資法人	5	1,294,000	
		イオンリート投資法人	5	398,000	
		インベスコ・オフィス・ ジェイリート投資法人	28	320,320	
		インヴィンシブル投資法人	19	387,790	
		エスコンジャパンリート投 資法人	1	75,000	
		オリックス不動産投資法人	9	992,700	
		グローバル・ワン不動産投 資法人	3	227,700	
		ケネディクス・オフィス投 資法人	1	483,000	
		ケネディクス・レジデン シャル・ネクスト投資法人	3	391,800	
		ケネディクス商業リート投 資法人	2	267,400	
		コンフォリア・レジデン シャル投資法人	2	476,200	
		サムティ・レジデンシャル 投資法人	2	149,800	
		サンケイリアルエステート 投資法人	2	148,200	
		ザイマックス・リート投資 法人	1	74,900	
		ジャパン・ホテル・リート 投資法人	14	395,080	
ジャパンエクセレント投資 法人	4	361,600			
ジャパンリアルエステイト 投資法人	5	2,745,000			

スターアジア不動産投資法人	2	127,000	
スタートプロシード投資法人	1	154,900	
タカラレーベン不動産投資法人	2	131,000	
トーセイ・リート投資法人	2	165,000	
ヒューリックリート投資法人	4	364,000	
フロンティア不動産投資法人	2	522,200	
プレミア投資法人	4	327,200	
ヘルスケア&メディカル投資法人	1	92,700	
マリモ地方創生リート投資法人	1	74,900	
ユナイテッド・アーバン投資法人	10	835,000	
ラサールロジポート投資法人	4	430,400	
伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人	2	176,000	
阪急阪神リート投資法人	2	192,800	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1	406,000	
三菱地所物流リート投資法人	1	296,100	
産業ファンド投資法人	6	796,800	
森トラスト・ホテルリート投資法人	2	141,000	
森トラスト総合リート投資法人	3	319,200	
森ヒルズリート投資法人	5	505,000	
星野リゾート・リート投資法人	1	283,600	
積水ハウス・リート投資法人	13	653,900	
大江戸温泉リート投資法人	2	100,000	
大和ハウスリート投資法人	6	1,326,600	
大和証券オフィス投資法人	1	465,500	
投資法人みらい	5	155,500	
東急リアル・エステート投資法人	3	318,600	
日本アコモデーションファンド投資法人	2	1,024,000	
日本ビルファンド投資法人	5	3,235,000	
日本プライムリアルティ投資法人	3	736,500	
日本プロロジスリート投資法人	8	2,169,600	
日本リート投資法人	1	231,000	



	日本リテールファンド投資法人	9	936,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	3	600,000	
	日本賃貸住宅投資法人	5	390,500	
	福岡リート投資法人	3	251,700	
	平和不動産リート投資法人	3	212,700	
	野村不動産マスターファンド投資法人	15	1,380,000	
	日本円 小計	280	32,564,140	
アメリカ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	272.000	4,022.880	
	AGREE REALTY CORP	147.000	7,748.370	
	ALEXANDER'S INC.	9.000	2,120.850	
	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	410.000	50,557.100	
	AMERICAN ASSETS TRUST INC	149.000	3,346.540	
	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	452.000	10,432.160	
	AMERICAN FINANCE TRUST INC	551.000	3,978.220	
	AMERICAN HOMES 4 RENT	842.000	16,444.260	
	AMERICOLD REALTY TRUST	631.000	18,974.170	
	APARTMENT INVT & MGMT CO-A	492.000	13,928.520	
	APPLE HOSPITALITY REIT INC	669.000	3,585.840	
	ASHFORD HOSPITALITY TRUST	519.000	721.410	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	468.000	61,598.160	
	BLUEROCK RESIDENTIAL GROWTH REIT INC	134.000	805.340	
	BOSTON PROPERTIES INC	481.000	39,442.000	
	BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	177.000	307.980	
	BRANDYWINE REALTY TRUST	559.000	4,594.980	
	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	976.000	9,896.640	
	BROOKFIELD PROPERTY REIT INC	191.000	1,671.250	
	BRT APARTMENTS CORP	53.000	475.410	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	322.000	22,874.880	
	CARETRUST REIT INC	298.000	3,742.880	
	CBL & ASSOCIATES	1,028.000	400.920	
	CEDAR REALTY TRUST INC	512.000	419.840	
	CHATHAM LODGING TRUST	237.000	1,113.900	
	CITY OFFICE REIT INC	286.000	2,119.260	
	CLIPPER REALTY INC	62.000	358.360	
	COLONY CAPITAL INC	1,507.000	2,290.640	

COLUMBIA PROPERTY TRUST INC	367.000	3,211.250	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	107.000	2,791.630	
CORECIVIC INC	371.000	3,672.900	
COREPOINT LODGING INC	203.000	722.680	
CORESITE REALTY CORP	123.000	12,420.540	
CORPORATE OFFICE PROPERTIES	360.000	5,936.400	
COUSINS PROPERTIES INC	481.000	10,918.700	
CUBESMART	638.000	13,627.680	
CYRUSONE INC	373.000	16,811.110	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	956.000	3,728.400	
DIGITAL REALTY TRUST INC	882.000	106,898.400	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	1,148.000	2,870.000	
DOUGLAS EMMETT INC	542.000	13,837.260	
DUKE REALTY TRUST	1,224.000	33,035.760	
EAST GROUP	126.000	11,318.580	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	231.000	5,326.860	
EMPIRE STATE REALTY TRUST INC	460.000	3,661.600	
EPR PROPERTIES	255.000	4,602.750	
EQUINIX INC	286.000	144,864.720	
EQUITY COMMONWEALTH	395.000	11,644.600	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	607.000	29,627.670	
EQUITY RESIDENTIAL	1,170.000	64,689.300	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY TRUST INC	275.000	3,489.750	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	221.000	43,388.930	
EXTRA SPACE STORAGE INC	432.000	34,439.040	
FARMLAND PARTNERS INC	159.000	958.770	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	233.000	16,673.480	
FIRST INDUSTRIAL RT	415.000	11,512.100	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST INC	216.000	3,114.720	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	451.000	2,047.540	
FRONT YARD RESIDENTIAL CORP	294.000	2,837.100	
GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	675.000	12,912.750	
GEO GROUP INC	380.000	4,442.200	
GETTY REALTY CORP	153.000	2,806.020	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	177.000	1,688.580	

GLADSTONE LAND CORP	95.000	998.450	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	117.000	1,107.990	
GLOBAL NET LEASE INC	276.000	3,397.560	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	438.000	11,120.820	
HEALTHCARE TRUST OF AMERICA INC	684.000	15,020.640	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	1,653.000	34,646.880	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	223.000	582.030	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	339.000	9,549.630	
HOST HOTELS & RESORTS INC	2,378.000	25,301.920	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	506.000	9,102.940	
INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	398.000	3,486.480	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES TRUST	300.000	4,266.000	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	76.000	4,543.280	
INVESTORS REAL ESTATE TRUST	50.000	2,756.000	
INVITATION HOMES INC	1,797.000	30,890.430	
IRON MOUNTAIN INC	952.000	21,619.920	
JBG SMITH PROPERTIES	385.000	10,144.750	
KILROY REALTY CORP	322.000	16,496.060	
KIMCO REALTY	1,393.000	14,807.590	
KITE REALTY GROUP TRUST	389.000	3,742.180	
LEXINGTON REALTY TRUST	790.000	6,857.200	
LIFE STORAGE INC	153.000	11,396.970	
LTC PROPERTIES INC	123.000	3,382.500	
MACK CALI	280.000	4,188.800	
MEDICAL PROPERTIES TRUST	1,722.000	24,228.540	
MID AMERICA	381.000	33,337.500	
MONMOUTH RE INVEST CP - CL A	426.000	4,208.880	
NATIONAL HEALTH INVS INC	142.000	5,370.440	
NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	569.000	17,052.930	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES TRUST	187.000	4,484.260	
NEW SENIOR INVESTMENT GROUP INC	489.000	1,022.010	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	120.000	3,240.000	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRUST	146.000	3,187.180	

OMEGA HEALTHCARE INVS INC	723.000	16,216.890	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	86.000	1,307.200	
PARAMOUNT GROUP INC	636.000	4,362.960	
PARK HOTELS & RESORTS INC	773.000	5,179.100	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	410.000	3,480.900	
PENN REAL ESTATE INVEST TST	385.000	504.350	
PHYSICIANS REALTY TRUST	601.000	7,626.690	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST INC	402.000	5,841.060	
PREFERRED APARTMENT COMMUNITIES INC	253.000	1,872.200	
PROLOGIS INC	2,481.000	155,856.420	
PS BUSINESS PARKS	64.000	7,050.880	
PUBLIC STORAGE	504.000	86,294.880	
QTS REALTY TRUST INC	187.000	8,371.990	
REALTY INCOME CORP	1,092.000	51,782.640	
REGENCY CENTERS CORP	556.000	19,626.800	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS CORP	452.000	3,267.960	
RETAIL PROPERTIES OF AMERICA INC	672.000	3,218.880	
RETAIL VALUE INC	86.000	800.660	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	363.000	12,323.850	
RLJ LODGING TRUST	530.000	2,469.800	
RPT REALTY	359.000	2,344.270	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	174.000	3,739.260	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	663.000	6,013.410	
SAFEHOLD INC	62.000	3,224.000	
SAUL CENTERS INC	71.000	1,818.310	
SERITAGE GROWTH PROPERTIES	162.000	1,051.380	
SERVICE PROPERTIES TRUST	521.000	2,672.730	
SIMON PROPERTY GROUP INC	1,029.000	49,536.060	
SITE CENTERS CORP	458.000	2,596.860	
SL GREEN	268.000	12,285.120	
SPIRIT REALTY CAPITAL INC	325.000	8,394.750	
STAG INDUSTRIAL INC	483.000	10,432.800	
STORE CAPITAL CORP	704.000	12,545.280	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	525.000	1,764.000	
SUN COMMUNITIES INC	309.000	34,672.890	

	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	710.000	5,310.800	
	TANGER FACTORY OUTLET	438.000	3,048.480	
	TAUBMAN CENTERS INC	197.000	8,518.280	
	TERRENO REALTY CORP	218.000	9,611.620	
	THE MACERICH COMPANY	344.000	2,535.280	
	UDR INC	977.000	31,293.310	
	UMH PROPERTIES INC	208.000	2,061.280	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	59.000	3,982.500	
	URBAN EDGE PROPERTIES	359.000	2,922.260	
	URSTADT BIDDLE PROPERTIES	118.000	1,273.220	
	VENTAS INC	1,245.000	26,916.900	
	VEREIT INC	3,540.000	16,354.800	
	VICI PROPERTIES INC	1,532.000	18,858.920	
	VORNADO REALTY TRUST	524.000	15,541.840	
	WASHINGTON PRIME GROUP INC	930.000	1,078.800	
	WASHINGTON REIT	254.000	5,549.900	
	WEINGARTEN REALTY INVST	389.000	5,484.900	
	WELLTOWER INC	1,360.000	57,691.200	
	WHITESTONE REIT	243.000	1,489.590	
	WP CAREY INC	574.000	28,332.640	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	544.000	4,297.600	
アメリカ・ドル	小計	78,251.000	2,082,742.640 (230,809,539)	
イギリス・ポンド	AEW UK REIT PLC	382.000	240.660	
	ASSURA PLC	7,623.000	5,442.820	
	BIG YELLOW GROUP PLC	489.000	4,075.810	
	BRITISH LAND CO PLC	3,093.000	11,165.730	
	CAPITAL & REGIONAL PLC	291.000	224.940	
	CIVITAS SOCIAL HOUSING PLC	2,542.000	2,003.090	
	DERWENT LONDON PLC	346.000	10,338.480	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	2,985.000	1,937.260	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	814.000	4,880.740	
	HAMMERSON PLC	2,392.000	2,463.760	
	INTU PROPERTIES PLC	5,424.000	233.230	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	2,485.000	15,203.230	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	2,663.000	4,034.440	
	LXI REIT PLC	1,479.000	1,532.240	
	NEWRIVER REIT PLC	1,700.000	1,181.500	

	PICTON PROPERTY INCOME LTD	2,375.000	1,425.000	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES PLC	3,859.000	5,340.850	
	RDI REIT PLC	1,272.000	737.760	
	REGIONAL REIT LTD	1,970.000	1,280.500	
	SAFESTORE HOLDINGS LTD	662.000	3,842.910	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTMENT TRUST LTD	2,632.000	965.940	
	SEGRO PLC	3,651.000	25,476.670	
	SHAFTESBURY PLC	700.000	4,161.500	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING REIT PLC	1,833.000	1,385.740	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	5,477.000	5,739.890	
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT LTD	3,524.000	1,934.670	
	UNITE GROUP PLC	1,193.000	8,744.690	
	WORKSPACE GROUP PLC	397.000	2,544.770	
	イギリス・ポンド 小計	64,253.000	128,538.820 (16,506,955)	
イスラエル・シュケル	REIT 1 LTD	599.000	9,703.800	
	イスラエル・シュケル 小計	599.000	9,703.800 (297,033)	
カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REIT	191.000	7,282.830	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	177.000	1,123.950	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	72.000	1,410.480	
	CANADIAN APT PPTYS REIT	269.000	11,854.830	
	CHOICE PROPERTIES REIT	467.000	5,533.950	
	COMINAR REAL ESTATE INV TR	255.000	2,419.950	
	CROMBIE REAL ESTATE INV	198.000	1,993.860	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	271.000	2,915.960	
	DREAM INDUSTRIAL REIT	300.000	2,406.000	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV TRUST	125.000	2,322.500	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	333.000	4,259.070	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	80.000	3,928.000	
	H & R REAL ESTATE INVESTMENT	439.000	3,972.950	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	166.000	2,241.000	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	228.000	4,083.480	

	MINTO APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	88.000	1,647.360	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL REIT	91.000	1,142.050	
	NORTHVIEW APARTMENT REIT	93.000	2,720.250	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	194.000	1,462.760	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	499.000	7,659.650	
	SLATE OFFICE REIT	200.000	630.000	
	SLATE RETAIL REIT	80.000	510.400	
	SMARTCENTRES REIT	215.000	3,756.050	
	SUMMIT INDUSTRIAL INCOME REIT	297.000	2,316.600	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REIT	253.000	1,156.210	
	カナダ・ドル 小計	5,581.000	80,750.140 (6,188,691)	
ニュージーランド・ドル	ARGOSY PROPERTY LTD	3,377.000	3,410.770	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	3,442.000	7,331.460	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	4,805.000	4,564.750	
	PRECINCT PROPERTIES	3,266.000	5,552.200	
	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TRUST	1,634.000	3,513.100	
	ニュージーランド・ドル 小計	16,524.000	24,372.280 (1,516,687)	
ユーロ	AEDIFICA	79.000	6,454.300	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	507.000	5,886.270	
	ALTAREA	18.000	1,897.200	
	BEFIMMO	69.000	2,853.150	
	COFINIMMO SA	80.000	8,848.000	
	COVIVIO	145.000	7,692.250	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	116.000	1,173.920	
	GECINA SA	182.000	19,601.400	
	HAMBORNER REIT AG	296.000	2,397.300	
	HIBERNIA REIT PLC	1,965.000	1,689.900	
	ICADE	98.000	7,168.700	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZIONE	244.000	910.120	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	807.000	5,822.500	
	INTERVEST OFFICES&WAREHOUSES	111.000	2,164.500	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES REIT PLC	1,739.000	2,027.670	
KLEPIERRE	686.000	14,817.600		

	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIMI SA	302.000	1,233.670	
	MERCIALYS	114.000	808.830	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	1,199.000	8,890.580	
	MONTEA SCA	32.000	2,358.400	
	NSI NV	79.000	2,480.600	
	RETAIL ESTATES	55.000	2,653.750	
	UNIBAIL-RODAMCO WESTFIELD	459.000	30,863.160	
	VASTNED RETAIL	46.000	727.720	
	WAREHOUSES DE PAUW	419.000	8,229.990	
	WERELDHAVE NV	119.000	906.780	
	ユーロ 小計	9,966.000	150,558.260 (17,827,604)	
	香港・ドル			
	CHAMPION REIT	6,000.000	24,720.000	
	LINK REIT	7,000.000	467,250.000	
	PROSPERITY REIT	7,000.000	16,660.000	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	5,000.000	17,500.000	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	5,000.000	18,200.000	
	香港・ドル 小計	30,000.000	544,330.000 (7,778,476)	
投資証券 合計		205,454	313,489,125 (280,924,985)	
合計			343,837,287 (311,273,147)	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 4銘柄 投資証券 152銘柄	0.17 -	- 61.19	67.31
イギリス・ポンド	投資証券 28銘柄	-	4.38	4.80
イスラエル・シケル	投資証券 1銘柄	-	0.08	0.09
オーストラリア・ドル	投資信託受益証券 25銘柄	4.44	-	4.87
カナダ・ドル	投資証券 25銘柄	-	1.64	1.80
シンガポール・ドル	投資信託受益証券 30銘柄	3.34	-	3.66
ニュージーランド・ドル	投資証券 5銘柄	-	0.40	0.44
ユーロ	投資証券 26銘柄	-	4.73	5.18
香港・ドル	投資信託受益証券 1銘柄 投資証券 5銘柄	0.10 -	- 2.06	2.37

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。



第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

令和2年3月23日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	20,059,159,873
国債証券	22,958,706,620
社債券	11,069,145,063
未収入金	787,112,000
未収利息	51,530,379
流動資産合計	54,925,653,935
資産合計	54,925,653,935
負債の部	
流動負債	
未払解約金	62,000,000
流動負債合計	62,000,000
負債合計	62,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	49,042,849,346
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	5,820,804,589
元本等合計	54,863,653,935
純資産合計	54,863,653,935
負債純資産合計	54,925,653,935

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年3月23日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	52,310,033,141円
同期中追加設定元本額	1,254,440,550円
同期中一部解約元本額	4,521,624,345円
元本の内訳	
ファンド名	
債券ストラテジック・アロケーション戦略ファンド(適格機関投資家私募/年金信託専用)	27,221,817,532円
債券アロケーション戦略ファンド(適格機関投資家私募)	18,263,333,402円
新光スマート・アロケーション・ファンド(安定型)	65,013,173円
新光スマート・アロケーション・ファンド(安定成長型)	42,061,816円
新光スマート・アロケーション・ファンド(成長型)	49,131,224円
みずほラップファンド(堅実型コース)	345,650,039円
みずほラップファンド(安定成長型コース)	311,057,052円
みずほラップファンド(成長型コース)	62,405,246円
新光債券ストラテジック・アロケーション戦略ファンド(ファンドラップ)	2,682,379,862円
計	49,042,849,346円
2. 受益権の総数	49,042,849,346口

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、市場金利及び為替相場の変動によるリスクを有していません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年3月23日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	令和2年3月23日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	678,578,970
社債券	126,161,000
合計	804,739,970

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(令和1年7月19日から令和2年3月23日まで)に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	令和2年3月23日現在
1口当たり純資産額	1.1187円
(1万口当たり純資産額)	(11,187円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

令和2年3月23日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	350回 利付国庫債券(10年)	1,700,000,000	1,713,566,000	
	1回 利付国庫債券(30年)	600,000,000	754,824,000	
	2回 利付国庫債券(30年)	1,000,000,000	1,229,970,000	
	3回 利付国庫債券(30年)	700,000,000	856,548,000	
	4回 利付国庫債券(30年)	600,000,000	777,198,000	
	5回 利付国庫債券(30年)	600,000,000	737,388,000	
	6回 利付国庫債券(30年)	600,000,000	755,136,000	
	7回 利付国庫債券(30年)	300,000,000	376,551,000	
	8回 利付国庫債券(30年)	600,000,000	719,916,000	
	10回 利付国庫債券(30年)	400,000,000	445,292,000	
	14回 利付国庫債券(30年)	500,000,000	647,485,000	
	17回 利付国庫債券(30年)	500,000,000	653,775,000	
	18回 利付国庫債券(30年)	500,000,000	648,555,000	
	22回 利付国庫債券(30年)	400,000,000	537,956,000	
	25回 利付国庫債券(30年)	200,000,000	265,246,000	
	28回 利付国庫債券(30年)	370,000,000	511,550,900	
	32回 利付国庫債券(30年)	100,000,000	138,368,000	
	42回 利付国庫債券(30年)	200,000,000	260,618,000	
	43回 利付国庫債券(30年)	300,000,000	391,809,000	
	46回 利付国庫債券(30年)	300,000,000	379,278,000	
	47回 利付国庫債券(30年)	100,000,000	128,990,000	
	48回 利付国庫債券(30年)	200,000,000	248,568,000	
	49回 利付国庫債券(30年)	300,000,000	373,065,000	
51回 利付国庫債券(30年)	100,000,000	97,393,000		
52回 利付国庫債券(30年)	100,000,000	102,272,000		

	53回 利付国庫債券(30年)	100,000,000	104,705,000	
	55回 利付国庫債券(30年)	200,000,000	219,650,000	
	60回 利付国庫債券(30年)	300,000,000	337,503,000	
	64回 利付国庫債券(30年)	600,000,000	594,510,000	
	130回 利付国庫債券(20年)	794,000,000	943,081,440	
	140回 利付国庫債券(20年)	794,000,000	941,453,740	
	146回 利付国庫債券(20年)	794,000,000	948,607,680	
	150回 利付国庫債券(20年)	794,000,000	922,350,100	
	154回 利付国庫債券(20年)	794,000,000	903,810,200	
	158回 利付国庫債券(20年)	794,000,000	819,598,560	
	162回 利付国庫債券(20年)	794,000,000	832,898,060	
	166回 利付国庫債券(20年)	794,000,000	847,412,380	
	170回 利付国庫債券(20年)	794,000,000	791,808,560	
	<b>国債証券 合計</b>	<b>19,616,000,000</b>	<b>22,958,706,620</b>	
社債券	1回 クレディ・アグリコル・エス・エー非上位円貨社債	300,000,000	299,697,000	
	19回 ルノー円貨債	200,000,000	199,896,151	
	1回 ソシエテ・ジェネラル非上位円貨社債(2017)	200,000,000	199,960,000	
	6回 西松建設社債	100,000,000	100,151,353	
	7回 西松建設社債	100,000,000	101,269,000	
	4回 五洋建設社債	100,000,000	100,033,904	
	1回 パーソルホールディングス社債	200,000,000	199,808,000	
	10回 アサヒグループホールディングス社債	300,000,000	299,850,000	
	3回 サントリー食品インターナショナル社債	100,000,000	99,858,000	
	30回 双日社債	100,000,000	103,519,000	
	34回 双日社債	200,000,000	198,808,000	
	12回 東急不動産ホールディングス社債	200,000,000	199,804,000	
	3回 ヤフー社債	200,000,000	199,258,000	
	3回 住友三井オートサービス社債	200,000,000	198,884,000	
	9回 プリズトン社債	300,000,000	299,418,000	
	30回 住友金属鉱山社債	300,000,000	299,421,000	
	34回 豊田自動織機社債	100,000,000	99,896,000	

18回 日立製作所社債	700,000,000	696,395,000	
15回 パナソニック社債	300,000,000	300,222,000	
8回 JA三井リース社債	100,000,000	99,760,000	
6回 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス社債	200,000,000	198,994,000	
12回 本田技研工業社債	300,000,000	298,872,000	
1回 楽天カード社債	500,000,000	496,975,000	
30回 阪和興業社債	100,000,000	98,937,000	
48回 クレディセゾン社債	100,000,000	102,398,000	
1回 三井住友トラストHD実質破綻時免除特約付劣後社債	300,000,000	300,873,000	
5回 三井住友トラストHD実質破綻時免除特約付劣後社債	200,000,000	197,848,000	
6回 三井住友トラストHD実質破綻時免除特約付劣後社債	300,000,000	295,551,000	
1回 三井住友フィナンシャルG実質破綻時免除特約付劣後社債	200,000,000	199,998,000	
1回 千葉銀行実質破綻時免除特約付劣後社債	100,000,000	100,564,000	
60回 ホンダファイナンス社債	300,000,000	298,572,000	
66回 アコム社債	100,000,000	100,728,308	
3回 アプラスフィナンシャル社債	100,000,000	100,110,832	
64回 三井不動産社債	200,000,000	199,492,000	
9回 日本リテールファンド投資法人債	100,000,000	101,556,000	
31回 相鉄ホールディングス社債	100,000,000	102,553,000	
37回 南海電気鉄道社債	100,000,000	102,249,000	
2回 神奈川中央交通社債	100,000,000	100,145,515	
2回 日本航空社債	100,000,000	99,857,000	
29回 KDDI社債	300,000,000	298,041,000	
16回 光通信社債	200,000,000	210,320,000	
18回 光通信社債	300,000,000	296,943,000	
19回 光通信社債	100,000,000	97,687,000	
20回 光通信社債	100,000,000	99,510,000	
512回 関西電力社債	200,000,000	200,000,000	
328回 北海道電力社債	100,000,000	100,665,000	
345回 北海道電力社債	300,000,000	299,535,000	
11回 東京電力パワーグリッド社債	200,000,000	198,310,000	
13回 東京電力パワーグリッド社債	300,000,000	296,406,000	
30回 東京電力パワーグリッド社債	300,000,000	300,009,000	
31回 東京電力パワーグリッド社債	300,000,000	300,255,000	
32回 東京電力パワーグリッド社債	300,000,000	301,254,000	



	5回 ファーストリテイリング社債	100,000,000	99,424,000	
	54回 ソフトバンクグループ社債	200,000,000	178,604,000	
社債券 合計		11,100,000,000	11,069,145,063	
合計			34,027,851,683	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 新光外国債券マザーファンド（為替リスク抑制型）

## 貸借対照表

（単位：円）

令和2年3月23日現在

資産の部	
流動資産	
預金	38,951,257
コール・ローン	219,803,163
国債証券	1,314,856,803
派生商品評価勘定	3,439,981
未収利息	7,520,074
前払費用	1,151,745
流動資産合計	1,585,723,023
資産合計	
1,585,723,023	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,405,956
未払金	166,824,235
未払解約金	9,827,400
流動負債合計	185,057,591
負債合計	
185,057,591	
純資産の部	
元本等	
元本	1,398,720,782
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,944,650
元本等合計	1,400,665,432
純資産合計	
1,400,665,432	
負債純資産合計	
1,585,723,023	

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

## （貸借対照表に関する注記）

項目	令和2年3月23日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,075,445,157円
同期中追加設定元本額	510,771,110円
同期中一部解約元本額	187,495,485円
元本の内訳	
ファンド名	
新光スマート・アロケーション・ファンド（安定型）	20,866,502円
新光スマート・アロケーション・ファンド（安定成長型）	13,497,321円
新光スマート・アロケーション・ファンド（成長型）	15,897,085円
みずほラップファンド（堅実型コース）	148,123,248円
みずほラップファンド（安定成長型コース）	134,360,520円
みずほラップファンド（成長型コース）	26,679,019円
新光外国債券ファンド（為替リスク抑制型）（ファンドラップ）	1,039,297,087円
計	1,398,720,782円
2. 受益権の総数	1,398,720,782口

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年3月23日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	令和2年3月23日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	57,853,027
合計	57,853,027

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(平成31年3月21日から令和2年3月23日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

## 通貨関連

種類	令和2年3月23日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	282,725,986	-	287,676,614	4,950,628
アメリカ・ドル	130,800,617	-	138,640,680	7,840,063
イギリス・ポンド	51,015,772	-	47,606,720	3,409,052
ユーロ	100,909,597	-	101,429,214	519,617
買建	192,300,000	-	192,284,653	15,347
アメリカ・ドル	99,680,000	-	99,672,802	7,198
イギリス・ポンド	11,190,000	-	11,188,692	1,308
オーストラリア・ドル	3,320,000	-	3,319,477	523
カナダ・ドル	3,630,000	-	3,629,715	285
シンガポール・ドル	1,220,000	-	1,220,032	32
デンマーク・クローネ	1,860,000	-	1,858,591	1,409
ポーランド・ズロチ	590,000	-	590,520	520
メキシコ・ペソ	2,280,000	-	2,280,612	612
ユーロ	68,530,000	-	68,524,212	5,788
合計	475,025,986	-	479,961,267	4,965,975

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	令和2年3月23日現在
1口当たり純資産額	1.0014円
(1万口当たり純資産額)	(10,014円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

令和2年3月23日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 1.125 02/28/21	40,000.000	40,342.180	
		US T N/B 1.375 01/31/22	40,000.000	40,723.430	
		US T N/B 1.375 01/31/25	70,000.000	72,734.370	
		US T N/B 1.375 02/15/23	90,000.000	92,478.510	
		US T N/B 1.375 05/31/21	20,000.000	20,256.250	
		US T N/B 1.5 01/15/23	160,000.000	164,768.740	
		US T N/B 1.5 01/31/27	60,000.000	62,685.930	
		US T N/B 1.5 02/15/30	20,000.000	21,062.500	
		US T N/B 1.5 08/15/26	50,000.000	51,406.250	
		US T N/B 1.5 10/31/24	210,000.000	219,105.460	
		US T N/B 1.5 11/30/24	40,000.000	41,818.750	
		US T N/B 1.625 02/15/26	30,000.000	31,570.310	
		US T N/B 1.625 05/15/26	70,000.000	72,671.480	
		US T N/B 1.625 08/15/29	70,000.000	74,112.500	
		US T N/B 1.625 10/31/26	10,000.000	10,507.810	
		US T N/B 1.625 11/15/22	50,000.000	51,556.640	
		US T N/B 1.625 11/30/26	50,000.000	52,582.030	
		US T N/B 1.625 12/31/21	60,000.000	61,287.880	
		US T N/B 1.75 02/28/22	50,000.000	51,300.780	
		US T N/B 1.75 05/15/22	100,000.000	102,941.400	
		US T N/B 1.75 05/15/23	90,000.000	93,543.750	
		US T N/B 1.75 11/15/29	40,000.000	42,953.120	
		US T N/B 1.75 11/30/21	40,000.000	40,912.500	
		US T N/B 1.75 12/31/24	90,000.000	95,083.590	
		US T N/B 1.75 12/31/26	20,000.000	21,221.870	
		US T N/B 1.875 01/31/22	10,000.000	10,272.650	
		US T N/B 1.875 07/31/26	30,000.000	31,565.620	
		US T N/B 2.0 02/15/23	50,000.000	52,238.280	
		US T N/B 2.0 02/15/25	60,000.000	63,525.000	
		US T N/B 2.0 02/15/50	10,000.000	11,068.750	
		US T N/B 2.0 05/31/24	40,000.000	42,393.750	
		US T N/B 2.0 08/15/25	30,000.000	31,766.010	
		US T N/B 2.0 11/15/21	120,000.000	123,192.180	
		US T N/B 2.0 11/15/26	20,000.000	21,512.500	
		US T N/B 2.0 11/30/22	60,000.000	62,479.680	
		US T N/B 2.0 12/31/21	90,000.000	92,531.250	
US T N/B 2.125 03/31/24	30,000.000	31,879.680			
US T N/B 2.125 05/15/25	20,000.000	21,498.430			
US T N/B 2.125 08/15/21	50,000.000	51,226.560			
US T N/B 2.125 12/31/22	40,000.000	41,856.250			
US T N/B 2.25 02/15/27	130,000.000	142,634.370			

US T N/B 2.25 04/30/21	170,000.000	173,672.260	
US T N/B 2.25 08/15/27	30,000.000	32,508.970	
US T N/B 2.25 08/15/46	20,000.000	22,767.180	
US T N/B 2.25 08/15/49	30,000.000	34,455.450	
US T N/B 2.25 11/15/24	40,000.000	43,000.000	
US T N/B 2.25 11/15/25	30,000.000	32,526.560	
US T N/B 2.25 11/15/27	30,000.000	33,072.640	
US T N/B 2.375 02/29/24	20,000.000	21,431.250	
US T N/B 2.375 03/15/22	160,000.000	166,406.240	
US T N/B 2.375 05/15/27	20,000.000	22,151.560	
US T N/B 2.375 05/15/29	40,000.000	43,992.180	
US T N/B 2.375 08/15/24	80,000.000	86,362.500	
US T N/B 2.375 11/15/49	50,000.000	59,125.000	
US T N/B 2.5 01/15/22	50,000.000	51,896.480	
US T N/B 2.5 01/31/24	30,000.000	32,245.310	
US T N/B 2.5 02/15/22	90,000.000	93,568.350	
US T N/B 2.5 02/15/45	20,000.000	23,573.430	
US T N/B 2.5 02/15/46	10,000.000	11,882.030	
US T N/B 2.5 02/28/26	20,000.000	22,009.370	
US T N/B 2.5 03/31/23	20,000.000	21,220.310	
US T N/B 2.5 05/15/24	90,000.000	97,164.830	
US T N/B 2.5 05/15/46	30,000.000	35,694.130	
US T N/B 2.5 08/15/23	30,000.000	32,001.560	
US T N/B 2.625 02/15/29	40,000.000	45,550.000	
US T N/B 2.625 03/31/25	10,000.000	11,009.370	
US T N/B 2.625 06/30/23	50,000.000	53,171.870	
US T N/B 2.625 12/15/21	50,000.000	51,919.920	
US T N/B 2.625 12/31/23	70,000.000	75,468.750	
US T N/B 2.75 02/15/24	60,000.000	65,175.000	
US T N/B 2.75 02/15/28	30,000.000	34,195.290	
US T N/B 2.75 04/30/23	80,000.000	85,625.000	
US T N/B 2.75 05/31/23	60,000.000	64,293.740	
US T N/B 2.75 07/31/23	40,000.000	42,950.000	
US T N/B 2.75 08/15/47	30,000.000	37,305.450	
US T N/B 2.75 08/31/23	30,000.000	32,116.400	
US T N/B 2.75 08/31/25	10,000.000	11,007.420	
US T N/B 2.75 11/15/23	70,000.000	75,490.620	
US T N/B 2.75 11/15/42	30,000.000	35,722.260	
US T N/B 2.75 11/15/47	20,000.000	24,981.240	
US T N/B 2.875 05/15/28	30,000.000	34,603.110	
US T N/B 2.875 05/15/43	30,000.000	37,750.780	
US T N/B 2.875 05/15/49	30,000.000	36,956.250	
US T N/B 2.875 05/31/25	20,000.000	22,292.180	
US T N/B 2.875 07/31/25	20,000.000	22,116.400	
US T N/B 2.875 08/15/28	70,000.000	80,959.360	
US T N/B 2.875 08/15/45	30,000.000	36,284.760	
US T N/B 2.875 09/30/23	30,000.000	32,482.030	
US T N/B 2.875 10/15/21	40,000.000	41,548.430	
US T N/B 2.875 10/31/23	30,000.000	32,512.500	

US T N/B 2.875 11/15/21	20,000.000	20,811.710	
US T N/B 2.875 11/15/46	30,000.000	38,498.430	
US T N/B 2.875 11/30/23	20,000.000	21,712.500	
US T N/B 2.875 11/30/25	50,000.000	55,476.560	
US T N/B 3.0 02/15/47	40,000.000	50,079.680	
US T N/B 3.0 02/15/48	30,000.000	39,330.460	
US T N/B 3.0 02/15/49	20,000.000	25,218.740	
US T N/B 3.0 05/15/45	30,000.000	36,924.600	
US T N/B 3.0 05/15/47	10,000.000	12,535.540	
US T N/B 3.0 08/15/48	30,000.000	39,382.020	
US T N/B 3.0 09/30/25	80,000.000	89,212.500	
US T N/B 3.0 10/31/25	50,000.000	55,808.580	
US T N/B 3.0 11/15/44	20,000.000	24,512.500	
US T N/B 3.0 11/15/45	30,000.000	37,269.130	
US T N/B 3.125 02/15/43	20,000.000	26,129.680	
US T N/B 3.125 05/15/21	50,000.000	51,615.230	
US T N/B 3.125 05/15/48	30,000.000	40,237.500	
US T N/B 3.125 08/15/44	50,000.000	62,947.260	
US T N/B 3.125 11/15/28	40,000.000	47,190.610	
US T N/B 3.125 11/15/41	20,000.000	25,291.400	
US T N/B 3.375 05/15/44	10,000.000	13,020.700	
US T N/B 3.375 11/15/48	20,000.000	26,827.340	
US T N/B 3.5 02/15/39	20,000.000	26,741.400	
US T N/B 3.625 02/15/44	70,000.000	95,230.070	
US T N/B 3.625 08/15/43	30,000.000	42,302.340	
US T N/B 3.75 11/15/43	20,000.000	27,553.900	
US T N/B 4.25 11/15/40	20,000.000	29,350.000	
US T N/B 4.375 05/15/40	10,000.000	14,906.250	
US T N/B 4.375 11/15/39	30,000.000	44,797.260	
US T N/B 4.5 02/15/36	10,000.000	14,709.370	
US T N/B 4.625 02/15/40	20,000.000	30,818.750	
US T N/B 4.75 02/15/41	20,000.000	32,309.370	
US T N/B 5.25 02/15/29	10,000.000	13,490.620	
US T N/B 5.375 02/15/31	10,000.000	14,288.670	
US T N/B 6.0 02/15/26	30,000.000	38,797.260	
US T N/B 6.25 05/15/30	10,000.000	14,883.200	
アメリカ・ドル 小計	5,490,000.000 (608,401,800)	6,057,695.840 (671,313,853)	
イギリス・ボンド	UK TREASURY 0.5 07/22/22	30,000.000	30,277.800
	UK TREASURY 0.625 06/07/25	10,000.000	10,165.900
	UK TREASURY 0.875 10/22/29	20,000.000	20,690.900
	UK TREASURY 1.0 04/22/24	20,000.000	20,613.200
	UK TREASURY 1.25 07/22/27	10,000.000	10,649.700
	UK TREASURY 1.5 07/22/26	10,000.000	10,765.200
	UK TREASURY 1.5 07/22/47	10,000.000	11,416.000



UK TREASURY 1.625 10/22/28	10,000.000	11,015.040	
UK TREASURY 1.625 10/22/71	10,000.000	14,346.300	
UK TREASURY 1.75 01/22/49	10,000.000	12,101.000	
UK TREASURY 1.75 07/22/57	10,000.000	13,276.000	
UK TREASURY 1.75 09/07/22	10,000.000	10,401.400	
UK TREASURY 1.75 09/07/37	20,000.000	23,020.000	
UK TREASURY 2.0 09/07/25	10,000.000	10,957.700	
UK TREASURY 2.25 09/07/23	20,000.000	21,419.860	
UK TREASURY 2.5 07/22/65	10,000.000	16,849.200	
UK TREASURY 2.75 09/07/24	10,000.000	11,105.820	
UK TREASURY 3.25 01/22/44	30,000.000	44,868.000	
UK TREASURY 3.5 01/22/45	10,000.000	15,702.000	
UK TREASURY 3.5 07/22/68	10,000.000	21,502.000	
UK TREASURY 3.75 07/22/52	10,000.000	18,295.000	
UK TREASURY 4.0 01/22/60	10,000.000	21,318.000	
UK TREASURY 4.25 03/07/36	10,000.000	15,270.000	
UK TREASURY 4.25 06/07/32	10,000.000	14,210.000	
UK TREASURY 4.25 09/07/39	10,000.000	16,124.000	
UK TREASURY 4.25 12/07/27	10,000.000	12,941.800	
UK TREASURY 4.25 12/07/40	10,000.000	16,388.000	
UK TREASURY 4.25 12/07/46	10,000.000	17,880.000	
UK TREASURY 4.25 12/07/49	20,000.000	37,430.000	
UK TREASURY 4.25 12/07/55	10,000.000	20,909.000	
UK TREASURY 4.5 09/07/34	10,000.000	15,234.000	
UK TREASURY 4.5 12/07/42	10,000.000	17,398.000	
UK TREASURY 4.75 12/07/30	10,000.000	14,374.000	
UK TREASURY 4.75 12/07/38	10,000.000	16,867.000	
UK TREASURY 5.0 03/07/25	10,000.000	12,325.900	
UK TREASURY 6.0 12/07/28	10,000.000	14,784.600	
イギリス・ボンド 小計	450,000.000	622,892.320	

		(57,789,000)	(79,991,832)	
オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN 1.5 06/21/31	10,000.000	10,327.610	
	AUSTRALIAN 2.25 05/21/28	20,000.000	21,818.000	
	AUSTRALIAN 2.5 05/21/30	20,000.000	22,599.510	
	AUSTRALIAN 2.75 04/21/24	10,000.000	10,960.400	
	AUSTRALIAN 2.75 06/21/35	10,000.000	11,560.360	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/27	20,000.000	22,542.400	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/28	10,000.000	11,399.190	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/29	30,000.000	34,392.000	
	AUSTRALIAN 3.0 03/21/47	10,000.000	12,058.810	
	AUSTRALIAN 3.25 04/21/25	20,000.000	22,752.840	
	AUSTRALIAN 3.25 04/21/29	20,000.000	23,700.600	
	AUSTRALIAN 3.25 06/21/39	10,000.000	12,315.890	
	AUSTRALIAN 3.75 04/21/37	10,000.000	13,019.750	
	AUSTRALIAN 4.25 04/21/26	20,000.000	24,326.400	
	AUSTRALIAN 4.75 04/21/27	20,000.000	25,553.480	
	AUSTRALIAN 5.5 04/21/23	20,000.000	23,188.630	
	AUSTRALIAN 5.75 07/15/22	10,000.000	11,259.170	
オーストラリア・ドル 小計		270,000.000 (17,145,000)	313,775.040 (19,924,715)	
カナダ・ドル	CANADA 0.5 03/01/22	20,000.000	19,962.800	
	CANADA 1.0 06/01/27	10,000.000	10,118.100	
	CANADA 1.0 09/01/22	10,000.000	10,093.100	
	CANADA 1.25 03/01/25	10,000.000	10,228.500	
	CANADA 1.5 06/01/23	10,000.000	10,262.300	
	CANADA 1.5 06/01/26	10,000.000	10,405.100	
	CANADA 1.5 09/01/24	10,000.000	10,315.600	
	CANADA 1.75 03/01/23	20,000.000	20,639.200	
	CANADA 2.0 06/01/28	10,000.000	10,912.700	
	CANADA 2.0 12/01/51	10,000.000	11,833.600	
	CANADA 2.25 03/01/24	10,000.000	10,586.400	
	CANADA 2.25 06/01/25	10,000.000	10,736.200	
	CANADA 2.25 06/01/29	10,000.000	11,204.500	
	CANADA 2.5 06/01/24	10,000.000	10,712.200	
	CANADA 2.75 06/01/22	10,000.000	10,466.200	
	CANADA 2.75 12/01/48	10,000.000	13,486.000	
	CANADA 3.25 06/01/21	30,000.000	30,937.800	
	CANADA 3.5 12/01/45	10,000.000	14,814.000	
	CANADA 4.0 06/01/41	10,000.000	15,137.200	
	CANADA 5.0 06/01/37	10,000.000	16,028.000	
CANADA 5.75 06/01/29	10,000.000	14,251.800		
CANADA 5.75 06/01/33	10,000.000	15,795.400		
カナダ・ドル 小計		260,000.000 (19,926,400)	298,926.700 (22,909,742)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE 2.75 04/01/42	10,000.000	11,980.000	
	SINGAPORE 2.875 09/01/30	10,000.000	11,145.000	
	SINGAPORE 3.125 09/01/22	10,000.000	10,475.000	

	SINGAPORE 3.375 09/01/33	10,000.000	12,018.300	
	SINGAPORE 3.5 03/01/27	10,000.000	11,310.000	
シンガポール・ドル 小計		50,000.000 (3,802,000)	56,928.300 (4,328,828)	
スウェーデン・ クローナ	SWEDEN 1.0 11/12/26	10,000.000	10,762.260	
	SWEDEN 2.5 05/12/25	20,000.000	22,850.570	
	SWEDEN 3.5 03/30/39	60,000.000	94,590.000	
	SWEDEN 3.5 06/01/22	50,000.000	54,300.500	
スウェーデン・クローナ 小計		140,000.000 (1,488,200)	182,503.330 (1,940,010)	
デンマーク・ク ローネ	DENMARK 0.5 11/15/27	50,000.000	53,010.000	
	DENMARK 0.5 11/15/29	20,000.000	21,280.800	
	DENMARK 1.5 11/15/23	20,000.000	21,824.000	
	DENMARK 1.75 11/15/25	40,000.000	44,765.190	
	DENMARK 4.5 11/15/39	90,000.000	169,967.930	
デンマーク・クローネ 小計		220,000.000 (3,487,000)	310,847.920 (4,926,940)	
ノルウェー・ク ローネ	NORWAY 1.75 02/17/27	50,000.000	53,422.080	
	NORWAY 1.75 09/06/29	40,000.000	42,999.600	
	NORWAY 3.0 03/14/24	100,000.000	110,307.000	
ノルウェー・クローネ 小計		190,000.000 (1,786,000)	206,728.680 (1,943,250)	
ポーランド・ズ ロチ	POLAND 2.25 04/25/22	40,000.000	40,904.000	
	POLAND 2.5 04/25/24	20,000.000	20,952.600	
	POLAND 2.5 07/25/26	30,000.000	31,332.570	
	POLAND 2.5 07/25/27	30,000.000	31,287.120	
	POLAND 3.25 07/25/25	20,000.000	21,701.000	
	POLAND 4.0 10/25/23	10,000.000	10,965.340	
	POLAND 5.75 04/25/29	30,000.000	39,112.210	
	POLAND 5.75 09/23/22	20,000.000	22,292.000	
ポーランド・ズロチ 小計		200,000.000 (5,220,000)	218,546.840 (5,704,073)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 10.0 11/20/36	100,000.000	115,018.000	
	MEXICAN BONDS 10.0 12/05/24	100,000.000	110,213.070	
	MEXICAN BONDS 5.75 03/05/26	163,000.000	150,340.690	
	MEXICAN BONDS 6.5 06/09/22	181,000.000	179,380.950	
	MEXICAN BONDS 7.5 06/03/27	140,000.000	139,113.800	
	MEXICAN BONDS 7.75 05/29/31	86,000.000	83,050.200	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/13/42	194,000.000	180,158.100	

	MEXICAN BONDS 8.0 09/05/24	70,000.000	72,816.800	
	MEXICAN BONDS 8.0 11/07/47	86,000.000	80,679.110	
	MEXICAN BONDS 8.0 12/07/23	200,000.000	204,436.400	
	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	100,000.000	105,141.270	
	MEXICAN BONDS 8.5 11/18/38	100,000.000	99,795.000	
	メキシコ・ペソ 小計	1,520,000.000 (6,809,600)	1,520,143.390 (6,810,242)	
ユーロ	AUSTRIA 0.0 02/20/30	10,000.000	9,906.030	
	AUSTRIA 0.5 02/20/29	10,000.000	10,405.700	
	AUSTRIA 0.5 04/20/27	20,000.000	20,772.290	
	AUSTRIA 0.75 10/20/26	10,000.000	10,510.600	
	AUSTRIA 07/15/23	10,000.000	10,120.500	
	AUSTRIA 09/20/22	20,000.000	20,229.620	
	AUSTRIA 1.2 10/20/25	10,000.000	10,734.360	
	AUSTRIA 1.5 02/20/47	10,000.000	12,861.290	
	AUSTRIA 1.65 10/21/24	10,000.000	10,891.230	
	AUSTRIA 1.75 10/20/23	10,000.000	10,764.960	
	AUSTRIA 2.4 05/23/34	10,000.000	13,065.410	
	AUSTRIA 3.4 11/22/22	30,000.000	33,102.480	
	AUSTRIA 3.5 09/15/21	70,000.000	74,165.000	
	AUSTRIA 4.15 03/15/37	10,000.000	16,447.000	
	AUSTRIA 4.85 03/15/26	10,000.000	12,968.200	
	AUSTRIA 6.25 07/15/27	10,000.000	14,571.600	
	BELGIUM 0.8 06/22/25	10,000.000	10,493.340	
	BELGIUM 0.8 06/22/27	10,000.000	10,560.300	
	BELGIUM 0.8 06/22/28	10,000.000	10,626.000	
	BELGIUM 0.9 06/22/29	20,000.000	21,483.840	
	BELGIUM 1.0 06/22/26	10,000.000	10,655.660	
	BELGIUM 1.0 06/22/31	10,000.000	10,868.470	
	BELGIUM 1.6 06/22/47	10,000.000	12,417.620	
	BELGIUM 1.7 06/22/50	10,000.000	12,730.290	
	BELGIUM 1.9 06/22/38	10,000.000	12,503.660	
	BELGIUM 2.25 06/22/23	10,000.000	10,859.060	
	BELGIUM 2.6 06/22/24	20,000.000	22,433.100	
	BELGIUM 3.75 06/22/45	10,000.000	17,430.830	
	BELGIUM 4.0 03/28/22	10,000.000	10,914.340	
	BELGIUM 4.0 03/28/32	10,000.000	14,489.220	
	BELGIUM 4.25 03/28/41	10,000.000	17,368.590	
	BELGIUM 4.25 09/28/21	30,000.000	32,163.150	
	BELGIUM 4.25 09/28/22	30,000.000	33,583.230	
	BELGIUM 4.5 03/28/26	10,000.000	12,767.230	
	BELGIUM 5.0 03/28/35	10,000.000	16,808.380	
	BELGIUM 5.5 03/28/28	10,000.000	14,390.440	
	BUNDESOBL 10/08/21	10,000.000	10,111.500	

DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	10,000.000	10,047.070	
DEUTSCHLAND 0.25 02/15/29	90,000.000	95,237.730	
DEUTSCHLAND 0.25 08/15/28	20,000.000	21,140.600	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/26	20,000.000	21,218.600	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/28	10,000.000	10,757.100	
DEUTSCHLAND 0.5 08/15/27	20,000.000	21,476.720	
DEUTSCHLAND 08/15/26	30,000.000	31,013.730	
DEUTSCHLAND 08/15/29	10,000.000	10,344.010	
DEUTSCHLAND 1.0 08/15/24	20,000.000	21,402.530	
DEUTSCHLAND 1.0 08/15/25	10,000.000	10,837.500	
DEUTSCHLAND 1.25 08/15/48	10,000.000	13,688.100	
DEUTSCHLAND 1.5 02/15/23	20,000.000	21,278.420	
DEUTSCHLAND 1.5 05/15/23	20,000.000	21,379.840	
DEUTSCHLAND 1.5 09/04/22	20,000.000	21,082.160	
DEUTSCHLAND 1.75 02/15/24	20,000.000	21,863.870	
DEUTSCHLAND 1.75 07/04/22	10,000.000	10,559.590	
DEUTSCHLAND 2.0 01/04/22	10,000.000	10,489.400	
DEUTSCHLAND 2.0 08/15/23	10,000.000	10,910.060	
DEUTSCHLAND 2.5 07/04/44	20,000.000	32,694.200	
DEUTSCHLAND 2.5 08/15/46	20,000.000	33,674.160	
DEUTSCHLAND 3.25 07/04/42	10,000.000	17,670.400	
DEUTSCHLAND 4.0 01/04/37	10,000.000	17,286.670	
DEUTSCHLAND 4.25 07/04/39	10,000.000	18,741.800	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/28	10,000.000	14,352.800	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/34	10,000.000	17,363.500	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/40	10,000.000	20,181.000	
DEUTSCHLAND 5.5 01/04/31	10,000.000	16,427.500	
DEUTSCHLAND 6.25 01/04/24	10,000.000	12,617.300	
FINLAND 0.5 09/15/29	10,000.000	10,392.800	
FINLAND 04/15/22	10,000.000	10,104.100	
FINLAND 09/15/23	20,000.000	20,231.060	
FINLAND 1.5 04/15/23	10,000.000	10,549.000	
FINLAND 1.625 09/15/22	10,000.000	10,509.660	
FINLAND 2.75 07/04/28	10,000.000	12,292.280	
FINLAND 4.0 07/04/25	20,000.000	24,468.660	
FRANCE OAT 0.25 11/25/26	20,000.000	20,436.380	
FRANCE OAT 0.5 05/25/25	80,000.000	82,943.520	
FRANCE OAT 0.5 05/25/26	10,000.000	10,378.940	

FRANCE OAT 0.5 05/25/29	20,000.000	20,789.660	
FRANCE OAT 0.75 05/25/28	20,000.000	21,213.720	
FRANCE OAT 0.75 11/25/28	20,000.000	21,247.760	
FRANCE OAT 03/25/24	20,000.000	20,261.440	
FRANCE OAT 03/25/25	10,000.000	10,104.920	
FRANCE OAT 1.0 05/25/27	20,000.000	21,497.720	
FRANCE OAT 1.0 11/25/25	10,000.000	10,661.440	
FRANCE OAT 1.25 05/25/34	10,000.000	11,302.230	
FRANCE OAT 1.25 05/25/36	20,000.000	22,732.000	
FRANCE OAT 1.5 05/25/31	20,000.000	22,950.340	
FRANCE OAT 1.5 05/25/50	30,000.000	37,005.900	
FRANCE OAT 1.75 05/25/23	30,000.000	32,073.240	
FRANCE OAT 1.75 05/25/66	10,000.000	13,982.770	
FRANCE OAT 1.75 06/25/39	10,000.000	12,409.800	
FRANCE OAT 1.75 11/25/24	20,000.000	21,871.380	
FRANCE OAT 2.0 05/25/48	10,000.000	13,577.330	
FRANCE OAT 2.25 05/25/24	10,000.000	11,077.150	
FRANCE OAT 2.25 10/25/22	30,000.000	32,129.580	
FRANCE OAT 2.5 05/25/30	40,000.000	49,621.370	
FRANCE OAT 2.75 10/25/27	20,000.000	24,244.120	
FRANCE OAT 3.0 04/25/22	50,000.000	53,655.000	
FRANCE OAT 3.25 05/25/45	20,000.000	32,541.520	
FRANCE OAT 3.25 10/25/21	10,000.000	10,604.020	
FRANCE OAT 3.5 04/25/26	30,000.000	36,547.500	
FRANCE OAT 4.0 04/25/55	10,000.000	20,330.000	
FRANCE OAT 4.0 04/25/60	10,000.000	21,409.570	
FRANCE OAT 4.0 10/25/38	50,000.000	82,208.770	
FRANCE OAT 4.25 10/25/23	40,000.000	46,723.560	
FRANCE OAT 4.5 04/25/41	20,000.000	36,157.200	
FRANCE OAT 4.75 04/25/35	20,000.000	33,097.700	
FRANCE OAT 5.5 04/25/29	20,000.000	29,902.480	
FRANCE OAT 5.75 10/25/32	20,000.000	33,774.720	
FRANCE OAT 6.0 10/25/25	20,000.000	26,948.700	
IRISH 0.8 03/15/22	10,000.000	10,246.190	
IRISH 1.35 03/18/31	10,000.000	11,099.300	
IRISH 1.7 05/15/37	10,000.000	11,930.920	
IRISH 2.0 02/18/45	10,000.000	13,153.740	
IRISH 2.4 05/15/30	10,000.000	12,108.420	
IRISH 3.4 03/18/24	10,000.000	11,379.230	
IRISH 5.4 03/13/25	10,000.000	12,672.880	
ITALY BTPS 1.35 04/01/30	40,000.000	39,055.360	
ITALY BTPS 1.5 06/01/25	20,000.000	20,407.160	
ITALY BTPS 1.65 03/01/32	10,000.000	9,974.900	
ITALY BTPS 2.0 02/01/28	30,000.000	31,353.990	
ITALY BTPS 2.0 12/01/25	30,000.000	31,403.610	
ITALY BTPS 2.25 09/01/36	10,000.000	10,399.000	
ITALY BTPS 2.45 09/01/33	10,000.000	10,756.000	
ITALY BTPS 2.5 12/01/24	50,000.000	53,338.450	
ITALY BTPS 2.7 03/01/47	10,000.000	10,678.000	

ITALY BTPS 2.8 03/01/67	20,000.000	21,100.000	
ITALY BTPS 2.95 09/01/38	10,000.000	11,166.000	
ITALY BTPS 3.1 03/01/40	20,000.000	22,959.180	
ITALY BTPS 3.25 09/01/46	10,000.000	11,632.430	
ITALY BTPS 3.35 03/01/35	10,000.000	11,833.670	
ITALY BTPS 3.45 03/01/48	10,000.000	12,073.600	
ITALY BTPS 3.5 03/01/30	10,000.000	11,678.400	
ITALY BTPS 3.75 09/01/24	20,000.000	22,391.100	
ITALY BTPS 3.85 09/01/49	10,000.000	12,947.050	
ITALY BTPS 4.0 02/01/37	20,000.000	25,316.000	
ITALY BTPS 4.5 03/01/24	30,000.000	34,171.500	
ITALY BTPS 4.5 03/01/26	30,000.000	35,652.000	
ITALY BTPS 4.5 05/01/23	10,000.000	11,151.800	
ITALY BTPS 4.75 08/01/23	10,000.000	11,318.000	
ITALY BTPS 4.75 09/01/28	30,000.000	37,625.040	
ITALY BTPS 4.75 09/01/44	10,000.000	14,440.520	
ITALY BTPS 5.0 03/01/22	20,000.000	21,751.800	
ITALY BTPS 5.0 03/01/25	10,000.000	11,883.700	
ITALY BTPS 5.0 08/01/34	30,000.000	41,457.000	
ITALY BTPS 5.0 08/01/39	10,000.000	14,460.000	
ITALY BTPS 5.0 09/01/40	10,000.000	14,512.000	
ITALY BTPS 5.25 11/01/29	30,000.000	39,513.000	
ITALY BTPS 5.5 09/01/22	40,000.000	44,717.440	
ITALY BTPS 5.5 11/01/22	30,000.000	33,719.550	
ITALY BTPS 5.75 02/01/33	10,000.000	14,425.000	
ITALY BTPS 6.0 05/01/31	20,000.000	28,610.000	
ITALY BTPS 6.5 11/01/27	20,000.000	27,310.000	
ITALY BTPS 7.25 11/01/26	20,000.000	27,834.000	
NETHERLANDS 0.25 07/15/25	10,000.000	10,316.160	
NETHERLANDS 0.5 01/15/40	10,000.000	10,828.340	
NETHERLANDS 0.5 07/15/26	10,000.000	10,490.500	
NETHERLANDS 0.75 07/15/27	10,000.000	10,714.890	
NETHERLANDS 0.75 07/15/28	10,000.000	10,783.070	
NETHERLANDS 01/15/22	10,000.000	10,101.860	
NETHERLANDS 01/15/24	10,000.000	10,182.820	
NETHERLANDS 1.75 07/15/23	10,000.000	10,753.050	
NETHERLANDS 2.0 07/15/24	30,000.000	33,201.300	
NETHERLANDS 2.25 07/15/22	20,000.000	21,306.310	
NETHERLANDS 2.5 01/15/33	10,000.000	13,297.310	
NETHERLANDS 2.75 01/15/47	10,000.000	16,944.610	
NETHERLANDS 3.25 07/15/21	50,000.000	52,518.710	

	NETHERLANDS 3.75 01/15/23	30,000.000	33,654.000	
	NETHERLANDS 4.0 01/15/37	10,000.000	16,609.000	
	NETHERLANDS 5.5 01/15/28	10,000.000	14,350.000	
	NETHERLANDS 7.5 01/15/23	10,000.000	12,138.000	
	SPAIN 0.05 10/31/21	40,000.000	40,121.170	
	SPAIN 0.35 07/30/23	20,000.000	20,178.180	
	SPAIN 0.6 10/31/29	30,000.000	29,771.700	
	SPAIN 1.3 10/31/26	10,000.000	10,556.410	
	SPAIN 1.4 04/30/28	10,000.000	10,649.300	
	SPAIN 1.4 07/30/28	10,000.000	10,489.000	
	SPAIN 1.45 04/30/29	10,000.000	10,704.930	
	SPAIN 1.45 10/31/27	10,000.000	10,652.000	
	SPAIN 1.5 04/30/27	20,000.000	21,264.000	
	SPAIN 1.6 04/30/25	20,000.000	21,351.880	
	SPAIN 1.85 07/30/35	20,000.000	22,342.720	
	SPAIN 1.95 04/30/26	50,000.000	54,704.690	
	SPAIN 1.95 07/30/30	10,000.000	11,195.130	
	SPAIN 2.15 10/31/25	20,000.000	22,012.400	
	SPAIN 2.35 07/30/33	10,000.000	11,728.000	
	SPAIN 2.7 10/31/48	10,000.000	13,116.640	
	SPAIN 2.75 10/31/24	20,000.000	22,292.900	
	SPAIN 2.9 10/31/46	10,000.000	13,464.690	
	SPAIN 3.45 07/30/66	10,000.000	16,120.600	
	SPAIN 3.8 04/30/24	10,000.000	11,480.180	
	SPAIN 4.2 01/31/37	10,000.000	14,870.860	
	SPAIN 4.4 10/31/23	10,000.000	11,556.670	
	SPAIN 4.65 07/30/25	20,000.000	24,626.660	
	SPAIN 4.7 07/30/41	10,000.000	16,591.240	
	SPAIN 4.8 01/31/24	10,000.000	11,792.320	
	SPAIN 4.9 07/30/40	10,000.000	16,650.000	
	SPAIN 5.15 10/31/28	10,000.000	13,659.000	
	SPAIN 5.15 10/31/44	10,000.000	18,106.000	
	SPAIN 5.4 01/31/23	20,000.000	23,064.260	
	SPAIN 5.75 07/30/32	20,000.000	31,581.920	
	SPAIN 5.85 01/31/22	10,000.000	11,116.810	
	SPAIN 5.9 07/30/26	10,000.000	13,412.940	
	SPAIN 6.0 01/31/29	10,000.000	14,610.110	
	ユーロ 小計	3,470,000.000 (410,882,700)	4,141,504.060 (490,395,496)	
南アフリカ・ラ ンド	SOUTH AFRICA 10.5 12/21/26	180,000.000	180,354.250	
	SOUTH AFRICA 6.5 02/28/41	240,000.000	132,123.620	
	SOUTH AFRICA 7.0 02/28/31	150,000.000	104,655.000	
	SOUTH AFRICA 8.0 01/31/30	130,000.000	103,135.870	



	SOUTH AFRICA 8.25 03/31/32	70,000.000	52,922.940	
	SOUTH AFRICA 8.5 01/31/37	100,000.000	71,431.300	
	SOUTH AFRICA 8.75 02/28/48	70,000.000	48,794.390	
	SOUTH AFRICA 8.875 02/28/35	70,000.000	53,434.080	
	南アフリカ・ランド 小計	1,010,000.000 (6,312,500)	746,851.450 (4,667,822)	
国債証券 合計		1,143,050,200 (1,143,050,200)	1,314,856,803 (1,314,856,803)	
合計			1,314,856,803 (1,314,856,803)	

## (注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

## 3. 外貨建保有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 126銘柄	47.93	51.06
イギリス・ポンド	国債証券 36銘柄	5.71	6.08
オーストラリア・ドル	国債証券 17銘柄	1.42	1.52
カナダ・ドル	国債証券 22銘柄	1.64	1.74
シンガポール・ドル	国債証券 5銘柄	0.31	0.33
スウェーデン・クローナ	国債証券 4銘柄	0.14	0.15
デンマーク・クローネ	国債証券 5銘柄	0.35	0.37
ノルウェー・クローネ	国債証券 3銘柄	0.14	0.15
ポーランド・ズロチ	国債証券 8銘柄	0.41	0.43
メキシコ・ペソ	国債証券 12銘柄	0.49	0.52
ユーロ	国債証券 202銘柄	35.01	37.30
南アフリカ・ランド	国債証券 8銘柄	0.33	0.36

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

令和2年3月23日現在

<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	1,361,743,929
派生商品評価勘定	4,384,238
現先取引勘定	1,000,000,000
前払金	2,475,000
差入委託証拠金	42,324,419
流動資産合計	2,410,927,586
資産合計	
2,410,927,586	
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	22,975,069
未払解約金	16,000,000
流動負債合計	38,975,069
負債合計	
38,975,069	
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	2,567,710,733
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	195,758,216
元本等合計	2,371,952,517
純資産合計	
2,371,952,517	
負債純資産合計	
2,410,927,586	

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。  為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年3月23日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,766,563,329円
同期中追加設定元本額	1,083,877,444円
同期中一部解約元本額	282,730,040円
元本の内訳	
ファンド名	
新光スマート・アロケーション・ファンド(安定型)	42,598,508円
新光スマート・アロケーション・ファンド(安定成長型)	27,664,280円
新光スマート・アロケーション・ファンド(成長型)	32,405,617円
みずほラップファンド(堅実型コース)	253,828,202円
みずほラップファンド(安定成長型コース)	227,842,249円
みずほラップファンド(成長型コース)	45,372,652円
新光グローバル・マクロ戦略ファンド(ファンドラップ)	1,937,999,225円
計	2,567,710,733円
2. 受益権の総数	2,567,710,733口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は195,758,216円であります。

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年9月21日 至 令和2年3月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引、債券先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価、市場金利及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年3月23日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	令和2年3月23日現在				
	契約額等(円)	うち		時価(円)	評価損益(円)
		1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建	30,262,355	-	29,046,900	1,215,455	
アメリカ・ドル	10,901,355	-	11,077,000	175,645	
オーストラリア・ドル	6,185,970	-	5,712,300	473,670	
カナダ・ドル	13,175,030	-	12,257,600	917,430	
買建	6,338,050	-	6,119,000	219,050	
イギリス・ポンド	2,763,160	-	2,567,600	195,560	
ユーロ	3,574,890	-	3,551,400	23,490	
合計	36,600,405	-	35,165,900	996,405	

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって

おります。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

#### 株式関連

種類	令和2年3月23日現在				
	契約額等（円）	うち		時価（円）	評価損益（円）
		1年超			
市場取引					
先物取引					
売建	16,950,000	-	16,950,000	-	
買建	186,394,115	-	166,273,859	20,120,256	
合計	203,344,115	-	183,223,859	20,120,256	

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

#### 債券関連

種類	令和2年3月23日現在				
	契約額等（円）	うち		時価（円）	評価損益（円）
		1年超			
市場取引					
先物取引					
売建	38,074,531	-	37,050,449	1,024,082	
買建	190,377,067	-	189,887,325	489,742	
合計	228,451,598	-	226,937,774	534,340	

（注）時価の算定方法

債券先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	令和2年3月23日現在
--	-------------

1口当たり純資産額	0.9238円
(1万口当たり純資産額)	(9,238円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

令和2年3月31日現在

資産総額	148,454,536円
負債総額	48,270円
純資産総額（ - ）	148,406,266円
発行済数量	158,567,714口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9359円

（参考）

#### 新光日本株式変動抑制型マザーファンド

令和2年3月31日現在

資産総額	1,592,177,469円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	1,592,177,469円
発行済数量	1,431,185,234口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1125円

#### 新光外国株式変動抑制型マザーファンド

令和2年3月31日現在

資産総額	1,415,468,135円
負債総額	279,851,175円
純資産総額（ - ）	1,135,616,960円
発行済数量	1,047,614,732口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0840円

#### 新光世界REITインデックスマザーファンド

令和2年3月31日現在

資産総額	458,658,192円
負債総額	26,730,542円
純資産総額（ - ）	431,927,650円
発行済数量	506,339,084口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8530円

#### 債券ストラテジック・アロケーション戦略マザーファンド

令和2年3月31日現在

資産総額	55,037,327,345円
負債総額	24,000,000円
純資産総額（ - ）	55,013,327,345円
発行済数量	49,144,694,324口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1194円



## 新光外国債券マザーファンド(為替リスク抑制型)

令和2年3月31日現在

資産総額	1,426,154,766円
負債総額	15,931,484円
純資産総額( - )	1,410,223,282円
発行済数量	1,389,037,606口
1口当たり純資産額( / )	1.0153円

## 新光グローバル・マクロ戦略マザーファンド

令和2年3月31日現在

資産総額	2,391,812,399円
負債総額	5,586,219円
純資産総額( - )	2,386,226,180円
発行済数量	2,567,710,733口
1口当たり純資産額( / )	0.9293円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額(2020年3月31日現在)

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構(2020年3月31日現在)

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

###### 1.投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

## 2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2020年3月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,233,896,866,001
追加型株式投資信託	860	12,520,759,630,112
単位型公社債投資信託	37	100,336,682,592
単位型株式投資信託	183	1,244,025,880,966
合計	1,106	15,099,019,059,671

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3．委託会社は、第34期事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第35期中間会計期間（自2019年4月1日至2019年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	49,071,217	41,087,475
金銭の信託	12,083,824	18,773,228
有価証券	-	153,518
未収委託者報酬	11,769,015	12,438,085
未収運用受託報酬	4,574,225	3,295,109
未収投資助言報酬	341,689	327,064
未収収益	59,526	56,925
前払費用	569,431	573,874
その他	427,238	491,914
流動資産計	78,896,169	77,197,195
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,156,953	1 1,096,916
器具備品	1 476,504	1 364,399
建設仮勘定	10,368	-
無形固定資産		
ソフトウェア	1,026,319	885,545
ソフトウェア仮勘定	904,389	1,522,040
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	60	23
投資その他の資産		
投資有価証券	1,721,433	1,611,931
関係会社株式	3,229,196	4,499,196
長期差入保証金	1,518,725	1,312,328
繰延税金資産	1,699,533	1,748,459
その他	101,425	97,892
固定資産計	11,848,840	13,142,665
資産合計	90,745,010	90,339,861

(単位:千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,003,550	2,183,889
未払金	5,081,728	5,697,942
未払収益分配金	1,031	1,053
未払償還金	57,275	48,968
未払手数料	4,629,133	4,883,723
その他未払金	394,288	764,196
未払費用	7,711,038	6,724,986
未払法人税等	5,153,972	3,341,238
未払消費税等	1,660,259	576,632
賞与引当金	1,393,911	1,344,466
役員賞与引当金	49,986	48,609
本社移転費用引当金	156,587	-
流動負債計	22,211,034	19,917,766
固定負債		
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
時効後支払損引当金	199,026	177,851
固定負債計	1,836,160	2,073,009
負債合計	24,047,195	21,990,776
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	44,349,855	45,949,372
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	44,226,562	45,826,079
別途積立金	24,580,000	31,680,000
研究開発積立金	300,000	-
運用責任準備積立金	200,000	-
繰越利益剰余金	19,146,562	14,146,079
株主資本計	65,902,812	67,502,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	795,002	846,755
評価・換算差額等計	795,002	846,755
純資産合計	66,697,815	68,349,085
負債・純資産合計	90,745,010	90,339,861

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	84,705,447		84,812,585	
運用受託報酬	19,124,427		16,483,356	
投資助言報酬	1,217,672		1,235,553	
その他営業収益	117,586		113,622	
営業収益計		105,165,133		102,645,117
営業費用				
支払手数料	37,242,284		36,100,556	
広告宣伝費	379,873		387,028	
公告費	1,485		375	
調査費	23,944,438		24,389,003	
調査費	10,677,166		9,956,757	
委託調査費	13,267,272		14,432,246	
委託計算費	1,073,938		936,075	
営業雑経費	1,215,963		1,254,114	
通信費	48,704		47,007	
印刷費	947,411		978,185	
協会費	64,331		63,558	
諸会費	22,412		22,877	
支払販売手数料	133,104		142,485	
営業費用計		63,857,984		63,067,153
一般管理費				
給料	11,304,873		10,859,354	
役員報酬	189,022		189,198	
給料・手当	9,565,921		9,098,957	
賞与	1,549,929		1,571,197	
交際費	58,863		60,115	
寄付金	5,150		7,255	
旅費交通費	395,605		361,479	
租税公課	625,498		588,172	
不動産賃借料	1,534,255		1,511,876	
退職給付費用	595,876		521,184	
固定資産減価償却費	1,226,472		590,667	
福利厚生費	49,797		45,292	
修繕費	4,620		16,247	
賞与引当金繰入額	1,393,911		1,344,466	
役員賞与引当金繰入額	49,986		48,609	
機器リース料	148		130	
事務委託費	3,037,804		3,302,806	
事務用消耗品費	144,804		131,074	
器具備品費	5,253		8,112	
諸経費	149,850		188,367	
一般管理費計		20,582,772		19,585,212
営業利益		20,724,376		19,992,752



(単位:千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		1,430		1,749
受取配当金		74,278		73,517
時効成立分配金・償還金		256		8,582
為替差益		8,530		-
投資信託解約益		236,398		-
投資信託償還益		93,177		-
受取負担金		-		177,066
雑収入		10,306		24,919
時効後支払損引当金戻入額		17,429		19,797
営業外収益計		441,807		305,633
営業外費用				
為替差損		-		17,542
投資信託解約損		4,138		-
投資信託償還損		17,065		-
金銭の信託運用損		99,303		175,164
雑損失		-		5,659
営業外費用計		120,507		198,365
経常利益		21,045,676		20,100,019
特別利益				
固定資産売却益		1		-
投資有価証券売却益		479,323		353,644
関係会社株式売却益	1	1,492,680	1	-
本社移転費用引当金戻入額		138,294		-
その他特別利益		350		-
特別利益計		2,110,649		353,644
特別損失				
固定資産除却損	2	36,992	2	19,121
固定資産売却損		134		-
退職給付制度終了損		690,899		-
システム移行損失		76,007		-
その他特別損失		50		-
特別損失計		804,083		19,121
税引前当期純利益		22,352,243		20,434,543
法人税、住民税及び事業税		6,951,863		6,386,793
法人税等調整額		249,832		71,767
法人税等合計		6,702,031		6,315,026
当期純利益		15,650,211		14,119,516

## (3)【株主資本等変動計算書】

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		-	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							300,000		
運用責任準備積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰余金の取崩									6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計		有価証券 評価差額金		
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	300,000	300,000			300,000
運用責任準備積立金の取崩	200,000	200,000			200,000
繰越利益剰余金の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	51,753	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## 表示方法の変更

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」842,996千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,699,533千円に含めて表示しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
建物	140,580	229,897
器具備品	847,466	927,688

(損益計算書関係)

1. 関係会社に対する事項

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
関係会社株式売却益	1,492,680	-

2. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
建物	298	1,550
器具備品	8,217	439
ソフトウェア	28,472	17,130
電話加入権	3	-

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	2017年3月31日	2017年6月22日
	A種種類株式				

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式					

## 第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式				

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類株式					

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

第33期(2018年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	49,071,217	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	12,083,824	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,448,968	1,448,968	-
資産計	78,947,251	78,947,251	-
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	-
負債計	4,629,133	4,629,133	-

第34期(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,488,684	1,488,684	-
資産計	77,082,582	77,082,582	-
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	-
負債計	4,883,723	4,883,723	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。



## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
非上場株式	272,464	276,764
関係会社株式	3,229,196	4,499,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第33期(2018年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	3,995	-	-

## 第34期(2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	-	-	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	-

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

## 2. その他有価証券

第33期(2018年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,267,157	146,101	1,121,055
投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,995	4,000	4
小計	3,995	4,000	4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額272,464千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第34期(2019年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,326,372	111,223	1,215,148
投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,990	4,000	9
小計	3,990	4,000	9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額276,674千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第33期(自2017年4月1日至2018年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	544,326	479,323	-
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

## 第34期(自2018年4月1日至2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	-
投資信託	-	-	-

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は2017年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	第34期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,718,372	2,154,607
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
数理計算上の差異の発生額	61,792	10,147
退職給付の支払額	111,758	158,018
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,316,796	-
退職一時金制度改定に伴う増加額	526,345	-
その他	-	438
退職給付債務の期末残高	2,154,607	2,289,044

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	第34期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
年金資産の期首残高	1,363,437	-
期待運用収益	17,042	-
事業主からの拠出額	36,672	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,417,152	-
年金資産の期末残高	-	-

## (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未積立退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未認識数理計算上の差異	204,636	150,568
未認識過去勤務費用	312,836	243,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
期待運用収益	17,042	-
数理計算上の差異の費用処理額	88,417	43,920
過去勤務費用の費用処理額	39,611	69,519
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	70,560	-
その他	1,620	3,640
確定給付制度に係る退職給付費用	456,577	411,963
制度移行に伴う損失(注)	690,899	-

(注) 特別損失に計上しております。

## (5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 4.42%

## 3. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	300,927	-
退職給付費用	53,156	-
制度への拠出額	35,640	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	391,600	-
退職一時金制度改定に伴う振替額	108,189	-
退職給付引当金の期末残高	-	-

## (2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 53,156千円 当事業年度 - 千円

## 4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度86,141千円、当事業年度104,720千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期	第34期
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	290,493	173,805
未払事業所税	11,683	10,915
賞与引当金	426,815	411,675
未払法定福利費	81,186	80,253
未払給与	9,186	7,961
受取負担金	-	138,994
運用受託報酬	-	102,490
資産除去債務	90,524	10,152
減価償却超過額(一括償却資産)	11,331	4,569
減価償却超過額	176,791	125,839
繰延資産償却超過額(税法上)	34,977	135,542
退職給付引当金	501,290	580,297
時効後支払損引当金	60,941	54,458
ゴルフ会員権評価損	13,173	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
本社移転費用引当金	47,947	-
その他	29,193	29,494
繰延税金資産小計	1,981,254	2,069,527
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,981,254	2,069,527
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	281,720	321,067
繰延税金負債合計	281,720	321,067
繰延税金資産の純額	1,699,533	1,748,459

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## (企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

## 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

## 2. 企業結合日

2016年10月1日

## 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

## 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

## 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

## 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

## 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

## 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

## (1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

## (2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- a. 発生したのれん  
76,224,837千円
- b. 発生原因  
被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
- c. のれんの償却方法及び償却期間  
20年間の均等償却

## (3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

- a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円
- うち現金・預金 11,605,537千円
- うち金銭の信託 11,792,364千円
- b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円
- うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

## (4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

- a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円
- b. 主要な種類別の内訳
- 顧客関連資産 53,030,000千円
- c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
- 顧客関連資産 16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

## (1) 貸借対照表項目

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	114,270,495千円	104,326,078千円
資産合計	114,270,495千円	104,326,078千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	13,059,836千円	10,571,428千円
負債合計	13,059,836千円	10,571,428千円
純資産	101,210,659千円	93,754,650千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	70,507,975千円	66,696,733千円
顧客関連資産	45,200,838千円	39,959,586千円

## (2) 損益計算書項目

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	9,012,128千円	9,043,138千円
経常利益	9,012,128千円	9,043,138千円
税引前当期純利益	9,012,128千円	9,091,728千円
当期純利益	7,419,617千円	7,489,721千円
1株当たり当期純利益	185,490円43銭	187,243円04銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,233,360千円	5,241,252千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)及び第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。



## (3) 兄弟会社等

## 第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,470,802	未払 手数料	894,336
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,079,083	未払 手数料	1,549,208

## 第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,048,352	未払 手数料	915,980
								子会社株式 の取得	1,270,000	-	-
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,215,017	未払 手数料	1,670,194

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
- (注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ  
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## (1株当たり情報)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,667,445円37銭	1,708,727円13銭
1株当たり当期純利益金額	391,255円29銭	352,987円92銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	第35期中間会計期間末 (2019年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		37,156,171
金銭の信託		18,742,684
有価証券		997
未収委託者報酬		11,945,046
未収運用受託報酬		3,120,602
未収投資助言報酬		332,118
未収収益		58,808
前払費用		781,218
その他		2,233,840
	流動資産計	74,371,488
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	1,051,855
器具備品	1	311,144
無形固定資産		
ソフトウェア		3,323,996
ソフトウェア仮勘定		213,219
電話加入権		3,931
電信電話専用施設利用権		6
投資その他の資産		
投資有価証券		958,309
関係会社株式		4,499,196
長期差入保証金		1,307,197
繰延税金資産		2,036,732
その他		95,551
	固定資産計	13,801,139
	資産合計	88,172,628

(単位:千円)

	第35期中間会計期間末 (2019年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	5,192,317
未払金	5,043,713
未払収益分配金	1,047
未払償還金	48,441
未払手数料	4,707,236
その他未払金	286,987
未払費用	6,512,990
未払法人税等	3,526,134
未払消費税等	516,610
前受収益	40,684
賞与引当金	1,281,617
役員賞与引当金	34,112
流動負債計	22,148,179
固定負債	
退職給付引当金	1,993,829
時効後支払損引当金	169,869
固定負債計	2,163,698
負債合計	24,311,878
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	19,552,957
資本準備金	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479
利益剰余金	41,866,681
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	41,743,387
別途積立金	31,680,000
繰越利益剰余金	10,063,387
株主資本計	63,419,638
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	441,111
評価・換算差額等計	441,111
純資産合計	63,860,750
負債・純資産合計	88,172,628

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	42,425,693	
運用受託報酬	7,240,514	
投資助言報酬	601,626	
その他営業収益	57,443	
	営業収益計	50,325,278
営業費用		
支払手数料	17,730,384	
広告宣伝費	125,471	
公告費	125	
調査費	12,182,415	
調査費	4,742,559	
委託調査費	7,439,855	
委託計算費	421,559	
営業雑経費	538,430	
通信費	22,517	
印刷費	410,573	
協会費	34,596	
諸会費	16,711	
支払販売手数料	54,031	
	営業費用計	30,998,386
一般管理費		
給料	4,829,571	
役員報酬	87,372	
給料・手当	4,615,868	
賞与	126,330	
交際費	17,168	
寄付金	6,499	
旅費交通費	165,035	
租税公課	291,415	
不動産賃借料	749,406	
退職給付費用	254,598	
固定資産減価償却費	1 345,421	
福利厚生費	21,538	
修繕費	1,263	
賞与引当金繰入額	1,281,617	
役員賞与引当金繰入額	34,112	
機器リース料	138	
事務委託費	1,700,671	
事務用消耗品費	50,852	
器具備品費	490	
諸経費	100,495	
	一般管理費計	9,850,295
営業利益		9,476,595

(単位:千円)

	第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	1,075	
受取配当金	11,185	
時効成立分配金・償還金	608	
時効後支払損引当金戻入額	7,743	
投資信託償還益	2,466	
受取負担金	287,268	
雑収入	2,670	
	営業外収益計	313,018
営業外費用		
為替差損	9,702	
投資信託償還損	1	
金銭の信託運用損	18,907	
雑損失	104	
	営業外費用計	28,716
経常利益		9,760,897
特別利益		
投資有価証券売却益	634,060	
	特別利益計	634,060
特別損失		
固定資産除却損	7,444	
	特別損失計	7,444
税引前中間純利益		10,387,514
法人税、住民税及び事業税		3,299,452
法人税等調整額		109,246
法人税等合計		3,190,205
中間純利益		7,197,308

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079
当中間期変動額							
剰余金の配当							11,280,000
中間純利益							7,197,308
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	4,082,691
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	10,063,387

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085
当中間期変動額					
剰余金の配当	11,280,000	11,280,000			11,280,000
中間純利益	7,197,308	7,197,308			7,197,308
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			405,643	405,643	405,643
当中間期変動額 合計	4,082,691	4,082,691	405,643	405,643	4,488,335
当中間期末残高	41,866,681	63,419,638	441,111	441,111	63,860,750

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 6～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。



## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

項目	第35期中間会計期間末 （2019年9月30日現在）		
1.有形固定資産の減価償却累計額	建物	...	274,959千円
	器具備品	...	965,214千円

## （中間損益計算書関係）

項目	第35期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）		
1.減価償却実施額	有形固定資産	...	97,348千円
	無形固定資産	...	248,073千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2.配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

## （金融商品関係）

第35期中間会計期間末（2019年9月30日現在）

## 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	37,156,171	37,156,171	-
(2) 金銭の信託	18,742,684	18,742,684	-
(3) 未収委託者報酬	11,945,046	11,945,046	-
(4) 未収運用受託報酬	3,120,602	3,120,602	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	699,937	699,937	-
資産計	71,664,441	71,664,441	-
(1) 未払手数料	4,707,236	4,707,236	-
負債計	4,707,236	4,707,236	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金・預金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## (3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

## 負債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	259,369
関係会社株式	4,499,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (有価証券関係)

第35期中間会計期間末

(2019年9月30日現在)

## 1. 子会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額4,499,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

区分	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	691,010	58,146	632,863
投資信託	5,937	3,000	2,937
小計	696,947	61,146	635,800
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,990	3,000	9
小計	2,990	3,000	9
合計	699,937	64,146	635,791

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## （企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

## 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

## 2. 企業結合日

2016年10月1日

## 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

## 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

## 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

## 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種種類株式15,510株を交付しました。

## 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

## 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

## (1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2019年9月30日まで

## (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

## (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん金額 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

## (4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円

うち現金・預金 11,605,537千円

うち金銭の信託 11,792,364千円

b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円

うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

## (5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円

## b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030,000千円

## c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

## (1) 貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	99,557,407千円
資産合計	99,557,407千円
流動負債	- 千円
固定負債	9,515,195千円
負債合計	9,515,195千円
純資産	90,042,211千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額64,791,112千円及び顧客関連資産の金額37,384,808千円が含まれております。

## (2) 損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	4,477,219千円
経常利益	4,477,219千円
税引前中間純利益	4,551,164千円
中間純利益	3,763,741千円
1株当たり中間純利益	94,093円53銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,574,777千円が含まれております。

## (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

第35期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1.セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

(1)サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,596,518円75銭
1株当たり中間純利益金額	179,932円71銭

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
中間純利益金額	7,197,308千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,197,308千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) みずほ信託銀行株式会社(「受託者」)

##### a. 資本金の額

2019年3月末日現在、247,369百万円

##### b. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
株式会社東邦銀行	23,519	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社きらぼし銀行( )	43,734	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社第三銀行( )	37,461	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社トマト銀行	17,810	日本において銀行業務を営んでおります。
大山日ノ丸証券株式会社	215	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ちばぎん証券株式会社	4,374	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
三津井証券株式会社	558	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2019年3月末日現在

( ) 新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。

### 2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

### 3【資本関係】

委託会社は、三津井証券株式会社の株式を5.7%保有しています。

持株比率5%以上を記載します。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。
- ・ 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
  - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
  - ・ 詳細情報の入手方法  
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など  
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
  - ・ 目論見書の使用開始日
  - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。  
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法  
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
  - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
  - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。
- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

令和2年5月8日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光スマート・アロケーション・ファンド（安定型）の令和1年9月21日から令和2年3月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光スマート・アロケーション・ファンド（安定型）の令和2年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年11月28日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川 敬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。